
江戸川区
熟年しあわせ計画
(老人福祉計画) 及び
第9期介護保険事業計画
中間のまとめ

令和5年12月



江戸川区

この計画は、皆様からのご意見や検討委員会の議論、令和6年度以降の予算の成立状況等により、今後内容を変更する場合があります。

熟年しあわせ計画及び第9期介護保険事業計画の策定に向けて

私たちの住む江戸川区には、多くの高齢者が生活しています。その一人ひとは、自身の成長とともにそれぞれの立場で、地域社会の発展に力を尽くしてきました。その過程で培われた知識や技能は、私たちが未来をともに生きていくための礎であり、そのことへの感謝の気持ちを忘れてはなりません。

私たちも等しく年を重ね高齢者になります。この認識のもと、どの世代であってもお互いを思いやり、誰もが希望と生きがいを持って暮らせる「誰一人取り残されないまち」の実現に向け、支え合える制度や施策を検討する必要があります。

平成12年4月に介護保険制度が発足してから、来年で25年目を迎えます。この間、区の高齢者人口は1.9倍に増え、本年10月1日時点で146,898人となり、高齢化率は21%を超えています。今後も高齢化が進む一方、支える側の世代である現役世代は減少していきます。

第9期中の令和7年には、いわゆる団塊の世代全てが75歳以上になります。今まで以上に介護保険制度の持続可能性の確保に重きを置き、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自分らしい生活ができる社会をつくっていくことが求められています。

本年は、令和6年度から始まる3か年の「熟年しあわせ計画及び第9期介護保険事業計画」の策定の年にあたります。そのため、「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会」では、区の高齢者施策や介護保険事業の実績と課題を踏まえ、それらがさらに充実したものになるよう、今後の方向性についての議論を重ねてまいりました。

この「中間のまとめ」は、これまでの検討内容に基づき作成したものです。広く区民の皆様や事業者の方々にお目通しいただき、率直なご意見・ご提案をお寄せいただければ幸いです。

令和5年12月

江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会
委員長 小川 勝

目 次

第 1 部 総 論.....	1
----------------	---

第 1 章 計画の目的と性格.....	2
1 計画改定の目的.....	2
2 計画の性格.....	3
3 計画期間.....	4
4 計画改定のための取組.....	5
(1) 調査概要.....	5
(2) 計画改定のための体制.....	6
(3) 情報公開及び意見募集.....	6
第 2 章 基本理念と施策の体系.....	7
1 基本理念と施策の柱.....	7
2 施策の体系.....	8
3 成果指標.....	10

第 2 部 区の現状と課題.....	13
--------------------	----

第 1 章 区の現況と推計.....	14
1 将来の人口構成.....	14
(1) 総人口の推移・推計.....	14
(2) 高齢者人口の推移・推計.....	15
(3) 日常生活圏域別の高齢化率の推移・推計.....	16
2 高齢者の世帯の状況.....	18
3 住まいの状況.....	21
4 介護保険被保険者及び要介護認定者の推移・推計.....	22
5 認知症の方(疑い含む)の状況.....	24
6 新興感染症について.....	25
第 2 章 介護保険サービス等の現状と課題.....	26
1 介護保険サービス利用者.....	26
2 居宅サービス.....	28
(1) サービス別利用者数・利用割合.....	28
(2) 居宅サービス支給限度基準額に対する利用割合.....	31
3 居住系サービス.....	32
4 地域密着型サービス.....	33

5 施設サービス	36
----------	----

第 3 部 地域共生社会の実現に向けて	39
---------------------	----

第 1 章 地域共生社会の実現に向けて	40
1 江戸川区が目指す地域共生社会	40
(1) 地域共生社会構築の拠点「なごみの家」	40
(2) 重層的支援体制整備事業	41
(3) 生活支援体制整備事業	42
(4) 今後の目標・方向性	43
2 区の具体的な取組	44
(1) 住み慣れたまちで自分らしく	44
(2) 「熟年しあわせ計画及び第 9 期介護保険事業計画」施策の 5 つの柱	45
1. 生きがいに満ちた地域づくり	46
2. 生涯現役の健康づくり	48
3. 安心と信頼のサービスづくり	50
5. 生活を支える体制づくり	54

第 4 部 高齢者保健福祉施策の展開	56
--------------------	----

第 1 章 熟年しあわせ計画	57
《 施策の柱と事業計画 》	57
1 生きがいに満ちた地域づくり	57
2 生涯現役の健康づくり	67
3 安心と信頼のサービスづくり	80
4 みんなにやさしいまちづくり	86
5 生活を支える体制づくり	96
第 2 章 介護保険事業計画	110
1 介護保険サービス量等の見込み	110
(1) 居宅サービス	110
(2) 居住系サービス	117
(3) 施設サービス	118
(4) 地域密着型サービス	122
(5) 介護予防・生活支援サービス	131
(6) 地域支援事業の主要事業と事業量の見込み	132
2 介護保険財政の実績と見込み	133
(1) 介護保険財政の 3 年間のまとめ	133

(2)	保険給付費財源の財源構成及び内訳	134
(3)	保険料の収納状況及び使途	135
(4)	介護給付費準備基金	135
3	保険給付費等及び保険料の見込み額	136
(1)	保険給付費を推計する上での主な留意点	136
(2)	計画期間における保険給付費等見込み額	136
(3)	介護給付費準備基金の活用	136
(4)	第9期介護保険事業計画における介護保険料 保険料基準額	137
(5)	第1号被保険者の所得段階別保険料	137
4	介護保険事業を円滑に推進するための施策	141
(1)	サービス利用等における低所得者への配慮	141
(2)	介護人材の確保に向けた各種事業の実施	142
(3)	サービスの質の向上のための方策	144
5	権利擁護事業の充実	149
(1)	判断能力が低下した人への支援	149
(2)	高齢者虐待への対応	150
6	介護保険事業の推進	151
(1)	公平・公正な要介護認定の実施	151
(2)	各種介護保険事業の指定事務の実施	152
(3)	業務効率化に向けた取組	152
(4)	介護保険事業計画の推進・評価	153

資料	154
----	-----

1	江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討 委員会委員名簿	155
2	全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要	156

第 1 部

總 論

第1章 計画の目的と性格

1 計画改定の目的

令和5年(2023年)4月に国立社会保障・人口問題研究所が公表した「日本の将来推計人口」では、我が国の高齢者数は、すべての団塊の世代が75歳以上となる令和7年(2025年)に3,653万人に達した後、令和25年(2043年)に3,953万人でピークを迎え、その後は減少に転じるとされています。

ピーク時は、85歳以上人口が急増し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など、様々なニーズのある要介護高齢者の増加が見込まれると同時に、現役世代(担い手である生産年齢人口)の急減が顕著となり、高齢者を支える人材の不足が大きな課題として表れてきます。

江戸川区においても高齢化は着実に進んでおり、令和5年(2023年)10月1日現在(認定者数は同年8月末現在)65歳以上の高齢者数は146,898人で介護保険制度が始まった平成12年度同期比1.9倍、要介護認定者数は29,949人で同期比3.9倍に増加しており、今後、支えを必要とする高齢者やその家族が増加するとともに、高齢者を支える人材は減少すると考えられます。

これらの備えとして、本区では令和7年(2025年)を見据え、「江戸川区熟年しあわせ計画(老人福祉計画)及び第6期介護保険事業計画」(平成27年3月策定)以降、可能な限り住み慣れた地域で高齢者が自立した生活が送れるよう、その人の状態に応じた医療・介護・予防・住まい及び生活支援を切れ目なく提供する「地域包括ケアシステム」の段階的な構築に取り組むとともに、介護保険制度の安定的な運用に努めてきました。

本計画は、かかる背景や経緯を踏まえ、これまでの本区の高齢者施策や介護保険事業の動向を検証するとともに、団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となる令和22年(2040年)やそれ以降の見通しを十分に検討した上で、本区の基本理念である「ともに生きるまち」の具現化に向け、多様な主体が相互に連携・協働しながら地域の課題に対応していくことを目指し策定するものです。

団塊の世代とは、昭和22～24年生まれの「戦後のベビーブーム世代」をいいます。

団塊ジュニア世代とは、昭和46～昭和49年生まれの世代をいいます。

2 計画の性格

「江戸川区熟年しあわせ計画（老人福祉計画）」は、老人福祉法第 20 条の 8 の規定に基づく「区市町村老人福祉計画」であり、高齢者の保健福祉施策の充実を図るための計画です。

また、「江戸川区介護保険事業計画」は、介護保険法第 117 条によりすべての区市町村に策定が義務づけられている「区市町村介護保険事業計画」であり、介護サービスの円滑な実施を図るとともに、サービス提供体制の確保及び効率的な運営を実現するための計画です。

「江戸川区介護保険事業計画」は、「江戸川区熟年しあわせ計画（老人福祉計画）」の部分計画に位置づけられ、両計画が一体となって、高齢者施策の総合的な推進を図ります。第 9 期は、計画期間中に令和 7 年（2025 年）を迎えることを踏まえるとともに、令和 22 年（2040 年）やその先を展望して、中長期的な視点に立った施策の方向性を定めるものとなります。

なお、両計画は「ともに生きるまちを目指す条例」に基づき、2100 年の区の姿を描いた「2100 年の江戸川区（共生社会ビジョン）」や 2030 年までに区が行う取組を SDGs の目標ごとに整理した「2030 年の江戸川区（SDGs ビジョン）」、そして高齢者施策の理念を規定した「歳を重ねても幸せに暮らせるまち条例」を踏まえ、区民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、目標達成につなげることを目指し策定されています。

さらに、東京都が策定する「東京都高齢者保健福祉計画」をはじめ、「東京都介護保険事業支援計画」や「東京都保健医療計画」との整合性も保つこととしています。

〔 江戸川区熟年しあわせ計画・介護保険事業計画の位置づけ 〕



4 計画改定のための取組

(1) 調査概要

区民等の意見や要望などを計画の改定に反映するため、令和4年度に次の6種類の調査を行いました。

各調査結果の詳細は、「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」(令和5年4月)として公表しています。

(江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査)

調査名	熟年者の健康と生きがいに関する調査	介護保険サービス利用に関する調査	介護保険制度に関する意識調査
調査方法	郵送配布 - 郵送回収		
調査対象者	要介護状態となる前の65歳以上の区民 (令和4年11月1日時点)	65歳以上の要介護(要支援)認定を受け、施設サービス、認知症高齢者グループホーム、有料老人ホームを利用していない区民 (令和4年11月1日時点)	50歳以上65歳未満の区民 (令和4年11月1日時点)
抽出方法	介護保険被保険者台帳より無作為抽出		住民基本台帳より無作為抽出
調査期間	令和4年11月9日～12月9日		
対象者及び回収率	対象者数：9,000 有効回収数：5,885 有効回収率：65.4%	対象者数：1,400 有効回収数：796 有効回収率：56.9%	対象者数：800 有効回収数：354 有効回収率：44.3%

調査名	介護保険サービス事業者調査	介護支援専門員調査	在宅介護実態調査
調査方法	郵送配布 - 郵送回収		認定調査員による聞き取り
調査対象者	区内で介護保険サービスを提供している事業所	居宅介護支援事業所等に属する介護支援専門員	在宅の要支援・要介護認定を受けている方のうち、更新申請・区分変更申請に伴う認定調査を受ける方
抽出元	事業者名簿		-
調査期間	令和4年11月9日～12月15日		令和4年9月9日～令和5年1月11日
対象者及び回収率	対象者数：596 有効回収数：333 有効回収率：55.9%	対象者数：535 有効回収数：349 有効回収率：65.2%	対象者数：- 有効回収数：760 有効回収率：-

(2) 計画改定のための体制

江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会設置要綱に基づき、学識経験者、保健・医療・社会福祉関係者、区民代表、区議会議員、行政代表からなる「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会」を設置し、検討委員会での議論を通して計画の改定について検討しています。

(委員名簿は 155 ページを参照)

(3) 情報公開及び意見募集

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会」の公開

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会」を公開するとともに、区ホームページに各回の議事録を掲載しています。

「中間のまとめ」の公表・意見募集

本計画について広くご意見・ご提案をいただけるように、「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画中間のまとめ」を広報、区ホームページ等で周知・公表し、意見募集を行っています。

第2章 基本理念と施策の体系

1 基本理念と施策の柱

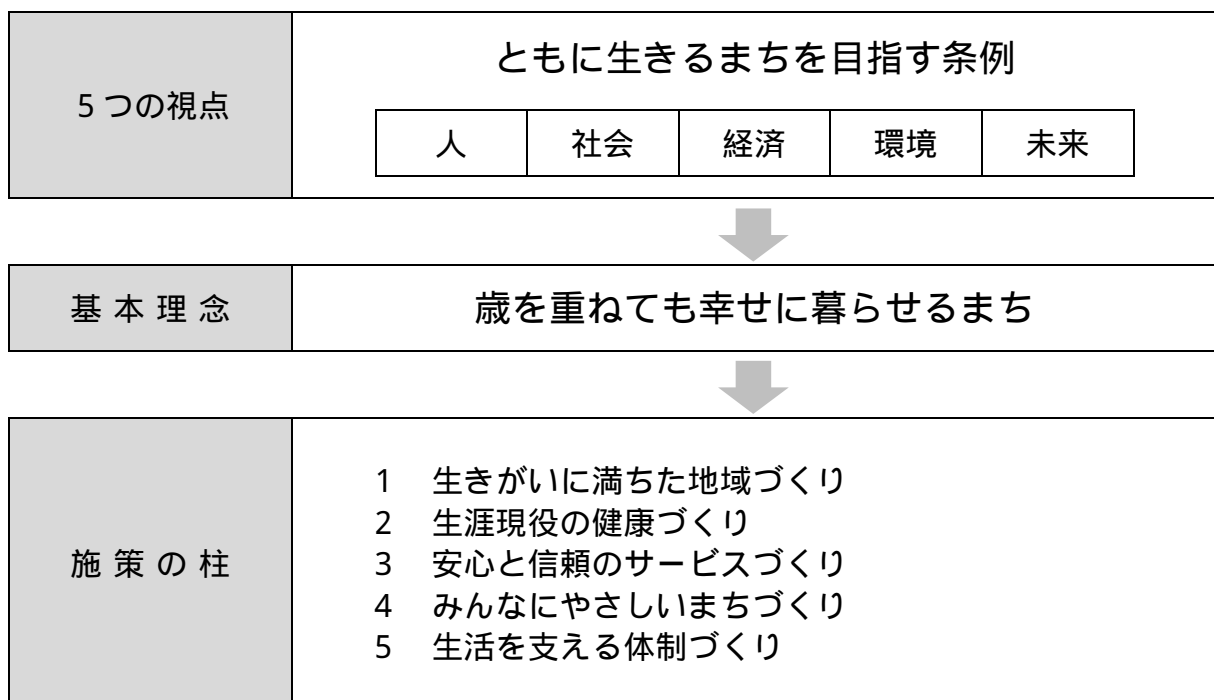
本区は、令和3年(2021年)に、誰もが安心して自分らしく暮らせる共生社会を実現することを目的に、目指すべきまちの姿や区と区民、事業者が果たす役割を定めた「ともに生きるまちを目指す条例」を制定しました。

この条例は、今日生まれた子どもたちが生活する2100年の未来が、夢と希望に満ちあふれたものになるよう「人とともに生きる」、「社会とともに生きる」、「経済とともに生きる」、「環境とともに生きる」、「未来とともに生きる」という5項目を基本的な考えとしています。

この5つの視点を踏まえ、令和5年(2023年)に、高齢福祉施策の理念を定めた「歳を重ねても幸せに暮らせるまち条例」を制定しました。

地域の高齢者が誰一人取り残されることなく希望と生きがいに満ち、住み慣れた場所で安心して幸せに暮らせるまちを実現するため、本計画では高齢者福祉施策の柱として「生きがいに満ちた地域づくり」「生涯現役の健康づくり」「安心と信頼のサービスづくり」「みんなにやさしいまちづくり」「生活を支える体制づくり」の5項目を定め、取り組んでいきます。

{ 計画の基本理念と施策の柱 }



2 施策の体系

施策の柱

基本理念

歳を重ねても幸せに暮らせるまち

1 生きがい
満ちた地域づくり

ボランティア

生涯学習

就労

2 生涯現役の
健康づくり

健(検)診・相談

普及啓発

介護予防

3 安心と信頼の
サービスづくり

介護保険事業

生活支援

4 みんなにやさしい
まちづくり

バリアフリー

防災

住まい

5 生活を支える
体制づくり

認知症施策

権利擁護

ネットワークづくり

事業名

<p>ボランティアの推進 ボランティア活動の活性化に向けた取組の推進 すくすくスクールでのボランティア活動 学校における交流の推進 町会・自治会などを基礎としたコミュニティの活性化 なごみの家による地域づくりの推進</p>	<p>くすのきクラブへの支援 ふれあい訪問員活動の充実 ジュニア訪問員活動の充実 熟年介護サポーターの育成 江戸川総合人生大学での学びの推進 文化・スポーツコンシェルジュによる活動情報の提供 くすのきカルチャー教室の充実</p>	<p>高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進 スポーツ活動支援の充実 高齢者の社会参加・地域交流を促進する行事の実施 みんなの就労センターへの支援 シルバー人材センターへの支援 「シルバーお助け隊」の実施</p>
---	--	---

<p>「健康サポートセンター」の機能の充実 健康寿命延伸のための健診(検診) 健康寿命延伸のための相談等の充実 8020運動の推進・成人歯科健診 江戸川区口腔保健センターの運営支援 感染症予防対策の充実 食を通じた心とからだの健康づくり 健康学習の場と機会の提供</p>	<p>健康づくりのリーダーが活躍できる仕組みの整備 フレイル予防の推進 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施 リハビリテーション・運動支援の実施 リズム運動の推進 多様な健康運動・健康体操の推進 ウォーキングの推進 健康長寿協力湯の推進</p>	<p>三療サービスの実施 介護予防教室の充実 地域ミニデイサービス実施への支援 認知症の専門相談 介護予防を必要とする区民の把握と啓発の推進 介護予防ケアマネジメントへの取組</p>
---	--	---

<p>居宅サービス 居住系サービス 施設サービス 地域密着型サービス</p>	<p>介護予防・生活支援サービス 地域支援事業 サービス利用等における低所得者への配慮 介護人材の確保に向けた各種事業の実施</p>	<p>サービスの質の向上のための方策 権利擁護事業の充実 介護保険事業の推進</p>
--	--	--

<p>配食サービスの実施 紙おむつ等介護用品の支給・おむつ使用料の助成 徘徊探索サービスの実施 ケア機器等の給付・助成の実施</p>	<p>寝具乾燥消毒等サービスの実施 福祉理美容サービスの実施 民間緊急通報システム「マモルくん」の拡大 介護者交流会の開催 仕事と介護の両立支援事業</p>	<p>消費生活相談と情報提供の充実 戸別訪問収集の実施 生活福祉資金の貸付(社会福祉協議会) 不動産担保型生活資金の貸付(社会福祉協議会)</p>
--	--	---

<p>福祉のまちづくりの推進 だれもが快適に移動できるユニバーサルデザインの推進 公共施設のバリアフリー化の推進 駅施設のバリアフリー化の推進 人にやさしい道づくりの推進 区民生活の利便性を高めるバス交通などの充実</p>	<p>だれにもやさしい公園づくりの推進 区民との協働による防災体制の強化 避難行動要支援者への支援強化 交通安全対策への取組 居住支援協議会の取組 有料老人ホームの整備指導 特別養護老人ホーム待機者への支援 高齢者向け賃貸住宅の供給促進</p>	<p>都市型軽費老人ホームの整備支援 住まいの改造助成 民間賃貸住宅家賃等の助成 住まい関連ボランティアへの支援 戸建住宅耐震改修工事助成</p>
---	--	---

<p>情報提供の多様化と充実 相談・助言に関する窓口機能強化 認知症サポーターの養成 認知症地域ネットワーク活用事業 認知症早期発見・早期対応への取組</p>	<p>熟年者緊急短期入所実施事業 認知症徘徊等緊急一時保護実施事業 権利擁護の推進 社会福祉士等卒後連携事業 熟年相談室(地域包括支援センター)の機能強化</p>	<p>保健・医療・介護の連携強化 社会福祉協議会との連携強化 なごみの家による地域づくりの推進 民生・児童委員との連携強化 高齢者を見守るネットワークの強化</p>
---	---	--

3 成果指標

少子高齢化が進み社会の生産性向上が求められる中、行政は限りある人材と財源を有効に活用し、透明性・信頼性の高い効果的な施策を行う必要があります。行政の事業をあるべき姿に立ち返らせる仕組みが「EBPM (Evidence Based Policy Making)」です。

「EBPM」は、政策立案を勘や経験、思い込みではなく、政策目的と政策手段との論理的な繋がりを明確にし、この繋がりの裏付けとなるデータ等の根拠を可能な限り求め、「政策の基本的な枠組み」を示すことで、より効果的な事業展開を追求していく取組です。

国においてもこの考え方は積極的に取り入れられており、内閣府の取組方針では、政策目的の達成までに至る因果関係の仮説を示す「ロジックモデル」を作成すること、事業の必要性や効果を検証するためのデータ、アウトカムを測定する指標を積極的に盛り込むこととされています。

そこで、本計画においても、目標及び施策を実効性のあるものとするため、EBPMの考え方を取り入れることとします。具体的には、本計画に基づく本区の施策・事業が区民にどのようなプラスの影響をもたらしたのか（アウトカム指標）を推し量ることを主眼に、計画全体の成果指標として「幸福度」を設定します。さらに、「幸福度」の向上につながる指標として、5本の施策の柱ごとにも成果指標を設定します。

〔 計画全体の成果指標 〕

指標名	現状（2023年）		目標 （2026年）
	数値	出典	
幸福度	6.69点		増加

描く地域のイメージ

本区は、「歳を重ねても幸せに暮らせるまち」を目指していきます。

本計画を実施することで、高齢者が生きがいを持ち、社会とのつながりを実感しながら、支える側・支えられる側に分かれることなく、自分らしく暮らしていけるまちづくりが進み、高齢者の幸福度が高まっていくと考えています。

{ 5つの柱の成果指標 }

1 生きがいに満ちた地域づくり

指標名	現状（2023年）		目標 （2026年）
	数値	出典	
孤独感が「常にある」の割合	高齢者：5.0% 介護サービス利用者：11.1%		減少
地域づくりを進める活動への参加者としての「意向あり」と「既に参加している」割合	52.1%		増加

2 生涯現役の健康づくり

指標名	現状（2023年）		目標 （2026年）
	数値	出典	
65歳健康寿命（要介護2以上の認定を受ける年齢の平均）	男性：82.42歳 女性：85.89歳 （2021年）		増加
健康維持に「取り組んでいる」割合	58.3%		増加

3 安心と信頼のサービスづくり

指標名	現状（2023年）		目標 （2026年）
	数値	出典	
介護保険サービス利用の満足度で「ほぼ希望通りに利用できている」割合	84.1%		増加
75歳～84歳の要介護認定率	19.29%		減少

4 みんなにやさしいまちづくり

指標名	現状（2023年）		目標 （2026年）
	数値	出典	
江戸川区に「ずっと住みたい」割合	47.4%		増加
災害時に「自力で避難することができず、助けてくれる人を見当たらない」割合	12.2%		減少

5 生活を支える体制づくり

指標名	現状（2023年）		目標 （2026年）
	数値	出典	
認知症に関する相談先「どこに相談したらよいか分からない」割合	11.9%		減少
医療機関との連携が「取れている」割合	77.6%		増加

出典

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」（令和5年4月）
東京都保健医療局資料
介護保険事業状況報告
令和4年度＜第35回＞江戸川区民世論調査

コラム 「主観的幸福感」及び各柱の成果指標とその活用

○主観的幸福感をめぐる動向

かつての政策目標には、国民総生産（GNP）や一人当たり GDP の向上などの経済指標が掲げられてきました。しかし、経済指標だけでは真の福祉水準は測定しえないという観点から、近年では、住民の「主観的幸福感」という視点を取り入れる自治体が増えています。

○介護保険事業における主観的幸福感の重要性

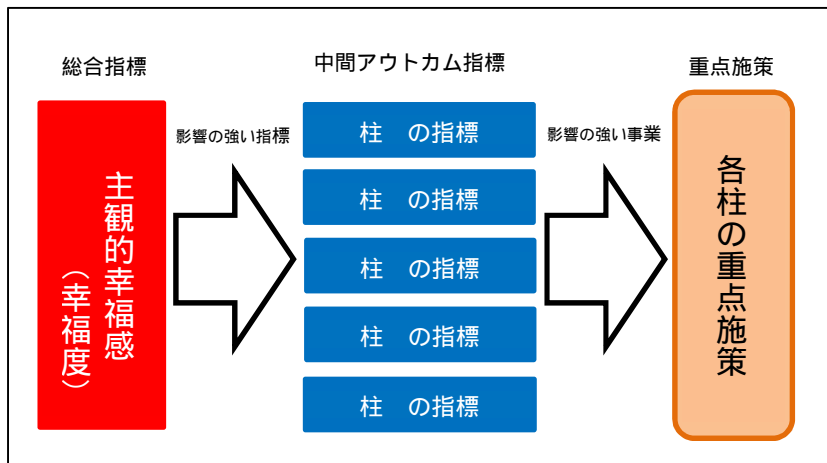
「主観的幸福感」は、「とても不幸」を0点、「とても幸せ」を10点として、自身がどのくらい幸せと感じているかを採点することで測定されます。「主観的幸福感」の高い人は自己効力感（自信を持つ）が高く、社会的な交流や健康に関する情報の収集、体を動かしたり医師の指示を守ったり、転倒しないよう気を付けたりするなど介護予防につながる行動をとる傾向があるとの研究報告がなされています。

このことから、本計画においては、「主観的幸福感」（＝幸福度）を計画全体の成果指標（総合指標）として設定しました。

○主観的幸福感を高めるための中間アウトカム指標（各柱の指標）

内閣府の調査研究によれば、「主観的幸福感」は、住居や雇用などの経済社会状況、心身の健康、家族や地域とのつながりなどが構成要素とされています。これらの要素のすべてを区の事業で制御することは難しいため、「主観的幸福感」と関連性の深い項目を施策の柱ごとに設け、これらを中間アウトカム指標と位置付けます。

なお、中間アウトカム指標の多くは、本区が実施している計画改定のための基礎調査の調査項目となっていますが、「主観的幸福感」とのクロス集計により、「主観的幸福感」との関連性・因果関係が認められることを確認しています。



○指標による計画の進捗管理

中間アウトカム指標を達成するため、各指標に関連性の深い事業を重点施策と位置付けます（第3部参照）。そして、重点施策の進捗状況については、第4部に掲載した各事業の目標値（アウトプット指標）の達成状況を、毎年確認・検証していきます。

中間アウトカム指標及び総合指標である「主観的幸福感」については、3年に1度、計画改定のための基礎調査の結果をもとに、確認・検証をしていきます。

第 2 部

区の現状と課題

第 1 章 区の現況と推計

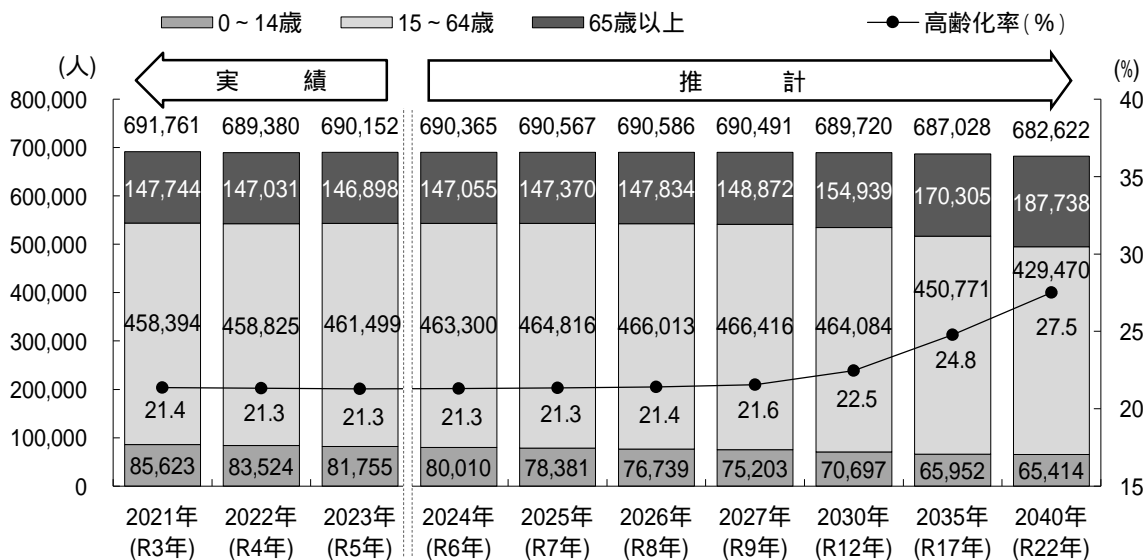
1 将来の人口構成

(1) 総人口の推移・推計

江戸川区の高齢化率は、徐々に高まっていく見込みです

- ・ 江戸川区の総人口は、令和 5 年(2023 年)10 月 1 日現在 690,152 人となっており、近年は 69 万人前後で推移しています。第 9 期計画期間の令和 6 年(2024 年)から令和 8 年(2026 年)までこの傾向は続く見込みです。
- ・ 65 歳以上の高齢者人口の割合は、令和 9 年(2027 年)まで 21%台で推移しますが、令和 17 年(2035 年)に 24.8%、令和 22 年(2040 年)には 27.5%となる見込みです。

(年齢階層別人口の推計)



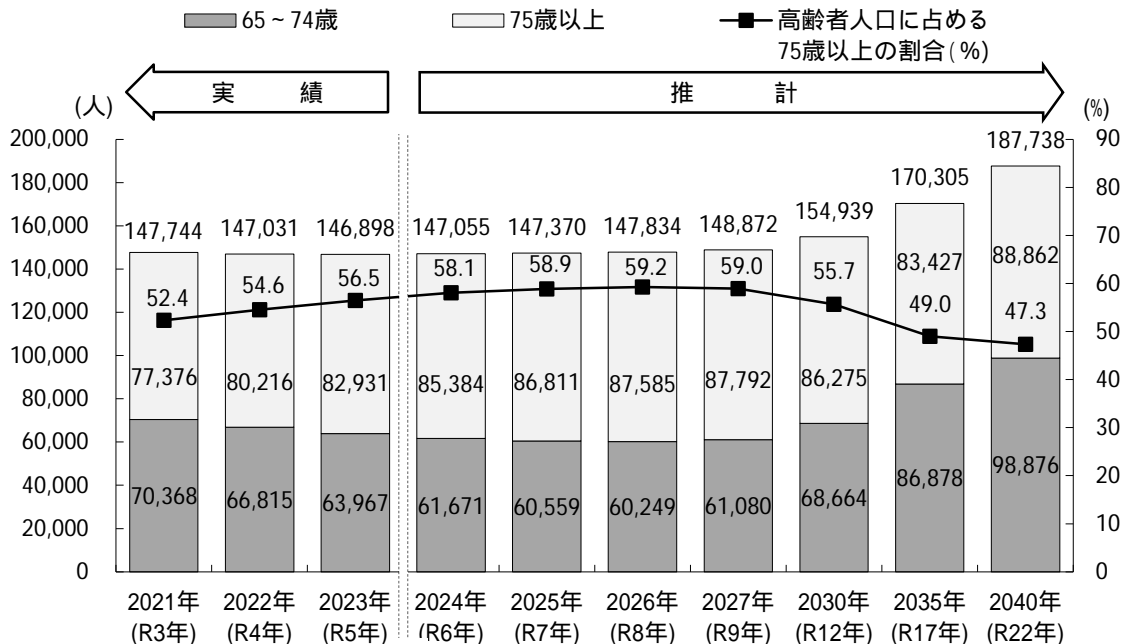
人口は、住民基本台帳（各年度 10 月 1 日現在）による
 高齢化率は、総人口に占める 65 歳以上人口の割合
 2021 年（令和 2 年）～ 2023 年（令和 5 年）は実績値
 2024 年（令和 6 年）以降は、コホート要因法による推計値（各年度 10 月 1 日時点）

(2) 高齢者人口の推移・推計

令和8年度(2026年度)には65歳以上人口に占める75歳以上人口の割合がピークを迎えます

- ・ 65歳以上の高齢者人口は、令和5年(2023年)10月1日現在146,898人であり、高齢化率は21.3%となっています。
- ・ 第9期計画期間中(令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度))では高齢者人口はゆるやかに増加しますが、令和17年度(2035年度)には170,305人、令和22年度(2040年度)には187,738人まで上昇する見込みです。
- ・ 特に介護が必要とされる75歳以上人口は、第9期計画期間中も増加を続け、計画期間の最終年となる令和8年度(2026年度)には65歳以上人口における75歳以上人口の割合が59.2%とピークになることが想定されています。

[65歳以上人口の推移・推計]



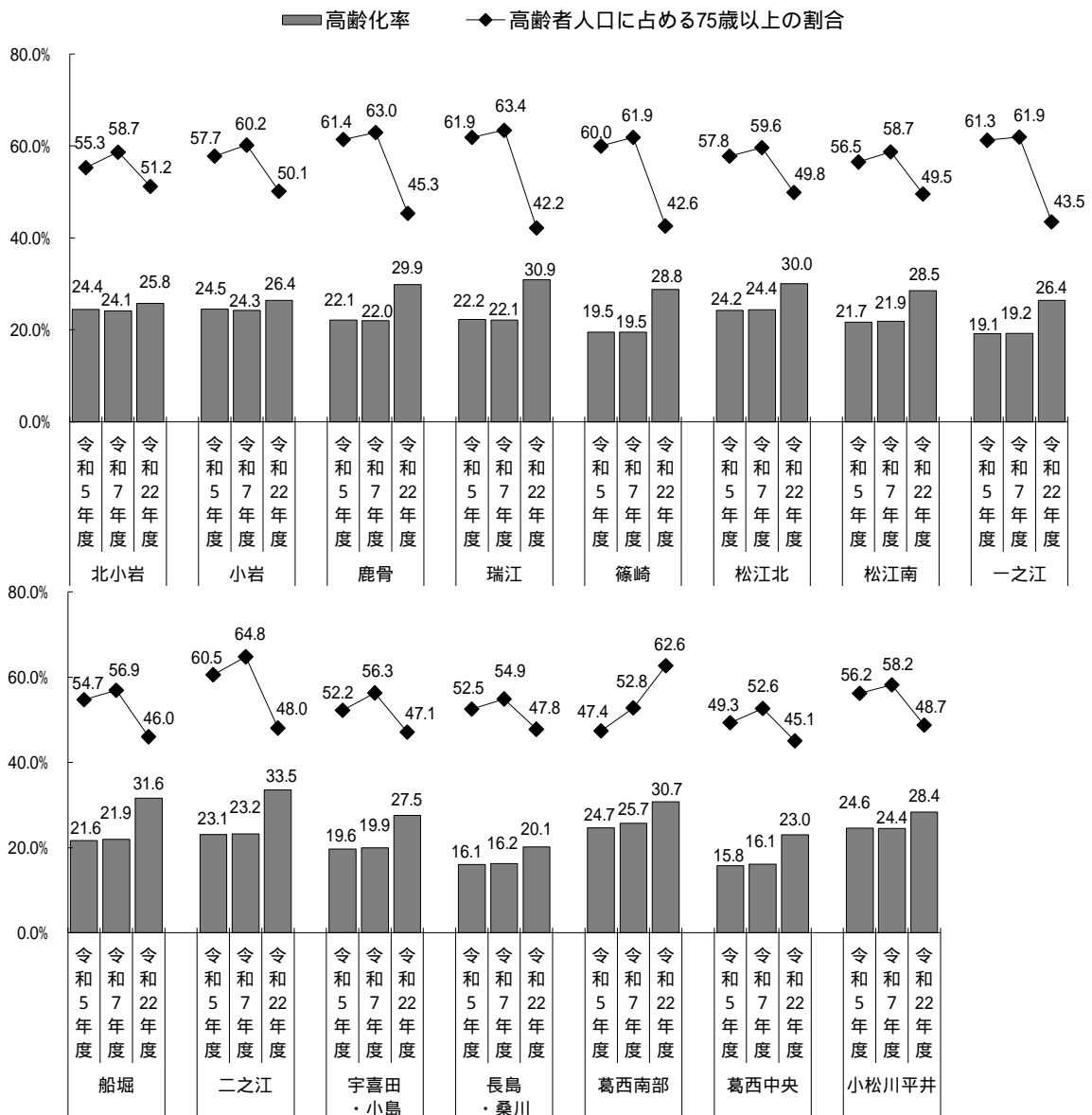
人口は、住民基本台帳(各年度10月1日時点)による
 高齢化率は、総人口に占める65歳以上人口の割合
 2021年(令和2年)～2023年(令和5年)は実績値
 2024年(令和6年)以降は、コーホート要因法による推計値(各年度10月1日時点)

(3) 日常生活圏域別の高齢化率の推移・推計

高齢化率は、葛西南部、小松川平井、小岩、北小岩、松江北圏域で24%を超えています

- ・ 令和5年(2023年)10月1日現在、高齢化率が高い地域は葛西南部、小松川平井、小岩、北小岩、松江北圏域で24%を超えています。一方、高齢者人口に占める75歳以上の方の割合は瑞江、鹿骨、一之江、二之江、篠崎圏域で60%以上となっています。
- ・ 令和22年度(2040年度)は、団塊ジュニア世代がすべて65歳以上となることで、葛西南部圏域を除き、高齢者人口に占める75歳以上の方の割合が減少します。

(日常生活圏域別高齢化率(令和5年度・令和7年度・令和22年度))
(2023年度) (2025年度) (2040年度)

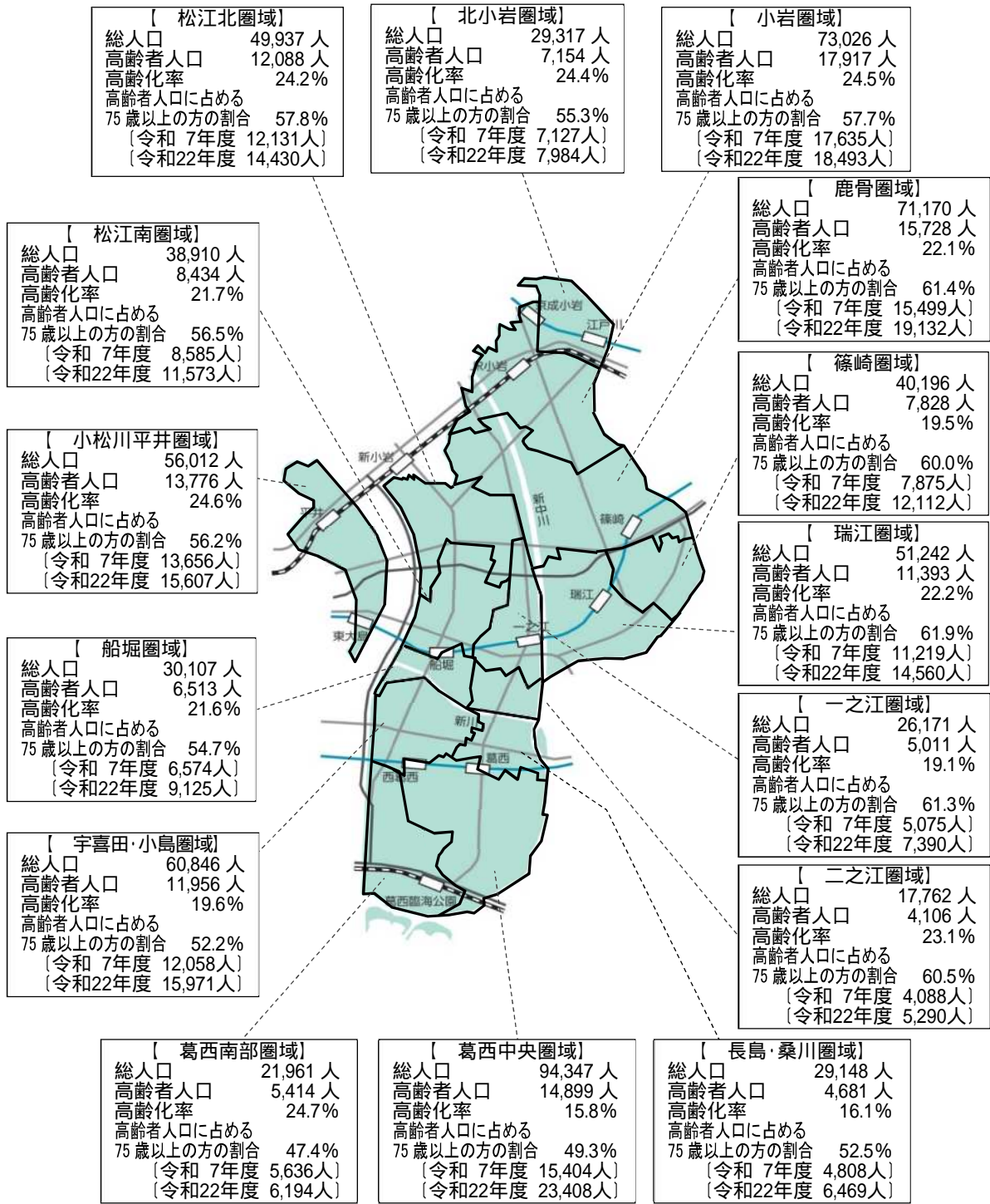


令和7年度、令和22年度はコーホート要因法により推計

日常生活圏域

日常生活圏域とは、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるように地理的条件、人口、施設の整備状況等を勘案して定めた区域のことです。

〔 15 の日常生活圏域と特性 〕



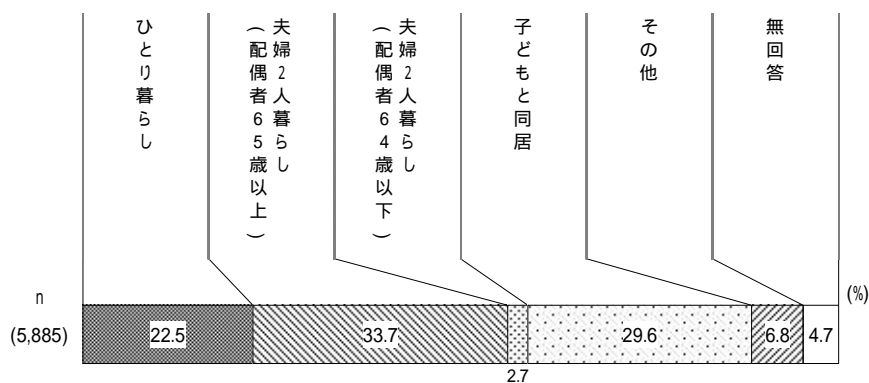
令和7年度、令和22年度はコーホート要因法により推計
 総人口・高齢者人口及び高齢化率は、令和5年10月1日時点
 江戸川区全体の高齢化率は、21.3%
 [] 内は、令和7年度、令和22年度の推計高齢者人口

2 高齢者の世帯の状況

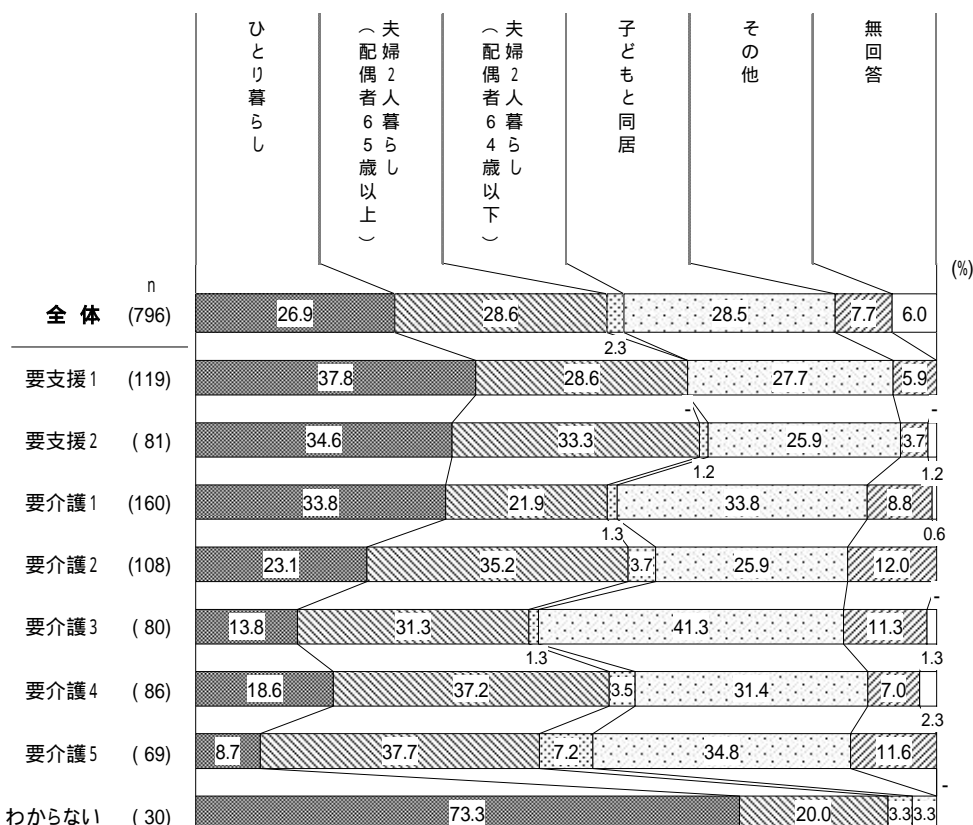
高齢者の過半数は、ひとり暮らし又は高齢夫婦2人暮らし世帯です

- ・ 要介護認定を受けていない一般高齢者の56.2%、要支援・要介護認定を受けている在宅の高齢者の55.5%が、ひとり暮らし又は高齢夫婦2人暮らし世帯です。
- ・ 要支援・要介護認定を受けている在宅の高齢者のうち、要支援1～2及び要介護1の人の3割台半ばから約4割はひとり暮らしです。高齢夫婦2人暮らし世帯を加えると要支援1～2で約7割となります。

〔 要介護認定を受けていない高齢者の世帯状況 〕



〔 要支援・要介護認定を受けている在宅の高齢者の世帯状況 〕

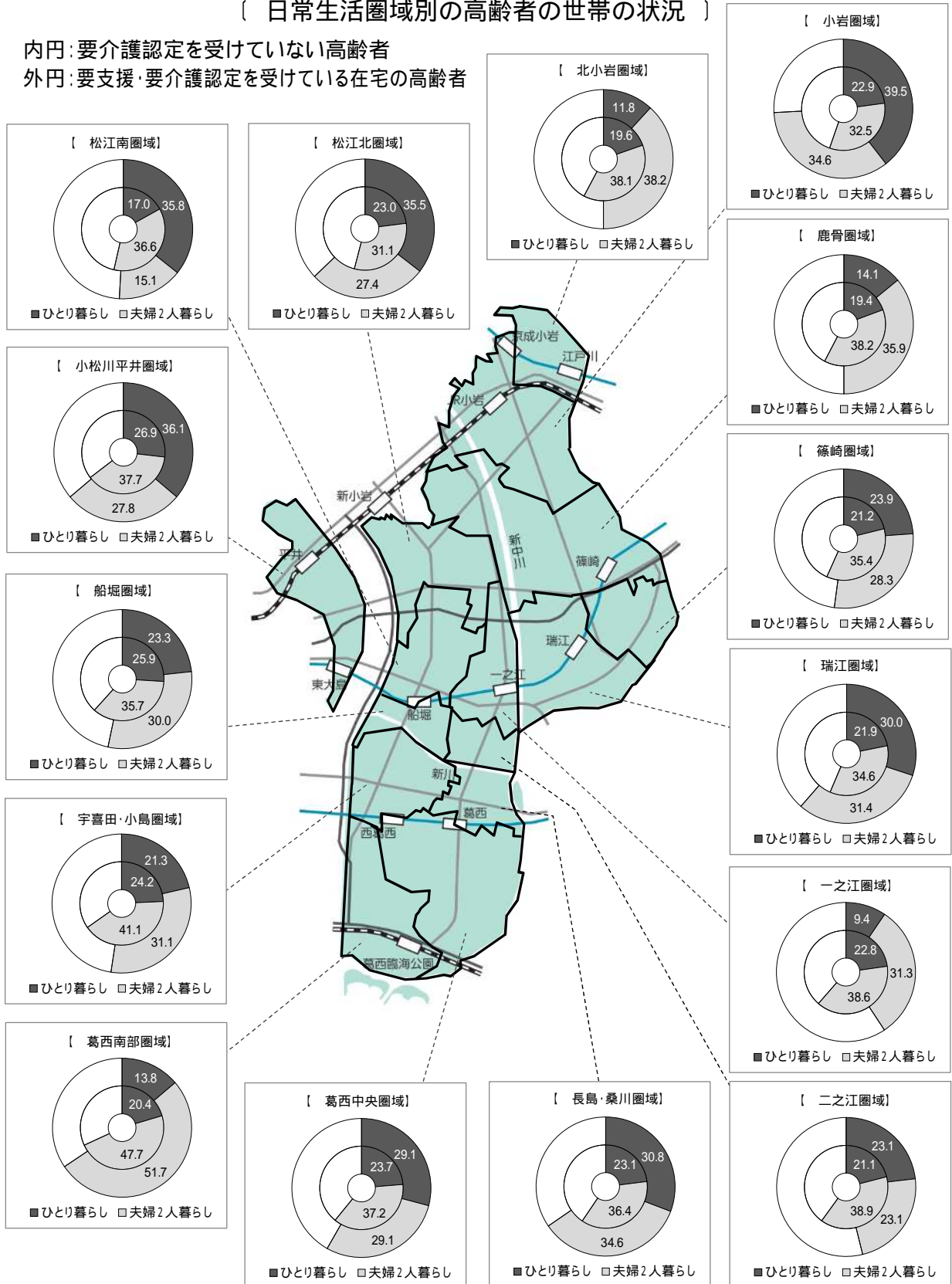


「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」(令和5年4月)より

- ・日常生活圏域別にみると、要介護認定を受けていない高齢者のうち、ひとり暮らし又は高齢夫婦2人暮らし世帯の割合は、葛西南部、宇喜田・小島、小松川平井圏域の順に高くなっています。

〔 日常生活圏域別の高齢者の世帯の状況 〕

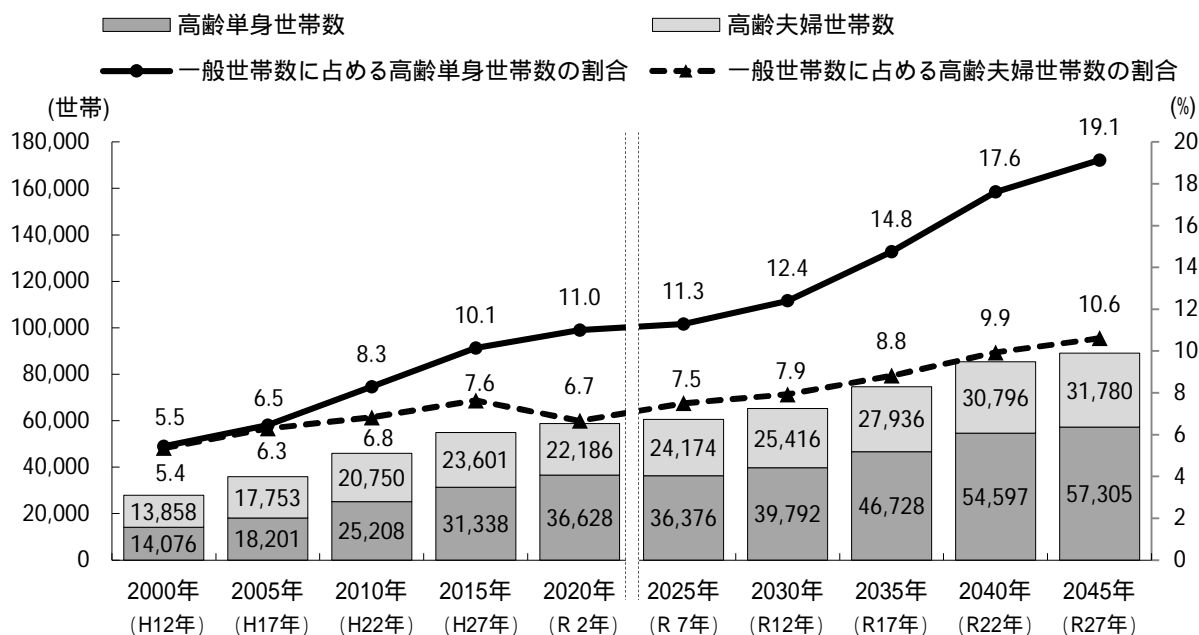
内円：要介護認定を受けていない高齢者
外円：要支援・要介護認定を受けている在宅の高齢者



区の高齢単身世帯や高齢夫婦世帯は、今後 20 年の間で増加していきます。
 (高齢夫婦世帯 = 夫 65 歳以上・妻 60 歳以上の世帯)

- ・令和 2 年の国勢調査によれば、同年の高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の一般世帯数に占める割合は、それぞれ 11.0%、6.7%となっています。介護保険制度が発足した平成 12 年以降、これらの世帯数は増加していきます。
- ・こうした傾向に、住民基本台帳を基にしたコーホート要因法による推計値を加味した将来推計では、令和 7 年時点で高齢単身世帯数はわずかに減少したのち、老年人口 (65 歳以上人口) の高まりと生産年齢人口 (15 歳 ~ 64 歳人口) ・年少人口 (0 歳 ~ 14 歳人口) の減少を背景に、高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯の世帯数・世帯割合はいずれも高まっていく見込みです。

(高齢者単身世帯、高齢夫婦世帯の推移・推計)

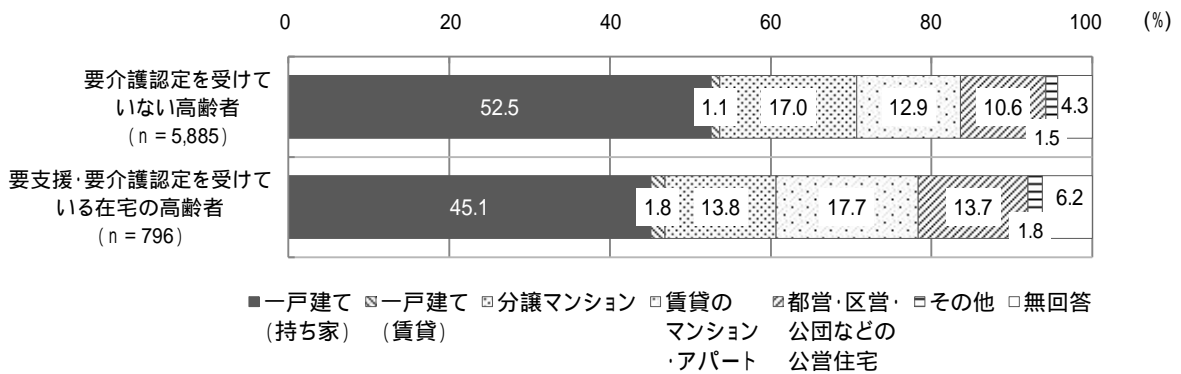


3 住まいの状況

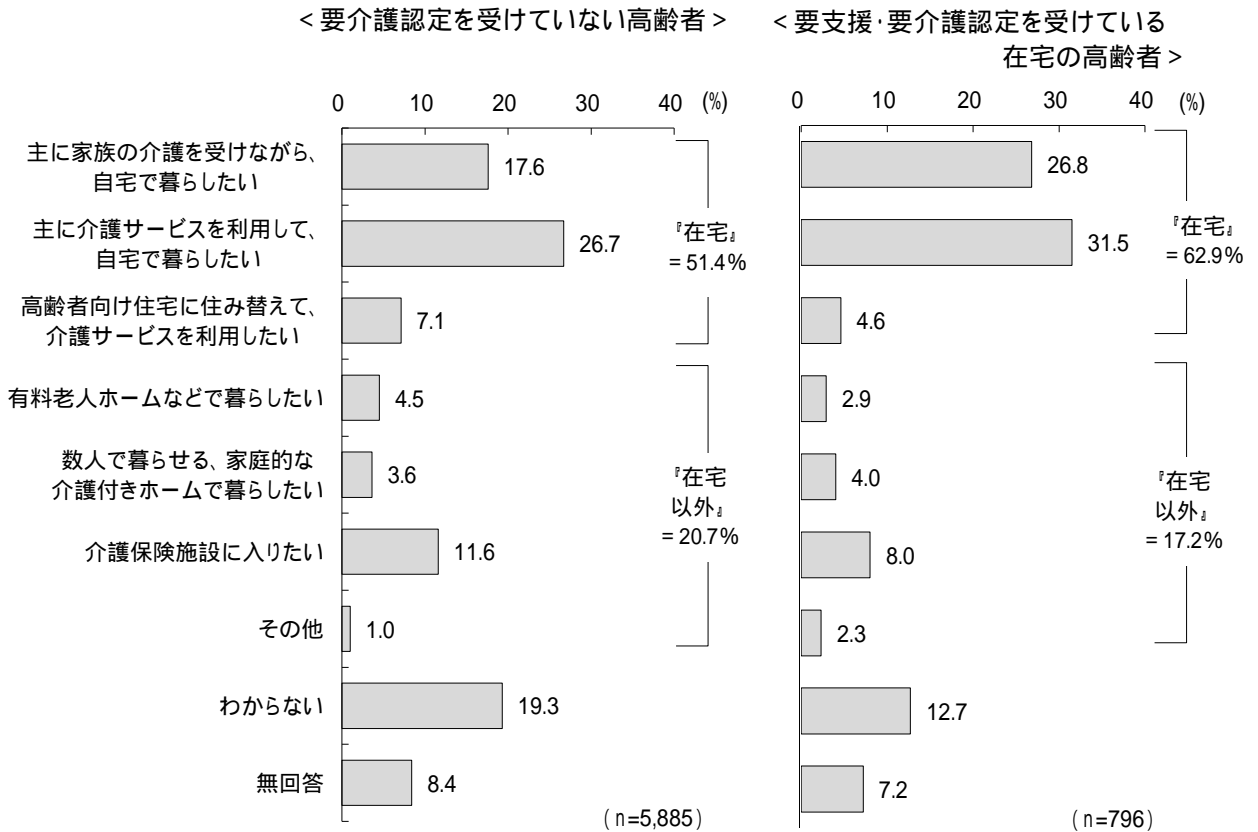
約半数が持ち家の一戸建てに居住しています

- ・ 要介護認定を受けていない高齢者の約 53%、要支援・要介護認定を受けている高齢者の約 45%が、持ち家の一戸建てに居住しています。
- ・ 今後介護を受けたい場所としては、半数以上が在宅を希望しています。

〔 住まいの形態 〕



〔 今後介護を受けたい場所 〕



「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」(令和5年4月)より

4 介護保険被保険者及び要介護認定者の推移・推計

要介護認定者数は増加し、要介護認定率が上昇しています

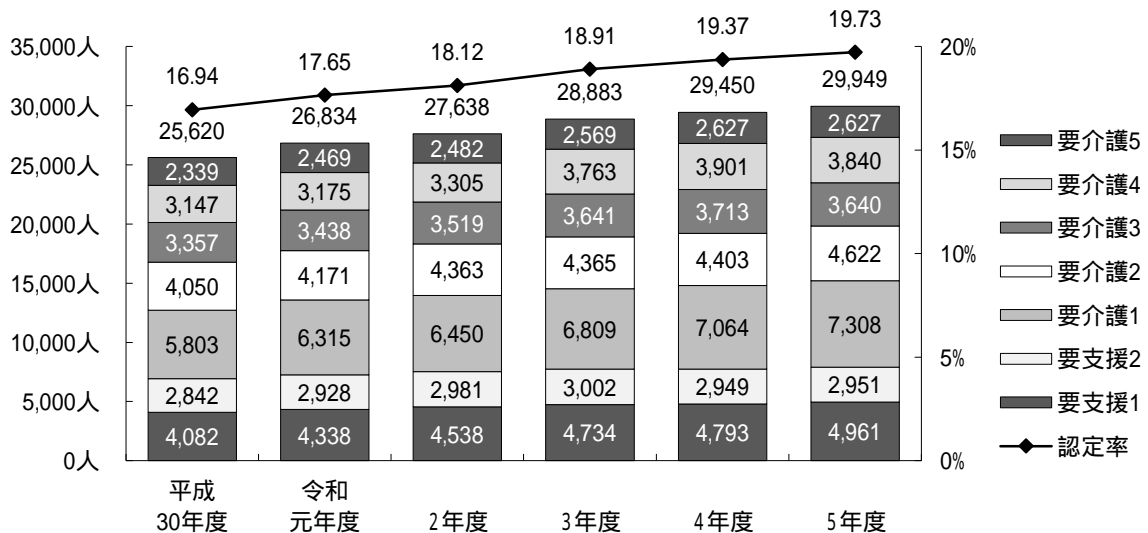
- ・ 第1号被保険者数は、全体では令和3年度の148,637人から令和5年度の147,800人へと減少していますが、75歳以上の第1号被保険者は増加しています。
- ・ 要介護認定者数は、平成30年度に25,000人を超え、令和5年度には29,949人、要介護認定率は19.73%に増加しています。
- ・ 要介護度別にみると、要支援1～要介護2の認定者は、全認定者数の3分の2近くを占めています。

〔 第1号被保険者数の推移 〕

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
第1号被保険者数	148,637人	147,944人	147,800人
65～74歳	70,566人	66,991人	64,124人
75～84歳	54,669人	56,212人	57,898人
85歳以上	23,402人	24,741人	25,778人

「介護保険事業状況報告」(各年度9月末現在)より

〔 要介護認定者数・要介護認定率の推移 〕



「介護保険事業状況報告」(各年度9月末現在。令和5年度のみ8月末現在)より

要介護認定率 = 65歳以上の要介護認定者数 ÷ 第1号被保険者数

要介護認定者数は、第1号被保険者と第2号被保険者の要介護認定者を合計したもの

令和 22 年度(2040 年度)の要介護認定者数は 36,353 人、認定率は 19.67%になると見込まれます

【 推 計 】

- ・ 第 1 号被保険者数は、令和 5 年度(2023 年度)以降増加を続け、令和 22 年度(2040 年度)には 188,840 人になると推計され、第 9 期計画期間の初年度(令和 6 年度 (2024 年度))に比較して 27.6%の増加が見込まれています。
- ・ 第 9 期計画期間中は前期高齢者数が微減し、後期高齢者数がそれを上回る増加となるため、第 1 号要介護認定率も増加すると予想されています。団塊世代ジュニアが全て高齢者となる令和 22 年度(2040 年度)には、第 1 号被保険者における前期高齢者の割合が 5 割を超えるため要介護認定率は 20%を下回ると見込まれます。

〔 第 1 号被保険者数の推計 〕

	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
第 1 号被保険者数	147,993 人	148,322 人	148,798 人	188,840 人
65～74 歳	61,834 人	60,719 人	60,408 人	99,137 人
75～84 歳	59,752 人	60,012 人	59,339 人	55,453 人
85 歳以上	26,407 人	27,591 人	29,051 人	34,250 人

各年度 9 月末現在

江戸川区「施策策定のための人口等基礎分析(中位推計値)」を基に算出

	令和 6 年度 (2024 年度)	令和 7 年度 (2025 年度)	令和 8 年度 (2026 年度)	令和 22 年度 (2040 年度)
第 1 号要介護認定者数	29,962 人	30,610 人	31,242 人	36,353 人
要支援 1	5,002 人	5,068 人	5,119 人	5,643 人
要支援 2	2,969 人	3,013 人	3,052 人	3,419 人
要介護 1	7,198 人	7,390 人	7,576 人	8,682 人
要介護 2	4,576 人	4,716 人	4,852 人	5,728 人
要介護 3	3,721 人	3,779 人	3,837 人	4,590 人
要介護 4	3,896 人	3,980 人	4,076 人	4,994 人
要介護 5	2,600 人	2,664 人	2,730 人	3,297 人
第 1 号要介護認定率	20.25%	20.64%	21.00%	19.67%
第 2 号要介護認定者数	846 人	882 人	912 人	799 人
要介護認定者数合計	30,808 人	31,492 人	32,154 人	37,152 人

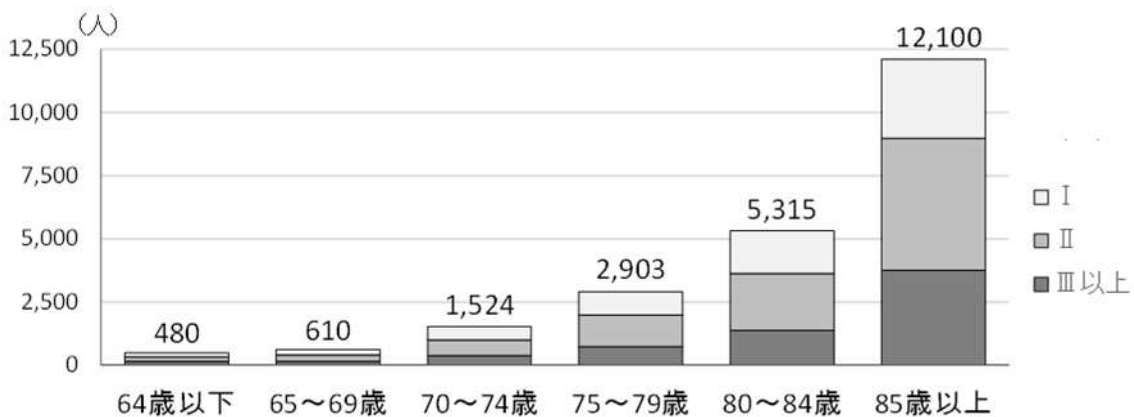
各年度 9 月末現在

5 認知症の方（疑い含む）の状況

要介護認定を受けている方のうち、8割近くの方は認知症です

- ・ 要介護認定を受けている方の認知症の状況をみると、加齢とともにその数は上昇していきます。65歳～69歳の方の610人に対し、85歳以上では、1万2千人以上の方が認知症を有しています。全体では、要介護認定者数約3万人に対し、8割近くの約2万3千人の方が認知症を有しています。この数は高齢化に伴って、今後も増える見込みです。
- ・ すべての年代で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが見られる日常生活自立度 M の方が最も多くなっています。

〔 要介護認定を受けている方の認知症の状況 〕



	64歳以下	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85歳以上	合計
	156人	214人	526人	927人	1,691人	3,113人	6,627人
	179人	249人	629人	1,247人	2,254人	5,234人	9,792人
以上	145人	147人	369人	729人	1,370人	3,753人	6,513人
合計	480人	610人	1,524人	2,903人	5,315人	12,100人	22,932人

要介護認定情報（令和5年9月末現在）より

日常生活自立度の区分が、 M に該当しない自立又は不明の方を除く

〔 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準 〕

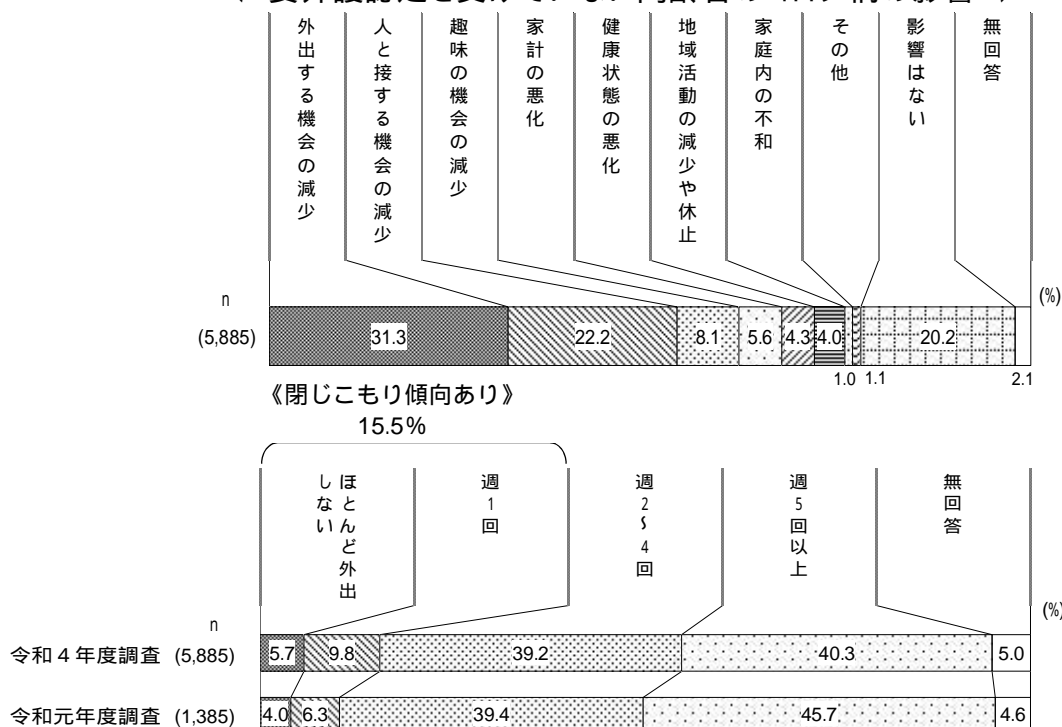
ランク	判定基準
	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している
	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、だれかが注意していれば自立できる
	ランク I の症状が見られ、介護を必要とする（徘徊、失禁などが見られる）
	ランク II の症状が頻繁に見られ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする

6 新興感染症について

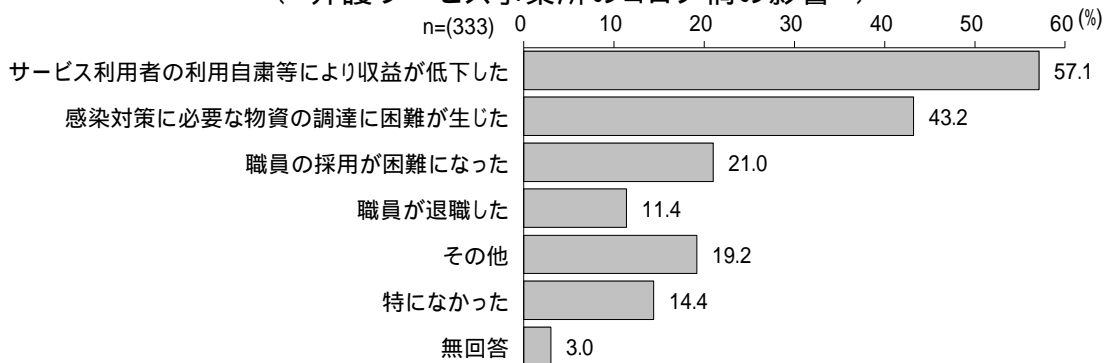
感染症の流行は、物理的な移動をとまなう行動に大きな影響を与えます

- ・世界的な流行を見せた新型コロナウイルス感染症は、三度の緊急事態宣言を発出させるなど、我が国の人流や経済活動は大きな影響を受けました。
- ・とりわけ高齢者への影響は大きく、要介護認定を受けていない高齢者は、コロナ禍の影響として「外出する機会の減少」(31.3%)や「人と接する機会の減少」(22.2%)を多くあげており、コロナ禍前に比べて《閉じこもり傾向あり》も増加しています。
- ・このほか、介護サービス事業所の運営にも利用控え等の影響がありました。

〔 要介護認定を受けていない高齢者のコロナ禍の影響 〕



〔 介護サービス事業所のコロナ禍の影響 〕



「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」(令和5年4月)より

第2章 介護保険サービス等の現状と課題

1 介護保険サービス利用者

居宅サービス利用者数が増加しています

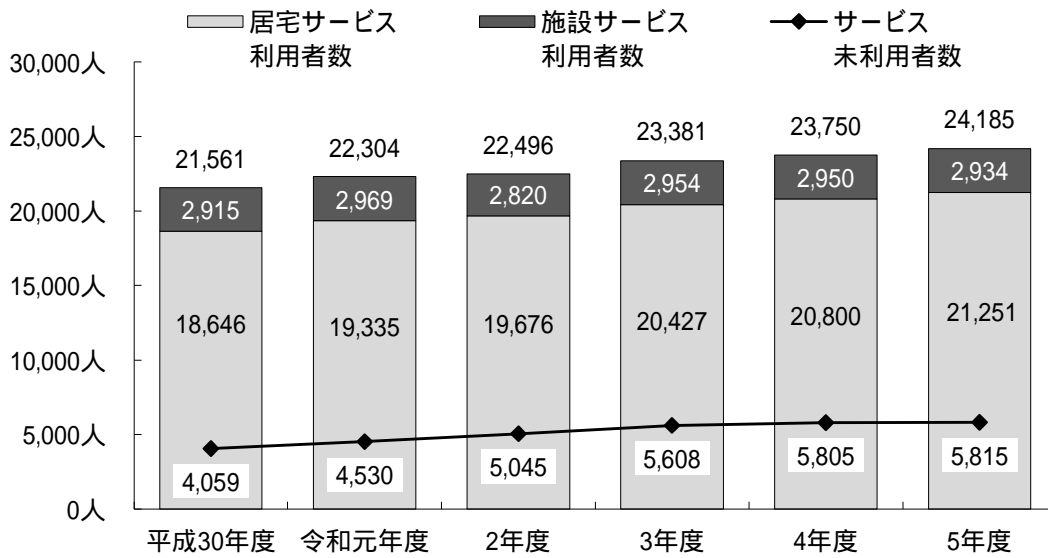
【現状】

- ・介護保険サービス利用者数は、年々増加傾向にあります。主に増えているのは居宅サービス利用者数で、令和5年度は、平成30年度時点の1.14倍、施設サービス利用者数は1.02倍となっています。
- ・要介護認定者のうち、居宅サービスも施設サービスも利用していないサービス未利用者の割合は2割前後とほぼ横ばいで推移しています。
- ・要介護度別にみると、サービス未利用者の割合は要支援1～2において高くなっています。

【課題】

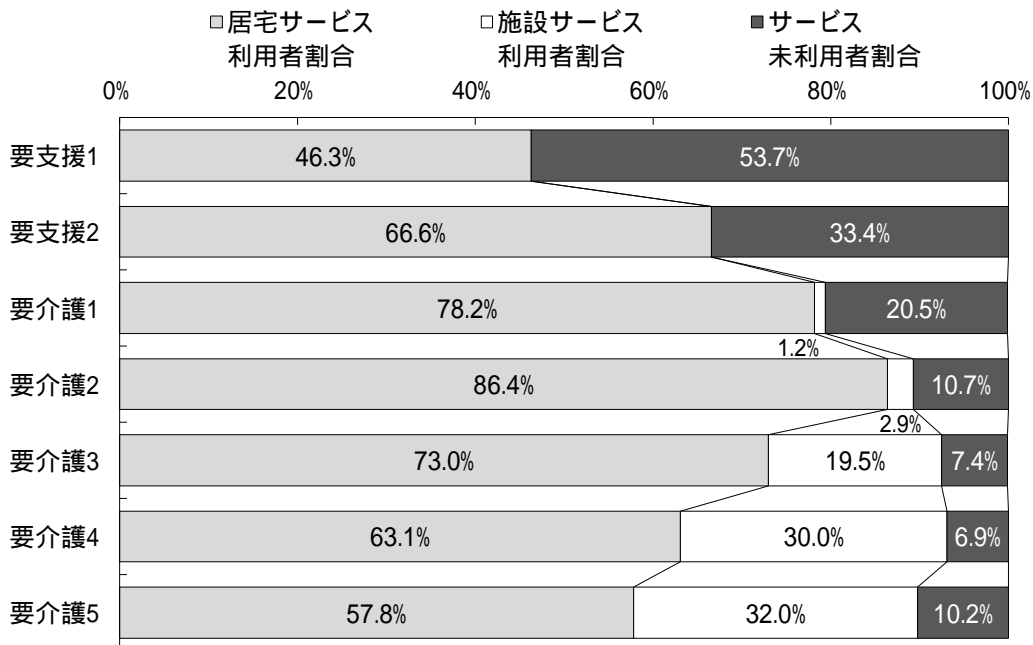
- ・要介護認定者数の増加に伴い、今後もサービス利用者数の増加が見込まれます。サービス提供量の充実に向けて、今後も介護サービス基盤を強化していく必要があります。
- ・要支援1～2についてはサービス未利用者の割合が高くなっていますが、多くは「介護予防・日常生活支援総合事業」の利用者と考えられます。今後も適切なケアマネジメントのもとに、予防給付や総合事業の利用につなげることを基本とする一方、その方の状況に応じてインフォーマルサービスの利用や一般介護予防の充実ににより、選択肢を増やすことも必要です。これにより重度化予防を推進していく必要があります。

〔 介護保険サービス利用者数の推移 〕



「東京都国保連介護給付実績分析システム」(各年度10月審査分。令和5年度のみ9月審査分)より
 居宅サービスには、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護以外の地域密着型サービスを含んでいる
 サービス未利用者数 = 要介護認定者数 - サービス利用者数

〔 要介護度別介護保険サービスの利用状況 〕



「東京都国保連介護給付実績分析システム」(令和5年9月審査分)より

2 居宅サービス

(1) サービス別利用者数・利用割合

介護給付の居宅サービスは、福祉用具貸与や居宅療養管理指導の利用者数が多くなっています

【 現 状 】

- ・要介護1～5の方が利用する介護給付では、福祉用具貸与、居宅療養管理指導、訪問介護、通所介護、訪問看護の利用者数が多くなっています。
- ・第8期計画期間中の推移を見ると、特に居宅療養管理指導、訪問リハビリテーション、訪問看護、通所介護の割合が大きく増加しています。
- ・要支援1～2の方が利用する予防給付では、令和3年度から令和5年度にかけて居宅療養管理指導が大きく増加しています。

【 課 題 】

- ・全体的に利用は増加傾向にありますが、これは令和5年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこともあり、コロナ禍における利用減少の回復傾向を反映したものと捉えることができます。引き続き、訪問介護やショートステイ等の在宅介護を支えるサービスの充実を図っていくとともに、人材不足に対して適切に対応していくことが重要です。
- ・訪問介護、居宅療養管理指導においては、予防給付も含めて、需要の増加に対応するため、サービスの充実を図るとともに、医療と介護の連携をより推進し、在宅療養を支える環境整備を進めていく必要があります。
- ・訪問リハビリテーションの利用者数は増加傾向にあり、サービスの充実を図るとともに、身体機能の低下等がみられる区民の生活の質の向上や自立のための生活期リハビリテーションの取組を着実に進めていくことが重要です。

〔 サービス別居宅サービス利用者数の推移(介護給付) 〕

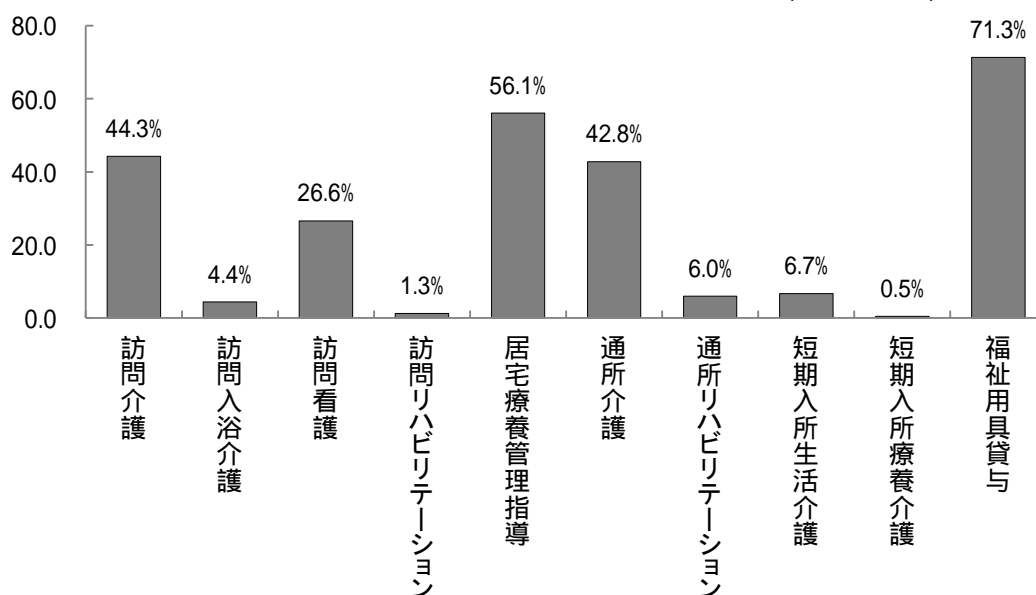
介護給付	利用者数			増加率 (令和3 令和5年度)	標準的居宅サービス利用者 における利用割合		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準的居宅サービス利用者	12,620人	13,028人	13,200人	4.6%	-	-	-
訪問介護	5,603人	5,804人	5,842人	4.3%	44.4%	44.6%	44.3%
訪問入浴介護	592人	586人	585人	-1.2%	4.7%	4.5%	4.4%
訪問看護	3,083人	3,363人	3,508人	13.8%	24.4%	25.8%	26.6%
訪問リハビリテーション	148人	162人	171人	15.5%	1.2%	1.2%	1.3%
居宅療養管理指導	6,551人	7,079人	7,409人	15.5%	51.9%	54.3%	56.1%
通所介護	5,244人	5,556人	5,653人	13.1%	41.6%	42.7%	42.8%
通所リハビリテーション	831人	759人	792人	-4.7%	6.6%	5.8%	6.0%
短期入所生活介護	839人	866人	883人	5.2%	6.7%	6.7%	6.7%
短期入所療養介護	68人	58人	61人	-10.3%	0.5%	0.4%	0.5%
福祉用具貸与	8,891人	9,210人	9,409人	5.8%	70.5%	70.7%	71.3%

「東京都国保連介護給付実績分析システム」(令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4～9月審査分平均実績)より

標準的居宅サービス利用者とは、在宅介護サービス(居宅サービス・地域密着型サービスのうち、グループホーム等居住系のサービスを除く。)のうち、いずれか1種類以上のサービスを利用している人

標準的居宅サービス利用者における利用割合 = 各サービス利用者数 ÷ 標準的居宅サービス利用者数

〔 標準的居宅サービス利用者における利用割合(介護給付) 〕



「東京都国保連介護給付実績分析システム」(令和5年4～9月審査分平均実績)より

〔 サービス別居宅サービス利用者数の推移(予防給付) 〕

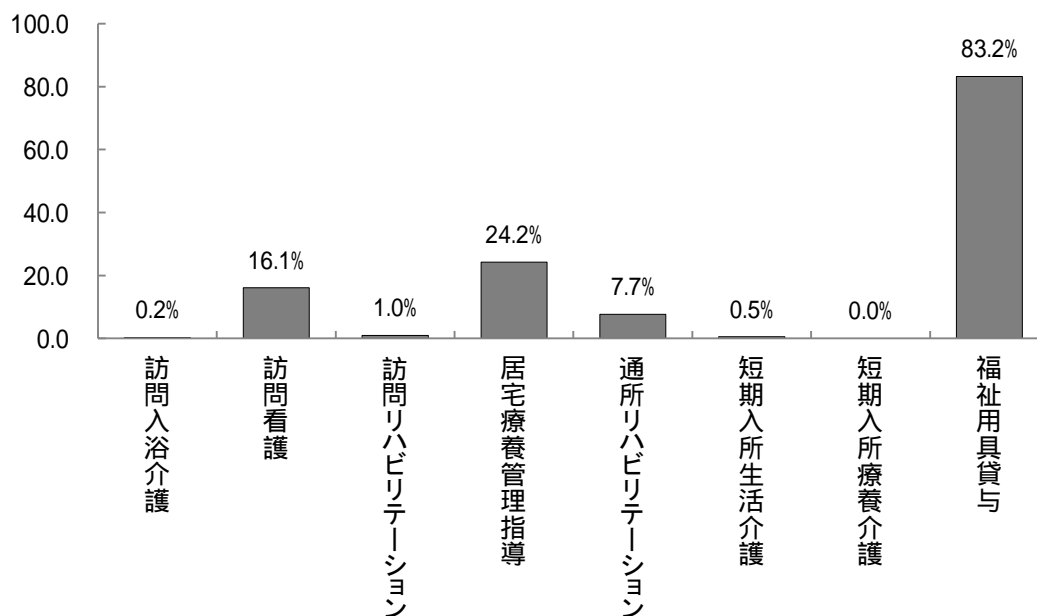
予防給付	利用者数			増加率 (令和3 令和5年度)	標準的居宅サービス利用者 における利用割合		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
標準的居宅サービス利用者	1,821人	1,789人	1,817人	-0.2%	-	-	-
訪問入浴介護	3人	2人	3人	0%	0.2%	0.1%	0.2%
訪問看護	279人	269人	292人	4.7%	15.3%	15.0%	16.1%
訪問リハビリテーション	20人	20人	18人	-10%	1.1%	1.1%	1.0%
居宅療養管理指導	395人	429人	439人	11.1%	21.7%	24.0%	24.2%
通所リハビリテーション	156人	136人	139人	-10.9%	8.6%	7.6%	7.7%
短期入所生活介護	9人	9人	9人	0%	0.5%	0.5%	0.5%
短期入所療養介護	0人	1人	0人	0%	0.1%	0.1%	0.0%
福祉用具貸与	1,505人	1,490人	1,512人	0.5%	82.6%	83.3%	83.2%

「東京都国保連介護給付実績分析システム」(令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4～9月審査分平均実績)より

標準的居宅サービス利用者とは、在宅介護サービス(居住サービス・地域密着型サービスのうち、グループホーム等居住系のサービスを除く。)のうち、いずれか1種類以上のサービスを利用している人

標準的居宅サービス利用者における利用割合 = 各サービス利用者数 ÷ 標準的居宅サービス利用者数

〔 標準的居宅サービス利用者における利用割合(予防給付) 〕



「東京都国保連介護給付実績分析システム」(令和5年4～9月審査分平均実績)より

(2) 居宅サービス支給限度基準額に対する利用割合

居宅サービス支給限度基準額に対する利用割合は、5割台となっています

【 現 状 】

- ・令和5年度の支給限度基準額に対する利用割合は、利用者全体では54.3%であり、全国平均の51.7%を若干上回っています。
- ・要介護度別に見ると、要支援2の24.5%から介護度が高くなるほど高くなり、要介護5では74.4%となっています。

【 課 題 】

- ・現在のサービスの利用量が利用者にとって必要十分かを点検しながら、引き続き居宅サービス支給限度基準額に対する利用割合の動向に留意していく必要があります。

(居宅サービスの支給限度基準額に対する利用割合)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	全体
令和3年度	33.7%	24.4%	42.6%	53.1%	59.1%	63.4%	68.9%	52.1%
令和4年度	33.2%	23.9%	42.1%	53.2%	59.2%	63.5%	70.6%	52.4%
令和5年度	33.4%	24.5%	43.3%	54.5%	62.9%	66.0%	74.4%	54.3%
令和5年度 全 国	26.9%	20.6%	41.7%	50.0%	56.0%	60.4%	65.1%	51.7%

江戸川区：「東京都国保連介護給付実績分析システム」(令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4～9月審査分平均実績)より

全国：「介護給付費等実態統計月報」(令和5年5月審査分)より

居宅サービスの支給限度基準額に対する利用割合 = 各要支援・要介護度の平均給付単位数 ÷ 各要支援・要介護度の支給限度基準単位数

3 居住系サービス

介護付有料老人ホーム等の利用者数が伸びています

【 現 状 】

- ・区内の特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）は、第8期計画期間中に5か所増加し、令和5年10月現在、計49か所となっています。
- ・令和5年度の1か月あたり平均利用者数は、令和2年度と比較して116人増の1,890人となっています。
- ・有料老人ホームに対しては、良好な居住環境の確保を目的に制定した「江戸川区有料老人ホーム設置指導要綱」に基づき、有料老人ホームの適正な整備と運営の確保に努めています。

【 課 題 】

- ・高齢者が住み慣れた地域で必要なサービスを受けながら暮らし続けられるよう、引き続きサービス付き高齢者向け住宅などの多様な住まいや有料老人ホームの適正な量と質の確保に努めていく必要があります。

〔 居住系サービスの整備及び利用者数 〕

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減 (令和2 令和5年度)
特定施設入居者 生活介護	区内施設数	44か所	47か所	49か所	49か所	+5か所
	利用者数(1か月あたり)	1,774人	1,823人	1,875人	1,890人	+116人

区内施設数は、各年度3月末現在（令和5年度は10月1日現在）

利用者数は、「東京都国保連介護給付実績分析システム」（令和2～令和4年度は年度平均実績、令和5年度は4～9月審査分平均実績）より

利用者数は介護給付・予防給付の合計で、区外施設利用者を含む

4 地域密着型サービス

事業所整備に伴い、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、看護小規模多機能型居宅介護の利用者数が増えています

【 現 状 】

- ・第8期計画期間中、定期巡回・随時対応型訪問介護看護は事業所が1か所増加し、1か月あたり平均利用者数が19人増加している一方、認知症対応型通所介護は事業所が2か所減少し、1か月あたり平均利用者数が42人減少しています。
- ・看護小規模多機能型居宅介護は、事業所の廃止により令和3年度途中に区内事業所が0か所となりましたが、令和4年度に1か所が新規開設したほか、小規模多機能型居宅介護事業所1か所が看護小規模多機能型居宅介護事業所に転換したことにより、区内事業所が2か所となり、利用者数が増えています。

【 課 題 】

- ・日常生活圏域ごとの高齢者人口を踏まえ、ある程度均等な整備がなされるよう誘導していくことが課題となります。
- ・ひとり暮らしや夫婦のみ世帯、重度の要介護者や認知症高齢者の増加が見込まれる中、住み慣れた地域での生活の継続を支援するために包括的なサービスを提供する「小規模多機能型居宅介護」、「看護小規模多機能型居宅介護」などの整備をさらに促進していく必要があります。
- ・高齢化の進展に伴って、医療ニーズのある要介護者が増加していくと予測されることから、特に「看護小規模多機能型居宅介護」や「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の整備をしていく必要があります。

[地域密着型サービスの整備及び利用者数]

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減 (令和3 令和5年度)
定期巡回・ 随時対応型訪問介護看護	区内施設数	3か所	4か所	4か所	+1か所
	利用者数(1か月あたり)	49人	61人	68人	+19人
夜間対応型訪問介護	区内施設数	2か所	3か所	3か所	+1か所
	利用者数(1か月あたり)	12人	15人	18人	+6人
地域密着型通所介護	区内施設数	72か所	71か所	72か所	0か所
	利用者数(1か月あたり)	1,815人	1,859人	2,135人	+320人
認知症対応型通所介護	区内施設数	15か所	13か所	13か所	-2か所
	利用者数(1か月あたり)	260人	227人	218人	-42人
小規模多機能型居宅介護	区内施設数	14か所	13か所	13か所	-1か所
	利用者数(1か月あたり)	280人	267人	271人	-9人
認知症対応型 共同生活介護	区内施設数	40か所	41か所	41か所	+1か所
	利用者数(1か月あたり)	659人	675人	669人	+10人
地域密着型特定施設入居 者生活介護	区内施設数	1か所	1か所	1か所	0か所
	利用者数(1か月あたり)	17人	17人	17人	0人
地域密着型介護 老人福祉施設 入所者生活介護	区内施設数	1か所	1か所	1か所	0か所
	利用者数(1か月あたり)	22人	19人	17人	-5人
看護小規模多機能型 居宅介護 (複合型サービス)	区内施設数	0か所	2か所	2か所	+2か所
	利用者数(1か月あたり)	9人	8人	28人	+19人

区内施設数は、各年度3月末現在（令和5年度は10月1日現在）

利用者数は、「東京都国保連介護給付実績分析システム」（令和2～令和4年度は年度平均実績、令和5年度は4～9月審査分平均実績）より

利用者数は介護給付・予防給付の合計で、区外施設利用者を含む

(地域密着型サービス整備状況)

日常生活圏域		訪問介護看護	夜間対応型 訪問介護	地域密着型 通所介護	認知症対応型 通所介護	小規模多機能型 居宅介護	認知症対応型 共同生活介護	地域密着型特定施設 入居者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設 入所者生活介護	看護小規模多機能型 居宅介護
		定期巡回・随時対応型 訪問介護看護								
全 域	施設数(か所)	4	3	72	13	13	41	1	1	2
	定員(人)	-	-	918	178	361	735	18	20	54
北小岩	施設数(か所)	1	1	7	1	1	1	0	0	0
	定員(人)	-	-	96	12	25	18	/	/	/
小岩	施設数(か所)	0	0	9	0	0	5	0	0	0
	定員(人)	/	/	110	/	/	81	/	/	/
鹿骨	施設数(か所)	0	0	14	2	2	7	0	1	0
	定員(人)	/	/	172	36	54	124	/	20	/
瑞江	施設数(か所)	0	0	6	3	1	3	0	0	0
	定員(人)	/	/	81	48	25	54	/	/	/
篠崎	施設数(か所)	0	0	3	0	1	3	1	0	0
	定員(人)	/	/	30	/	29	63	18	/	/
松江北	施設数(か所)	[1]サテライト	[1]サテライト	8	1	1	4	0	0	1
	定員(人)	-	-	85	10	25	72	/	/	25
松江南	施設数(か所)	1	0	6	1	1	2	0	0	0
	定員(人)	-	/	78	12	29	45	/	/	/
一之江	施設数(か所)	0	0	2	0	0	1	0	0	0
	定員(人)	/	/	35	/	/	9	/	/	/
船堀	施設数(か所)	1	1	0	0	1	0	0	0	0
	定員(人)	-	-	/	/	29	/	/	/	/
二之江	施設数(か所)	0	0	1	0	2	2	0	0	0
	定員(人)	/	/	7	/	58	35	/	/	/
宇喜田・ 小島	施設数(か所)	0	0	3	1	0	2	0	0	0
	定員(人)	/	/	54	12	/	36	/	/	/
長島・ 桑川	施設数(か所)	0	0	0	0	0	2	0	0	0
	定員(人)	/	/	/	/	/	36	/	/	/
葛西南部	施設数(か所)	0	0	0	0	1	1	0	0	0
	定員(人)	/	/	/	/	29	18	/	/	/
葛西中央	施設数(か所)	0	0	10	2	1	5	0	0	0
	定員(人)	/	/	128	24	29	90	/	/	/
小松川 平井	施設数(か所)	0	0	3	2	1	3	0	0	1
	定員(人)	/	/	42	24	29	54	/	/	29

施設数及び定員は、令和5年10月1日現在

5 施設サービス

施設整備に伴い、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)の利用者が増えています

【 現 状 】

- ・第8期計画期間中、介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)は2か所、195床が新規に整備されました。
- ・これに伴い、令和5年度の1か月あたり平均利用者数は、令和2年度と比較して、介護老人福祉施設の利用者数は282人の増加となりましたが、一方、介護老人保健施設利用者数は95人、介護医療院利用者は10人減少しています。
- ・令和5年10月1日現在、700人弱の方が介護老人福祉施設への入所を希望している状況であり、そのうち6割弱は要介護4又は要介護5の要介護者となっています。
- ・介護老人保健施設については、令和3年度に1施設(定員80人)が廃止となったため、区内で利用できる施設が減少しています。

【 課 題 】

- ・都の医療構想による病床の機能分化や在宅医療の推進を背景に、医療的ケアが必要な要介護者は増加していきます。今後施設には、在宅での生活が難しくなった医療的ケアを必要とする方を受け入れていく機能も求められてきます。
- ・介護老人福祉施設は在宅での生活が困難な中・重度の要介護者を支える施設として、介護老人保健施設は在宅復帰や在宅療養を支援する施設としての機能を充実・強化していく必要があります。
- ・日常的な医学管理や看取り等の機能と、生活施設としての機能等を兼ね備えた介護医療院については、引き続き適切な運営を支援していきます。

〔 施設サービスの整備及び利用者数 〕

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	増減 (令和2 令和5年度)
介護老人福祉 施設	区内施設数	18か所	20か所	21か所	21か所	+3か所
	利用者数(1か月あたり)	1,715人	1,819人	1,920人	1,997人	+282人
介護老人保健 施設	区内施設数	11か所	11か所	10か所	10か所	-1か所
	利用者数(1か月あたり)	1,018人	1,006人	948人	923人	-95人
介護医療院	区内施設数	2か所	2か所	2か所	2か所	0か所
	利用者数(1か月あたり)	95人	94人	79人	85人	-10人
合計	区内施設数	31か所	33所	33所	33所	-1か所
	利用者数(1か月あたり)	2,828人	2,919人	2,947人	3,005人	+177人
	要介護4～5の割合	66.7%	67.2%	67.8%	68.4%	-

区内施設数は、各年度3月末現在（令和5年度は10月1日現在）

利用者数は、「東京都国保連介護給付実績分析システム」（令和2～令和4年度は年度平均実績、令和5年度は4～9月利用分平均実績）より

利用者数は介護給付・予防給付の合計で、区外施設利用者を含む

〔 第8期計画期間中の介護保険施設の新規整備 〕

施設の種別	名称	開設の時期	定員
介護老人福祉施設	やすらぎの里北小岩	令和3年6月	80
介護老人福祉施設	タムスさくらの杜南葛西	令和4年10月	115

第 3 部

地域共生社会の実現に向けて

—誰もが安心して自分らしく暮らし続けるために—

第1章 地域共生社会の実現に向けて

1 江戸川区が目指す地域共生社会

(1) 地域共生社会構築の拠点「なごみの家」

区では、年齢や障害の有無にかかわらず、すべての住民が、住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けられるまちを実現するために、地域共生社会の実現に向けた取組を行っています。誰でも気軽に集える居場所として、困りごとを相談できる窓口として、また、地域の方々のつながりを生むネットワークづくりの場として、身近な福祉拠点「なごみの家」を区内9か所に設置しています。



であう。つながる。ささえあう。

- 1 地域のネットワークづくり
町会・自治会や民生児童委員等の地域住民、医療関係者、熟年相談室等の福祉関係者、警察・消防等による顔の見える関係づくりを進め、地域課題の把握・解決を図ります。
- 2 誰でも利用できる居場所
誰でも気軽に立ち寄り交流できる場を提供します。
- 3 なんでも相談
子どもから高齢者まで、分野を問わず相談を受け止め、専門機関と連携して支援します。



地域共生社会とは
制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会を指しています。

地域共生社会のポータルサイト

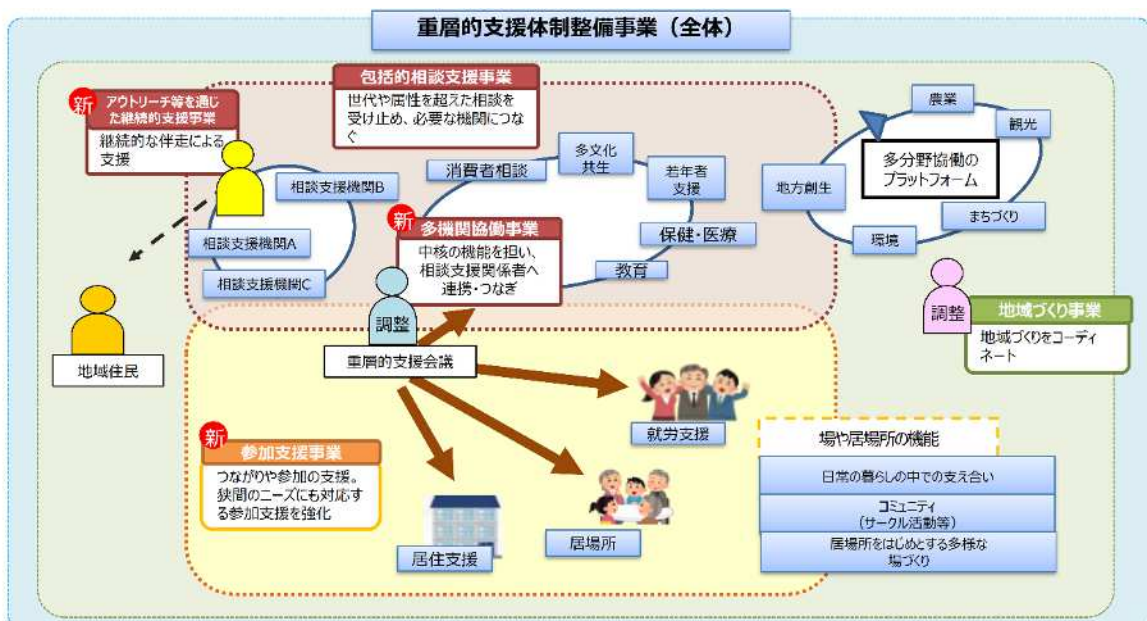
(2) 重層的支援体制整備事業

少子高齢化や核家族化、ライフスタイルや個人の価値観の多様化により、地域や家族など旧来からの共同体としての「つながり」が弱まってきている中で、生活課題を抱えながらも相談する相手がなく、また制度のはざまに孤立してしまい「生きづらさ」を感じている人が増えています。様々な社会保障制度が、このつながりや支え合いの機能の一部を代替してきましたが、生活課題の複雑化や複合化が進んでおり、単一の専門分野の制度利用や支援だけでは、十分に対応できないケースも増加しています。

こうした課題に対応するため、国は令和2年度に社会福祉法を改正し、「重層的支援体制整備事業」を創設しました。この事業は市区町村、民間団体、地域住民など地域の構成員が協働して、包括的な支援と地域づくりに向けた支援を総合的に推進し、多様なつながりを地域に生み出すことを通じて、身近な地域でのセーフティネットの充実を図るものです。区では、令和6年度より重層的支援体制整備事業を実施し、地域共生社会の実現に向け、分野横断的な相談支援と参加支援・地域づくりを推進していきます。

【重層的支援体制整備事業】

地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、相談支援（属性を問わない相談支援、多機関協働による支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援）、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施します。



(3) 生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業は、介護保険制度において地域支援事業の一つのメニューとして実施されるもので、高齢者が安心して暮らし続ける地域を地域住民とつくり、ついで地域づくりを支援する事業です。生活支援コーディネーターの配置と協議体の設置により、実施しています。

生活支援コーディネーター

高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進するため、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネートを行います。区では、各なごみの家に配置されています。

協議体

第1層（地域支援ネットワーク会議）

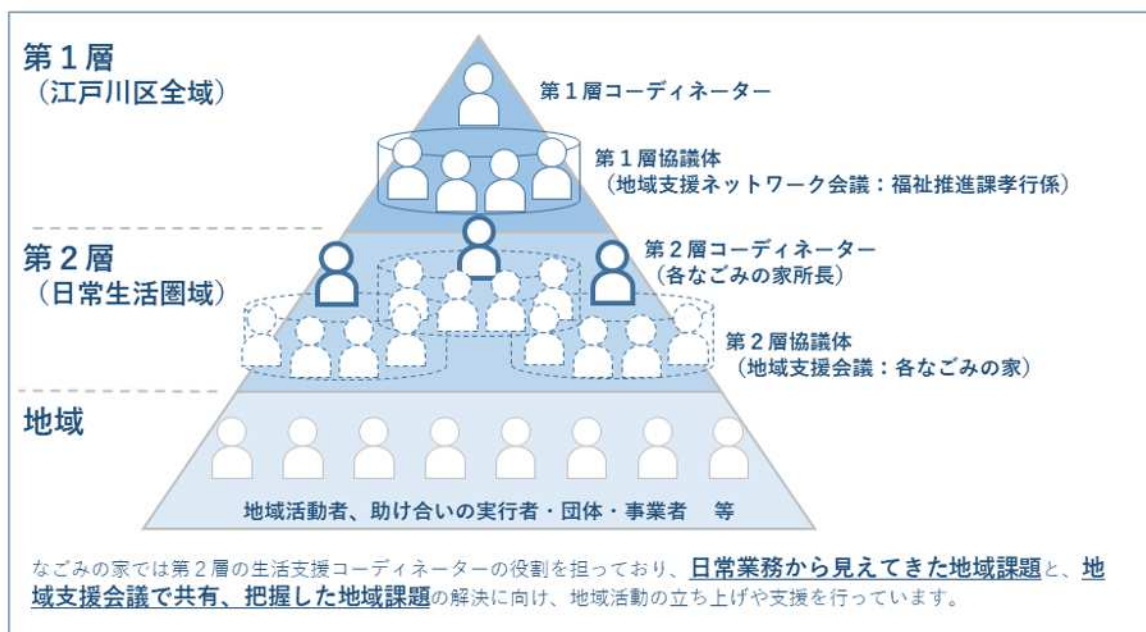
区が主催する「地域支援ネットワーク会議」では、区全域での見守りと支え合いのネットワークを築くために、区や民生・児童委員、協力事業者が協力し、情報共有等を行っています。

第2層（地域支援会議）

なごみの家が主催する「地域支援会議」では、地域住民や医療・福祉関係者が集まり、日常生活圏域ごとの地域課題の把握と解決に向け、議論を重ねています。その結果、見守り支援や居場所づくりなど住民主体の様々な活動が創設されてきています。

第1層、第2層ともに顔の見える関係を構築する目的で実施しています。

生活支援体制整備事業の全体像



(4) 今後の目標・方向性

地域住民が自ら地域の課題について積極的に取り組む住民同士の支え合い活動の支援を更に強化していきます。なごみの家は地域共生社会構築の拠点としての機能を高めていくとともに、地域住民の課題を包括的に受け止め、地縁団体をはじめとするあらゆる関係者・関係機関をつなぎ、伴走的な支援を可能とする重層的な支援体制の中核を担うことで、江戸川区における地域共生社会の実現を目指します。

また、複雑化・複合化する相談に対応するため、熟年相談室などをはじめとした多機関との協働による支援、社会的孤立状態にある方や自ら声を上げられない方などに対してアプローチしていくアウトリーチなど、「伴走型の支援」を展開していきます。

2 区の具体的な取組

(1) 住み慣れたまちで自分らしく

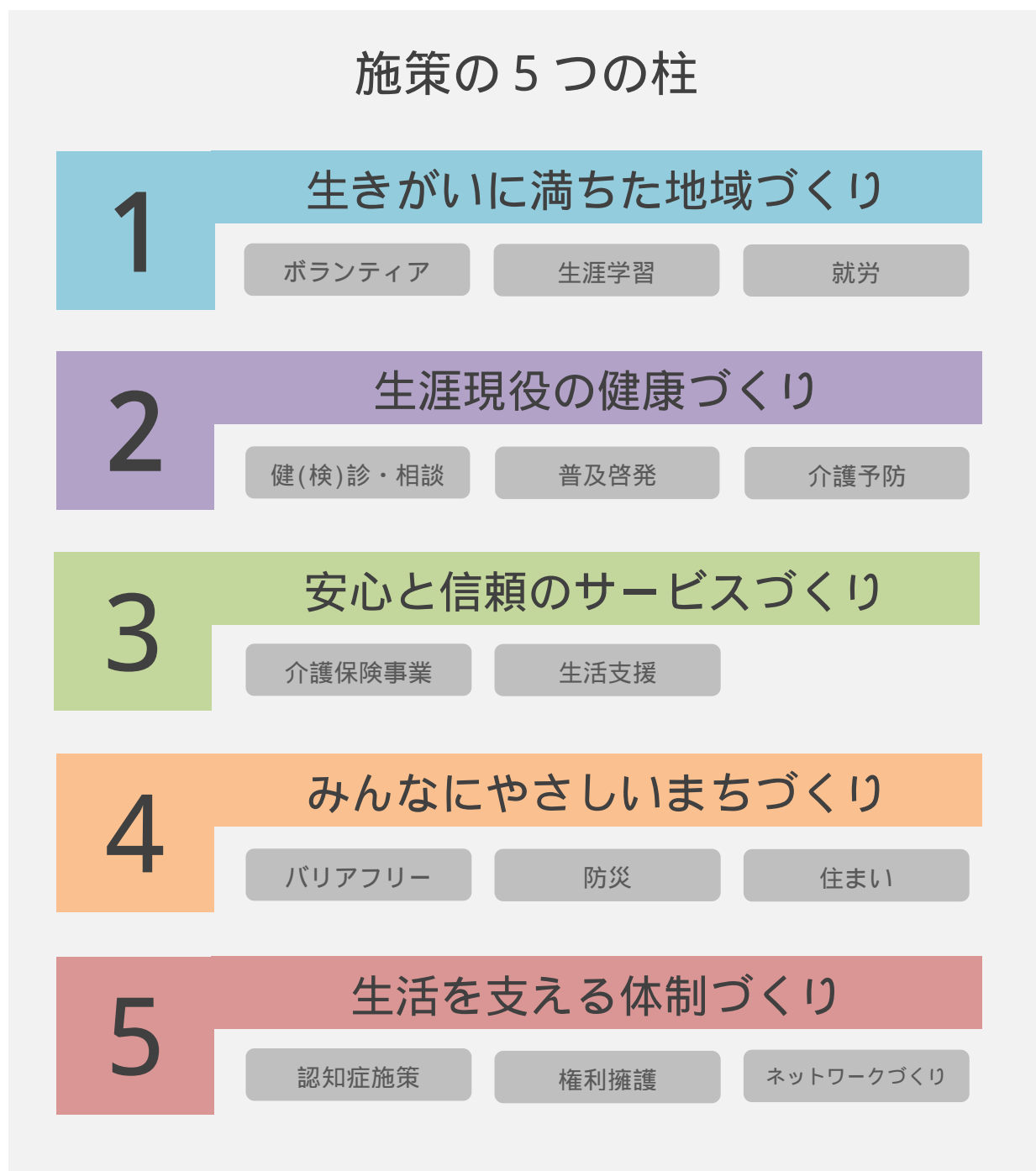
健康な高齢期を過ごす方が増え、多くの高齢者が就労や趣味、地域の助け合い活動などの新たな生きがいを見出し、満ち足りた日々を送る一方で、介護を必要とする方や認知症を発症する方など、生きづらさを抱えながら日々を過ごす方やそのケアラーの方もいます。

このような支援が必要となる方々を支えるために、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らせる「医療」、「介護」、「住まい」、「生活支援」、「介護予防」の支援やサービスを切れ目なく一体的に提供する基盤をさらに充実させていく必要があります。

全ての高齢者が、住み慣れたまちで自分らしく暮らし続けることができるよう、それぞれの分野の支援やサービスを充実させるとともに、保健・医療・福祉など関係機関の連携、区民との協働による地域の支え合いをさらに進めていきます。

(2) 「熟年しあわせ計画及び第9期介護保険事業計画」施策の5つの柱

区は、地域の実情に応じた「地域共生社会」を構築し、歳を重ねても幸せに暮らせるまちを実現することを目標として、区民、地域団体・組織、企業等との連携のもと、以下の取組を展開していきます。



1. 生きがいに満ちた地域づくり

ボランティア

生涯学習

就労

目指すべき姿

高齢者が自らの知識や経験を活かし、就労や趣味、ボランティア、生涯学習などを通じ地域に参加することで、孤立することなく自分らしい生活を送り、生きがいに満ちた地域の支え手として活躍できるまちを目指します。

成果指標

指標名	現状（2023年）		目標 （2026年）
	数値	出典	
孤独感が「常にある」の割合	高齢者：5.0% 介護サービス利用者：11.1%		減少
地域づくりを進める活動への参加者としての「意向あり」と「既に参加している」割合	52.1%		増加

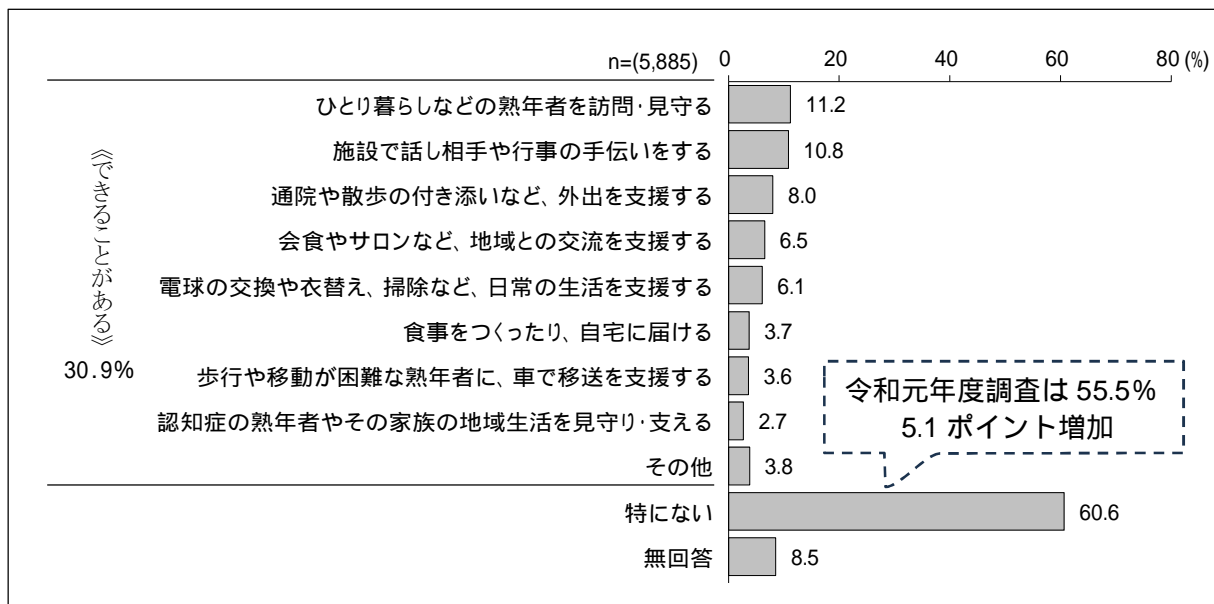
出典

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」（令和5年4月）

現状と課題

- ・定年退職などで生活の中心が職場から地域社会へ移る段階で、地域社会へ参加するきっかけをつかめずにいると、社会とのつながりが徐々に薄れて孤立し、外出機会の減少が重なることで、運動機能や認知機能の低下を招きます。
- ・区は、コロナ禍で一部の事業での活動を自粛したものの、感染対策を講じながら地域コミュニティを活かした活動やサークル活動など、生きがいつくりに取り組んできました。
- ・くすのき文化・スポーツクラブの創設、くすのきカルチャー教室のリモート実施、シルバー人材センターでの複数回の少人数制説明会などにより、高齢者の生きがいつくりの活動は、コロナ禍以前の状況に戻りつつあります。
- ・一方で、過半数の高齢者が地域の支え手としてできることは「特にない」と考えている状況は続いており、地域社会で高齢者が活躍できていない状況もあります。
- ・感染症の流行により、社会全体が急速にデジタル化へと進み、パソコンやスマートフォンなどを持たない高齢者にとっては、情報格差も課題となっています。

[地域の支え手としてできること]



《できることがある》 = 100% - 「特にない」 - 「無回答」

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」(令和5年4月)より

今後の方向性

- ・ 自らの知識や経験を活かせる就労や趣味、役割が持てる地域活動など、高齢者一人ひとりが自分らしく自己実現のできる場で「生きがい」を持ち、活躍できる支援をしていきます。
- ・ 生活様式や世帯構成、価値観が多様化する時代において、高齢者が地域社会や隣人との「ゆるやかな」つながりを感じながら、気軽に立ち寄れる交流の場の創出を支援していきます。
- ・ 元気な高齢者が、地域の支え手となっていくよう促すことにより、地域の活性化とともに、高齢者自身の生きがいや介護予防につながるよう支援します。
- ・ 全ての高齢者がデジタル化の恩恵を享受できるよう、スマートフォン等の機器に関する相談や情報を入手できる方策を充実させ、周知をしていきます。

重点施策

○ 生きがい施策の充実・推進

- ・ くすのきクラブへの支援、くすのきカルチャー教室の充実
- ・ 高齢者の社会参加・地域交流を促進する行事の実施
- ・ シルバー人材センター、みんなの就労センターへの支援
- ・ なごみの家による地域づくりの推進

2 . 生涯現役の健康づくり

健(検)診・相談

普及啓発

介護予防

目指すべき姿

高齢者自身が健康づくりに関心を持ち、自発的に生活習慣病やフレイルに対する予防と早期発見に取り組むことで、いつまでも健康な状態でいきいきした生活が送れるまちを目指します。

成果指標

指標名	現状（2023年）		目標 （2026年）
	数値	出典	
65歳健康寿命 （要介護2以上の認定を受ける年齢の平均）	男性：82.42歳 女性：85.89歳		増加
健康維持に「取り組んでいる」割合	58.3%		増加

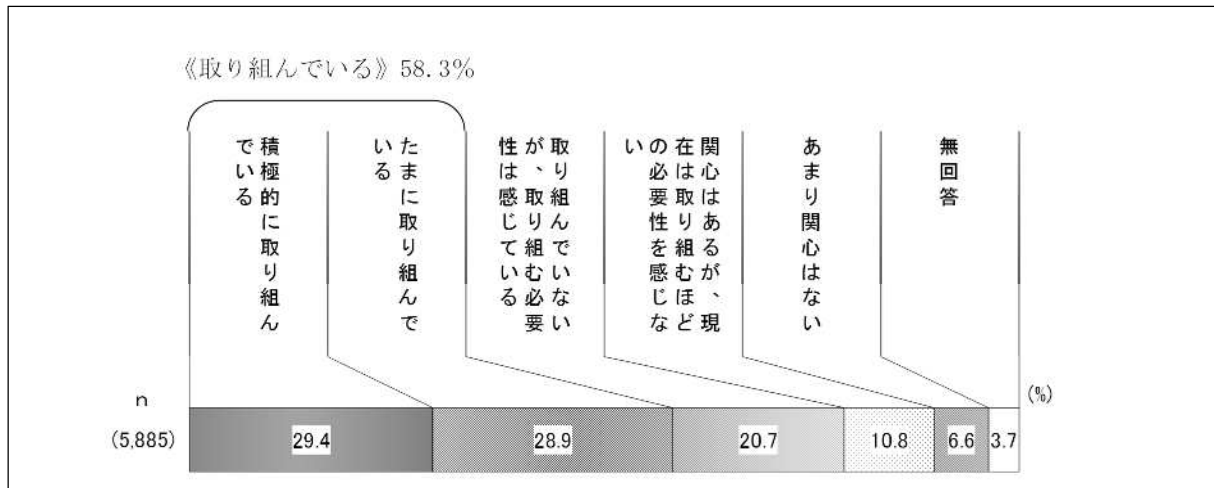
出典

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」（令和5年4月）
東京都保健医療局資料（令和3年）

現状と課題

- ・区民の生活習慣病による死亡割合は51.9%（令和4年）であり、全国や東京都に比べて高くなっています。
- ・区民の65歳健康寿命（要介護2以上の認定を受ける年齢の平均）は、男性が23区中18番目、女性が23区中17番目と、23区では短い傾向になっています。
- ・生活習慣病の予防・早期発見を目的とする健診（令和4年度）の受診率は、特定健診44.0%、長寿健診59.7%と、約半数の方が受診していない状況です。要介護認定者のうち、要支援1から要介護2までの比較的軽度な認定者は65%以上を占めており、介護予防・重度化防止の観点からも、健（検）診の受診率を高めていく必要があります。
- ・本区の調査によれば、健康維持に「取り組んでいる」と回答した高齢者は58.3%と約半数以上である一方で、17.4%が「必要性を感じない」「関心はない」と回答するなど、健康維持に自発的に取り組むことの難しさも見受けられます。
- ・区民世論調査（令和3年度）では、65歳以上で運動習慣のある人の割合は40.5%でした。
- ・また、加齢による口腔機能の衰えは、咀嚼や嚥下機能の低下を招き、低栄養からサルコペニアを引き起こしたり、人との会食が億劫になったりすることで社会性の低下につながる要因となります。

〔 健康維持のための取組 〕



※ 「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」(令和5年4月) より

今後の方向性

- ・ 区民、医療関係機関、事業者など、それぞれが主体となり生活習慣の改善や社会参加を推進することで、「誰もが健康を心がけ、いきいきと暮らしているまち」の実現を目指していきます。
- ・ 栄養状態や筋力、認知機能などの心身の活力が低下した状態である「フレイル」を予防するため、介護予防教室やえどがわ筋力アップトレーニングなどを実施し、要介護認定を受けることのない、健康で自立した期間を延ばしていきます。
- ・ 生活習慣病の予防と早期発見のため、健(検)診の受診を促します。また、健(検診)や医療・介護の利用実績がなく、健康状態が不明となっている高齢者に対し、状況を把握して、必要な支援につなげていきます。
- ・ 高齢者の歯と口の健康状態を確認し、咀嚼や嚥下といった口腔機能を維持していくため、65歳以上の方が毎年受診できる口腔ケア健診を実施していきます。
- ・ 新型コロナウイルス感染症等の新興感染症が流行する状況においても、えどがわ筋力アップトレーニングや健口体操、脳トレ等の動画配信など、高齢者が自宅での健康増進に取り組める工夫をしていきます。また、感染症予防対策のリーフレットの配布など、感染予防のための普及啓発をしていきます。

重点施策

○ 介護予防・健康づくり施策の推進

- ・ えどがわ筋力アップトレーニング、健口体操、脳トレ等の動画配信
- ・ 健康寿命延伸のための健診(検診)
- ・ 後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

3 . 安心と信頼のサービスづくり

介護保険事業

生活支援

目指すべき姿

介護が必要になっても、希望する適切なケアを受けることができる持続可能な介護基盤を整えるとともに、介護人材の確保・定着・育成とサービスの質の向上を図ることで、高齢者が地域で安心して暮らせるまちを目指します。

成果指標

指標名	現状（2023年）		目標（2026年）
	数値	出典	
介護保険サービス利用の満足度で「ほぼ希望通りに利用できている」割合	84.1%		増加
75歳～84歳の要介護認定率	19.29%		減少

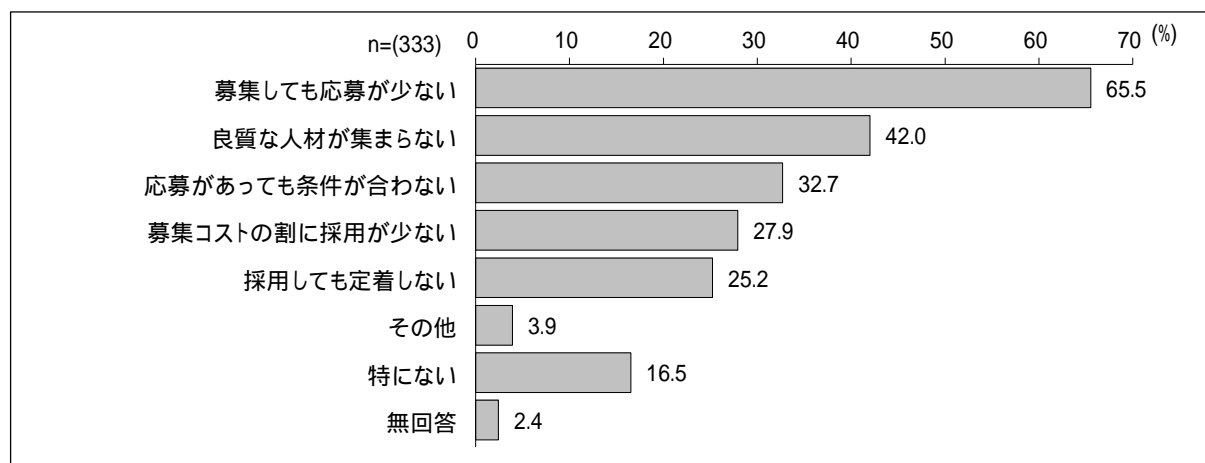
出典

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」（令和5年4月）
介護保険事業状況報告

現状と課題

- ・高齢者の51.4%が、介護が必要となっても在宅生活を希望しており、85歳以上ではさらにこの傾向は高まります（53.7%）。
- ・高齢化が進行し85歳以上の高齢者層が増加していくことにより、今後ますます要介護認定率の上昇が予想され、介護給付費の増加が見込まれています。
- ・全国的に介護関係職種の有効求人倍率は、全職業より高い水準で推移しており、本区の調査でも、区内の介護サービス事業者の多くが「募集しても応募が少ない」と回答しています。
- ・現役世代が減少する中、介護人材を確保するため業務を分化し、専門職以外にも多様な人材を活用していくことが求められています。
- ・介護者の多くが労働時間を調整しながら働いており、仕事と介護の両立ができる適切な情報提供や介護基盤の整備、介護休暇などの制度に関する普及啓発を推進し、介護者の不安や負担を軽減していく必要があります。
- ・高齢者が在宅生活を継続していくうえで、介護保険サービスのみでは対応できない困りごとについて、介護保険制度外の生活支援サービスを提供しています。

〔 人材確保において困っていること 〕



「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」(令和5年4月)より

今後の方向性

- ・ 介護保険財政・保険料負担、介護人材の確保や介護離職の防止など、介護保険制度の持続可能性を多面的な観点から十分に考慮し、居宅サービス・居住系サービス・施設サービスや生活支援サービスをバランスよく整備していきます。
- ・ 介護人材確保のため、「人材確保・育成支援」、「定着・離職防止」、「魅力発信」、「担い手創出」、「事業者支援」など多方面からのアプローチを展開していきます。
- ・ 医療ニーズのある利用者に対応する介護保険サービスの充実を目指します。
- ・ 高齢者の在宅生活を支える地域密着型サービスのさらなる充実を図っていきます。
- ・ 区内の特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の長寿命化に向けた大規模改修の支援を行っていきます。

重点施策

○ 介護人材の確保・育成・定着

- ・ 介護職員初任者研修等受講費用助成事業など人材確保・育成支援の実施
- ・ 介護事業所に向けた定着・離職防止に係る取組の実施
- ・ 若年層への福祉教育や介護の担い手研修などによる人材のすそ野の拡大

○ 中長期を見据えたサービス基盤の整備

- ・ 特別養護老人ホーム及び介護老人保健施設の大規模改修の支援
- ・ 地域密着型サービス等の計画的な整備

4 . みんなにやさしいまちづくり

バリアフリー

防 災

住まい

目指すべき姿

高齢者が個々の希望に応じた多様な住まい方を実現できる良好な居住環境が整い、災害時の避難に不安がある場合でも、地域の支え合いのもと避難でき、安心して住み続けられるまちを目指します。

成果指標

指標名	現状（2023年）		目標 （2026年）
	数値	出典	
江戸川区に「ずっと住みたい」割合	47.4%		増加
災害時に「自力で避難することができず、助けてくれる人が見当たらない」割合	12.2%		減少

出典

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」（令和5年4月）
令和4年度＜第35回＞江戸川区民世論調査

現状と課題

- ・ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯が増加する中、多くの高齢者が在宅生活の継続を希望しています。
- ・高齢者夫婦世帯の持ち家率は約8割である一方、借家に住む高齢者は、全ての単身世帯の4割強、夫婦世帯の2割ほどを占めています。
- ・現在の住まいに「住み続けられない」理由として、戸建て（持ち家）世帯では「老朽化、耐震性が不安」とする一方、賃貸のマンション・アパート世帯では「家賃が高い」と回答するなど、住宅形態別により特徴があります。
- ・ひとり暮らしや高齢者夫婦世帯が安心して生活でき、また入居者だけでなく貸主の安心という視点も考慮し、入居後の総合的な生活支援を含めた住まいの確保が求められています。
- ・近い将来に発生が予測される首都直下型地震や、近年の気候変動に伴う災害の激甚化・頻発化など、常に地震や風水害への備えが必要とされている中、自ら避難することが困難な方々（避難行動要支援者）への支援が求められています。

〔現在の住まいに住み続けられるか〕

		n(人)	建物が老朽化し、耐震性に不安がある	ローンや家賃が高い	住宅がバリアフリーになっていない	居室が狭い	周辺環境が悪い	近隣と人間関係がうまくいっていない	家族との関係がうまくいっていない
全体		814	39.8	30.3	26.7	10.7	5.2	4.8	3.1
住居形態別	一戸建て(持ち家)	289	59.9	3.1	35.6	8.7	5.9	4.2	3.1
	一戸建て(賃貸)	30	56.7	30.0	20.0	10.0	3.3	-	10.0
	分譲マンション	51	21.6	19.6	35.3	7.8	7.8	-	5.9
	賃貸のマンション・アパート	331	31.7	47.1	21.5	13.6	4.2	4.8	1.2
	都営・区営・公団などの公営住宅	88	14.8	68.2	19.3	8.0	4.5	11.4	5.7
	その他	22	13.6	9.1	-	9.1	9.1	4.5	4.5

理由の「その他」と「無回答」は省略

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」(令和5年4月)より

今後の方向性

- ・日常生活や介護に不安を抱くことなく、安心して住み続けることができる住環境を整備していきます。
- ・住まいと生活支援に関わる関係者の連携により、住環境の確保と入居後の生活支援が一体的に提供できる体制の整備を検討していきます。
- ・要配慮者が安全に避難し、安心して避難所生活を送ることができるよう、日頃から災害の発生に備えて地域の共助の力と連携・協働しながら、支援体制のさらなる強化を図ります。

重点施策

- 住まいに対する相談・情報提供
 - ・住宅確保要配慮者に関する関係団体との連携強化(居住支援協議会の取組)
- 福祉避難所の確保
 - ・災害時協力協定による福祉避難所の確保

5 . 生活を支える体制づくり

ネットワーク

認知症施策

権利擁護

目指すべき姿

医療と介護が切れ目なく連携することで、高齢者が重度の要介護状態となったり、認知症を発症したとしても、その人の意思が尊重され、住み慣れた地域で自分らしく最期まで暮らすことができるまちを目指します。

成果指標

指標名	現状（2023年）		目標（2026年）
	数値	出典	
認知症に関する相談先 「どこに相談したらよいか分からない」割合	11.9%		減少
ケアマネジャーと主治医等の医療機関との連携 「取れている」割合	77.6%		増加

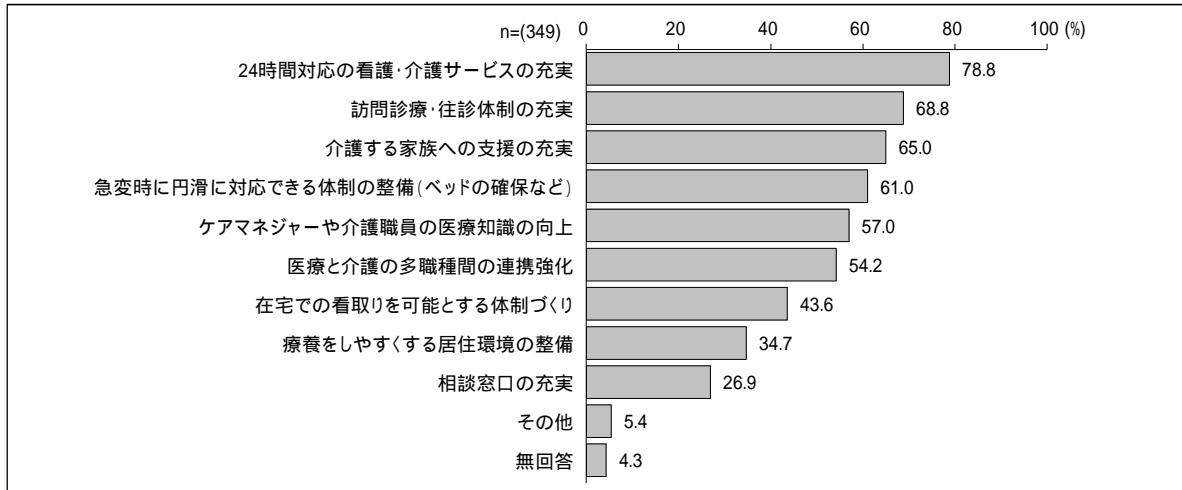
出典

「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」（令和5年4月）

現状と課題

- ・今後、高齢化に伴い認知症を発症する方は増加し、令和7年（2025年）には全国で約700万人に達すると推計されています。
- ・平均寿命の延伸により、医療ニーズと介護ニーズを併せ持つ高齢者も増加していきます。
- ・高齢者が望む、住み慣れた地域での生活を継続していくためには、切れ目のない在宅医療及び介護サービスの提供体制の整備が不可欠です。そのためには、医療・介護関係機関の連携強化が必要となります。
- ・会議や研修等を通じ、医療・介護関係者の「顔の見える関係づくり」は着実に進んでいます。今後は、利用者の個人情報やプライバシーに留意した上で、実態に即した情報連携・情報共有のあり方が求められています。
- ・認知症の方の増加により、成年後見制度の利用者も増加傾向にあります。
- ・高齢者虐待の通報件数は近年増えていますが、虐待に関する意識の高まりによる増加と考えられます。しかし、虐待の認識がなく通報に至らないケースもまだ少なくないと思われます。

〔 医療ニーズの高い利用者の在宅療養を支援するために必要なこと 〕



「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」(令和5年4月)より

今後の方向性

- ・ 医療ニーズの高い要介護者も安心して在宅療養を受けられるよう、入退院、急変時、看取りといった各場面で一体的に医療・介護が提供できる体制を推進します。
- ・ 高齢者が、自身の希望するサービス利用や暮らし方を家族や医療・介護関係者と話し合い、共有すること(ACP)の重要性を周知していきます。
- ・ 成年後見制度について、「利用者が実感できる制度・運用」、「権利擁護の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止と利用しやすさ」を推進します。
- ・ 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」に基づき、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、基本理念等に掲げられた取組を推進します。
- ・ 高齢者虐待について、区民への普及啓発、地域の関係機関や事業者等とのネットワークの強化、相談支援の充実により、早期発見・早期対応に取り組みます。

重点施策

- 医療と介護の連携のさらなる推進
 - ・ 保健・医療・介護の連携強化
- 判断能力が低下した人への支援
 - ・ 「親族申立て」や「本人申立て」など成年後見申立ての支援
 - ・ おひとり様支援事業の充実
- 共生社会の実現を推進するための認知症基本法等を踏まえた認知症施策の推進
 - ・ 認知症早期発見・早期対応への取組
 - ・ 認知症サポーターの養成

第 4 部

高齢者保健福祉施策の展開

第1章 熟年しあわせ計画

《 施策の柱と事業計画 》

1 生きがいに満ちた地域づくり

ボランティア

生涯学習

就労

地域での支え合いを基盤とし、ボランティア活動を推進していくとともに、くすのきクラブへの支援やふれあい訪問員活動、地域で活躍できる人材の育成など、心のふれあう地域づくりを推進していきます。

また、くすのきカルチャー教室やスポーツ活動等、高齢者の主体的な活動への支援を進めるとともに、多様な就労への支援など、高齢者の生きがいづくりを推進します。

ボランティアの推進

- ・誰もが安心して、心豊かに暮らし続けていける地域をつくるため、子どもから高齢者まで、誰もがそれぞれのできることで地域社会に貢献できる仕組みを広げていくことが求められています。
- ・ボランティア活動は、地域社会に対する貢献を通じて自己実現を図る重要な活動であり、個人や団体でのボランティア活動のほか、町会・自治会をはじめとした地域活動やNPO、区民活動、企業による社会貢献活動など様々な活動があります。
- ・今後もボランティアセンターを中心に、情報提供、相談支援等を行うとともに、ボランティア活動へのきっかけづくりとなる機会を提供し、ボランティアに参加しやすい環境づくりを推進していきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ボランティア団体登録数	178 団体	162 団体	170 団体	170 団体	170 団体
ボランティア活動・依頼相談	3,016 件	2,556 件	3,000 件	3,000 件	3,000 件
各種講座 (ボランティア人材育成)	6 講座	6 講座	6 講座	6 講座	6 講座
ボランティア出前講習	21 回	27 回	30 回	30 回	30 回
夏のボランティア体験	75 人	161 人	180 人	180 人	180 人
ボランティアフェスティバル 参加団体数・来場者数	38 団体 420 人	38 団体 500 人	38 団体 500 人	38 団体 500 人	38 団体 500 人
ボランティア保険料助成	1,865 人	1,993 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人
ボランティア団体活動費助成	66 団体	75 団体	90 団体	90 団体	90 団体

ボランティア活動の活性化に向けた取組の推進

- ・SDGsアプリ eito にボランティア情報を掲載することで、高齢者、障害者、子ども関連等、分野ごとのボランティアを結びつけ、区内の様々な地域や分野のボランティア活動に参加しやすくしていきます。これにより、地域活動の活性化を促進し、新たな人材の発掘を通じて、地域で活躍する方の次世代の育成を図ります。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ボランティア活動への参加 延人数	79人	91人	120人	240人	360人

すくすくスクールでのボランティア活動

- ・区内全小学校の「すくすくスクール」では、高齢者を含む地域の方がボランティアとして、お手玉やベーゴマ等の昔遊び、手芸、工作、児童の見守り活動などに取り組んでいます。児童の健全育成の一役を担うとともに、高齢者の生きがいや地域貢献活動の場として充実を図っていきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ボランティアの延人数	5,913人	10,000人	約15,000人	約15,000人	約15,000人

学校における交流の推進

- ・幼稚園や小・中学校の行事に高齢者を招待し、幼児・児童・生徒との交流を通じ、豊かなふれあいを推進していきます。また、小・中学校の「総合的な学習の時間」などにおいて、高齢者の長年の経験や能力を活かし、地域の歴史や伝統文化などを学ぶ機会を増やしていくなど、ふれあいを一層進めて、交流を充実していきます。

町会・自治会などを基礎としたコミュニティの活性化

- ・高齢者をはじめ区民の暮らしに身近な町会・自治会を基本とする、コミュニティの活性化を進めます。
- ・地域ミニデイサービスや防災活動といった地域活動が注目される中、区民と区によるパートナーシップを基本とした、地域の各種団体相互の連携や情報提供の強化、役割分担の検討などに、地域が一体となって課題に取り組める体制づくりを目指します。
- ・こうした地域活動を支援するため、区ホームページに「地域活動・町会自治会情報」を掲載しています。
- ・また、地域が自主的に運営を行っている地区会館の維持管理をはじめ、より活用しやすいコミュニティ活動の「場」の提供を積極的に行っていきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域活動情報の掲載 (区ホームページ)	随時更新	随時更新	随時更新	随時更新	随時更新
活動の場の整備	継続	継続	継続	継続	継続

なごみの家による地域づくりの推進

- ・地域共生社会の実現に向けて、地域の課題を地域住民が「我が事」として主体的に取り組む支え合いの地域づくりを進めていきます。

		令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住民 主体 の 活動 創出	町会会館等を活用した 居場所の新設数	7 か所	10 か所	立ち上げ 支援の実施	立ち上げ 支援の実施	立ち上げ 支援の実施
	来所者の発案による サロン活動	ペン字、 葉書絵、 初心者体操 等多数	ペン字、 葉書絵、 初心者体操 等多数	立ち上げ 支援の実施	立ち上げ 支援の実施	立ち上げ 支援の実施
	にこにこ運動自主活動 グループの創出	5 件	9 件	15 件	20 件	25 件

くすのきクラブへの支援

- ・「くすのきクラブ」の活動を通して、高齢者が地域において健康で生きがいのある生活が送れるよう、クラブの活動に対して助成を行います。また、クラブ間の連携を深め、より効果的に事業目的が達成できるよう、「くすのきクラブ連合会」への助成を行います。
- ・さらに、高齢者による見守りや清掃・リサイクルなどの地域社会との関わりを一層深めるボランティア活動の支援に加え、新規会員の獲得への取組や健康増進、親睦を深める活動を推進することで、「くすのきクラブ」全体の活性化を図ります。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
クラブ数	196 団体	207 団体	207 団体	207 団体	207 団体
会員数	13,692 人	13,227 人	13,300 人	13,400 人	13,500 人

ふれあい訪問員活動の充実

- ・60歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯、あるいは日中ひとりで過ごす高齢者等を対象に、ボランティアによる訪問員を派遣し見守りを行い、話し相手や悩みごとの相談にのるなど、孤独感の解消と安否確認を行います。
- ・また、訪問員の質の向上につながる研修も、引き続き実施していきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問員数	105 人	119 人	127 人	136 人	146 人
訪問対象世帯数	146 世帯	153 世帯	161 世帯	169 世帯	177 世帯

ジュニア訪問員活動の充実

- ・中学生（ジュニア訪問員）が高齢者と世代間交流することにより、地域の絆の構築や見守りにつなげ、誰もが安心して住みやすいまちづくりを目指します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問員数	32人	139人	180人	180人	180人

令和4年度は、新型コロナウイルス感染症の影響によりオンラインで実施

熟年介護サポーターの育成

- ・元気な65歳以上の方を対象に、介護施設における補助的支援や、なごみの家の見守り活動等を行う熟年介護サポーターを育成します。熟年介護サポーターの活動にポイントを付与することにより継続を促し、介護予防に繋がるとともに、地域で介護を支える人材を拡充していきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
熟年介護サポーター 登録者数	230人	290人	350人	410人	470人

江戸川総合人生大学での学びの推進

- ・人生経験や知識を活かして、社会貢献を志す方を応援するための学びの場であり、これまでに1,176人の卒業生を輩出しています。多くの卒業生が生きがいを見つけ、仲間とともにボランティア団体を設立し地域で活躍しています。多種多様な社会貢献活動が実践されるよう、学びの場・生きがいづくりの場として充実を図っていきます。

学部名	学科名	主要テーマ
地域デザイン学部	江戸川まちづくり学科	暮らしやすいまちづくり
	国際コミュニティ学科	国際交流・共生
人生科学部	子育てささえあい学科	子育て支援・地域教育
	介護・健康学科	地域と高齢社会

文化・スポーツコンシェルジュによる活動情報の提供

- ・高齢者の「何かやってみたい気持ち」や「活動したいという思い」に応えるため、文化・スポーツ施設に相談窓口を設置し、一人ひとりにあった「イベント」「教室」「サークル活動」などの情報を提供することで、高齢者の具体的な活動に繋がります。
- ・誰もが文化・スポーツに関する情報を取得できるよう、インターネット検索サイト（ ）を公開し、広く高齢者に情報提供を行います。
 - （ ）文化活動情報検索サイト「みつカルえどがわ」
 - （ ）スポーツ情報検索サイト「Sports for Everyone」
- ・高齢者に外出の機会や仲間づくりのアプローチを行うことで、ひきこもりを防ぎ、健康で生きがいのある人生を送ることのできる環境づくりを進めます。

くすのきカルチャー教室の充実

- ・高齢者が、健康で充実した幸せな人生を送ることができるよう、生きがいや仲間づくりのきっかけとなる、趣味や教養の学習機会と場を提供していきます。正規教室終了後は、自主性・自立性を高めて生涯現役として活躍できるよう、自主活動教室を支援します。また習得した知識や経験を活かして社会貢献ができるよう情報の提供と機会の拡大を図ります。
- ・今後も高齢者が生きがいを持ち、知識や教養を身につけながら元気に通うための魅力ある教室編成に努めます。
- ・リモート教室等、ICTを活用した取組も実施し、より多くの方が利用できる環境を整備していきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
正規教室	1,963 人 107 教室	1,984 人 120 教室	2,700 人 125 教室	2,700 人 125 教室	2,700 人 125 教室
自主教室	2,821 人 210 教室	2,794 人 202 教室	3,200 人 220 教室	3,200 人 220 教室	3,200 人 220 教室

高齢者のスポーツ・レクリエーション活動の推進

- ・ 高齢者がいきいきと健康に暮らせるよう、スポーツ・レクリエーションに親しむ機会づくりを進めます。特に、誰にでも取り組みやすいウォーキングやグラウンドゴルフなどの講座の開催をはじめ、活動の普及を進めている関係諸団体への支援を行います。
- ・ 参加者の増加を目指し、魅力ある講座の内容や周知方法の改善に努めます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
講座の開催及び 後援等の支援の実施	15回 583人	37回 1,102人	75回 2,400人	105回 4,200人	105回 4,200人

スポーツ活動支援の充実

- ・ 生涯にわたってスポーツに親しみ、生活習慣病の一因ともなる運動不足を解消するため、地域スポーツ講座や体力測定を行い、スポーツやレクリエーションに親しむ層の拡大に努めます。現在行われている講座については、世代を超えて誰もが参加できるように、種目の工夫・検討を行います。
- ・ また、スポーツ活動支援のための情報提供、区内スポーツ大会等の支援・後援の充実により、区民がスポーツに親しみやすい環境づくりを進めます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域スポーツ講座等 開催回数・参加者数	0回 0人	12回 240人	24回 480人	24回 480人	24回 480人
区内大会					
・区民大会					
春季参加者数	13,613人	13,000人	13,000人	13,000人	13,000人
秋季参加者数	15,444人	15,000人	15,000人	15,000人	15,000人
・マラソン大会参加者数	2,495人	2,902人	3,000人	3,000人	3,000人
・ウォーキングフェスタ えどがわ参加者数	0人	1,500人	1,500人	1,500人	1,500人

高齢者の社会参加・地域交流を促進する行事の実施

- ・ 高齢者が日頃の学習・活動成果を発表する「熟年文化祭」や、健康増進と世代や障害の垣根のない交流を図る「さわやか体育祭」等の開催を通して、高齢者の社会参加や地域交流を促進し、生きがいを支援します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
リズム運動大会	中止	2,000人	2,500人	2,500人	2,500人
さわやか体育祭	中止	3,500人	4,000人	4,000人	4,000人
熟年文化祭	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人	3,000人

みんなの就労センターへの支援

- ・ 誰もが安心して暮らしていくために、就労は欠かせないものです。しかしながら就労したくてもその機会に恵まれない方もいます。また、一人ひとりが望む就労スタイルは多様化しています。
- ・ 高齢者をはじめ、就労意欲のある方が個々の能力に応じて、その能力を最大限に発揮できる就労の場を確保・提供するみんなの就労センターを支援することにより、就労による生活の充実、福祉の増進を図るとともに、人材が不足している分野の人材確保を推進します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
登録会員数 (うち高齢者)	284人 (95人)	360人 (108人)	450人 (120人)	540人 (130人)	630人 (130人)
就労件数 (うち高齢者)	208件 (80件)	264件 (87件)	315件 (95件)	365件 (110件)	415件 (125件)

シルバー人材センターへの支援

- ・高齢者の「知識・経験・能力」を活かし、就業機会を確保・提供している公益社団法人シルバー人材センターの事業を支援することにより、高齢者の生きがいをぐくりと社会参加を促進します。
- ・区内公園等の清掃や一般家庭の樹木剪定、介護事業、民間企業から依頼される作業など、「親切・ていねい・誠実」をモットーに、事業を継続します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
会員数	3,675 人	3,709 人	3,743 人	3,778 人	3,813 人
就業延実人員数 (派遣事業人員含む)	33,806 人 (35,419 人)	35,146 人 (36,382 人)	36,539 人 (37,775 人)	37,987 人 (39,223 人)	39,493.人 (40,729 人)

「シルバーお助け隊」の実施

- ・短時間で終わる簡易な仕事（例：電球取替え、家具移動、浴槽清掃など）について、人手の確保が困難な高齢者のみの世帯等を対象に、シルバー人材センターの会員を派遣します。利用者からは一定の負担金を徴収します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施件数	438 件	442 件	446 件	450 件	455 件
就業延会員数	457 人	462 人	467 人	472 人	478 人

2 生涯現役の健康づくり

健(検)診・相談

普及啓発

介護予防

高齢になってもいきいきと自立して生活するためには、高齢者自らが、がん・脳卒中・糖尿病などの生活習慣病や、体重の減少・運動機能の低下・低栄養・口腔機能の低下等によるフレイルの予防・改善につながる各種健診（検診）を定期的に受診して、予防と早期治療に取り組むことが大切です。健康に関する身近な相談窓口である健康サポートセンターは、生活習慣病・フレイル予防のための食事や身体活動、社会参加に関する相談機能と地域での健康教育による啓発を充実させ、高齢者自らが健康の増進に取り組める環境整備を進めます。

また、高齢者の虚弱化を防ぎ、介護を必要としない状態を維持するため、介護予防教室や地域ミニデイサービス等、介護予防に資する事業を推進していきます。

「健康サポートセンター」の機能の充実

- ・医療専門職が生活習慣病予防やフレイル予防などの健康づくりに関する情報を提供することで、区民の健康づくりの拠点となります。
- ・健康づくりを推進するため、健康相談や、地域に出向いての健康教育を実施します。
- ・高齢者が、住み慣れた地域で自立した生活が送れるよう、フレイル予防の視点から、心身の健康、社会性の維持等の高齢化に対応した事業を展開します。

健康寿命延伸のための健診（検診）

- ・ 区民の健康増進のため、年齢や対象にあわせた健康診査(健診)やがん検診を実施し、生活習慣病の予防及びがんの早期発見・早期治療を促進します。国保健診及び長寿健診の対象者へは個別に受診券を送付します。
- ・ 65歳以上の方には体重の減少、運動機能の低下、低栄養、口腔機能の低下等によるフレイル等の予防・改善に着目した健康診査を行います。
- ・ 健診制度の定着、受診率の向上を目指し啓発活動を実施します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
長寿健診 対象者: 後期高齢者医療制度加入者	42,752人	47,500人	48,700人	50,100人	51,200人
国保健診 対象者:国保加入の 40～74歳	37,798人	37,400人	40,100人	40,600人	40,800人
胃がん検診 対象者:30歳以上(年1回)	18,478人	18,600人	25,200人	25,900人	26,900人
肺がん検診 対象者:40歳以上(年1回)	21,663人	23,100人	23,400人	24,200人	24,800人
大腸がん検診 対象者:40歳以上(年1回)	20,887人	21,000人	23,900人	25,400人	26,600人
前立腺がん検診 対象者:60・65・70歳	1,873人	1,800人	2,500人	2,600人	2,700人
乳がん検診 対象者:30歳以上(年1回) マンモグラフィ検査は40歳以上 2年に1回	24,463人	24,900人	24,100人	24,800人	25,300人
子宮頸がん検診 対象者:20歳以上(2年に1回)	15,788人	14,700人	32,200人	33,300人	34,700人
口腔がん検診 対象者:40歳以上(2年に1回)	1,831人	2,520人	2,300人	2,300人	2,700人
口腔ケア健診 対象者:65歳以上(年1回)	8,028人	9,660人	8,960人	10,050人	11,150人

健康寿命延伸のための相談等の充実

- ・生活習慣病やフレイルの予防のために、年齢等に応じた食事や運動などの生活習慣改善支援を行います。
- ・一人ひとりにあった健康相談を行います。
- ・区内にあるウォーキング資源や健康資源を活用し、区民が自然に健康づくりに取り組めるよう支援します。
- ・若い世代からの生活習慣病予防を図るため、母子事業を活用した個別相談や健康教育を行います。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
区民健診等随時相談 (電話・面接相談)	254人	230人	230人	230人	230人
国保健診 特定保健指導 対象者:特定健診受診者のうち 特定保健指導の対象となった者	1,673人	1,531人	2,160人	2,220人	2,260人
ファミリー健康アップ事業	29,980人	28,000人	25,000人	25,000人	25,000人

8020運動の推進・成人歯科健診

- ・ 歯と口の健康は、食事や会話を楽しみ、生きがいのある生活を送る基礎となります。歯周疾患やむし歯などの口腔疾患を予防し、生涯、自分の歯で食べる楽しみを味わえるよう、「8020(ハチマルニイマル)運動」の推進に、歯科医師会や地域と連携して取り組みます。区民一人ひとりが歯と口の健康づくりの重要性を理解し、主体的に取り組めるよう、健口体操、口腔ケアの重要性などの普及に努めるとともに、歯科健診のPRを強化します。
- ・ かかりつけ歯科医の更なる普及を推進し、歯科医療機関の協力を得ながら、区民の歯と口の健康増進を図っていきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
8020運動の周知・啓発	1,665人	2,000人	継続	継続	継続
成人歯科健診 受診者数	7,794人	7,250人	7,480人	7,840人	8,280人

江戸川区口腔保健センターの運営支援

- ・ 江戸川区歯科医師会は、障害者(児)や介護を必要とする高齢の方等も受診できる歯科診療所として、江戸川区口腔保健センター(にこにこ歯科診療所)を運営しています。区は、事業運営を支援し、障害者等の口腔保健の向上を目指します。同センターでは診療のほか、口腔ケア及び口腔機能の維持・改善に関する知識・技法の普及啓発を進めます。
- ・ 介護事業所職員等を対象とした口腔ケア研修や地域医療機関との連携を進めます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
受診者数	4,037人	4,050人	4,100人	4,150人	4,200人
口腔ケア研修 ベーシックコース	2回 23人	2回 23人	2回 40人	2回 40人	2回 40人
口腔ケア研修 アドバンスコース	1回 12人	1回 19人	1回 20人	1回 20人	1回 20人

感染症予防対策の充実

- ・ 毎年、高齢者に健康被害を及ぼすインフルエンザや結核などの感染症を予防するため、国等の感染症に関する調査や、かかりつけ医、関係機関等から得られる感染症に関する情報を集約し、医療機関や区民などに提供します。
- ・ 結核の早期発見・治療のため、65歳以上の高齢者を対象に結核健康診断（X線検査）を健康診査とともに実施します。
- ・ 65歳以上の高齢者を対象にインフルエンザ予防接種を一部公費負担（新型コロナウイルス感染症の流行に鑑み、令和2年度・令和4年度は全額公費負担）で実施します。インフルエンザ流行前に予防接種を受けることで、高齢者のインフルエンザの感染、発症、重症化の予防効果が確認されています。また、肺炎球菌による肺炎予防のため、65歳の方に高齢者肺炎球菌の一部公費負担も実施します（ただし経過措置として令和5年度までは当該年度内に65、70、75、80、85、90、95、100歳になる方に実施）。
- ・ 感染症の拡大への対応として、介護事業者向けホームページ「ケア倶楽部」を活用し、国及び都、区の最新情報や感染予防対策など必要かつ適切な情報提供の実施や、江戸川区医師会の協力の下、介護事業所間における情報共有を図ることにより、予防対策の徹底を図ります。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
情報提供(HPなど)、関係機関との連携	継続	継続	継続	継続	継続
結核健康診断の受診者	67,163人	70,594人	71,500人	72,100人	72,700人
高齢者インフルエンザ 予防接種接種者	92,162人	77,000人	80,000人	81,000人	82,000人
高齢者肺炎球菌 予防接種接種者	5,447人	6,000人	6,400人	6,900人	7,400人

食を通じた心とからだの健康づくり

- 健康の保持・増進のためには適切な栄養の摂取が大切です。さらに食事を美味しく、家族や仲間と会話を楽しみながら食べることも健康づくりには欠かせません。低栄養によるフレイルを予防するため、栄養バランスのとれた食事を美味しく楽しんで食べる、長寿を支える食生活の普及・啓発に努めます。
- 区内の給食施設に従事する管理栄養士、栄養士を対象に、情報交換や事例検討を行い、それぞれの施設が提供する食事や栄養指導、健康教育を通じて区民の生活習慣病予防・健康づくりができるよう、地域栄養士のネットワークづくりを進めます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
給食施設栄養士連絡会 開催回数	1回	2回	3回	3回	3回
給食施設栄養士連絡会 参加協力給食施設数	5か所	20か所	28か所	30か所	30か所

健康学習の場と機会の提供

- 健康知識や健康に過ごす方法などを幅広く学ぶ場と機会を、より身近な地域に提供し、区民一人ひとりの健康づくりを支援していきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域健康講座 開催回数・参加者数	27回 3,583人	19回 504人	19回 504人	19回 504人	19回 504人
ファミリーヘルス健康講座 開催回数・参加者数	18回 527人	37回 980人	37回 980人	37回 980人	37回 980人

健康づくりのリーダーが活躍できる仕組みの整備

- ・医療関係者やスポーツ団体と協力し、健康づくりのリーダーとして活躍するボランティアの普及に努め、身近な地域での健康づくりを推進していきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ファミリーヘルス推進員	272人	272人	272人	272人	272人

フレイル予防の推進

- ・フレイルの概念の普及と早期の気づきを促すとともに、予防の取組への働きかけや実践のための支援を行います。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
健診を活用したフレイル予防の普及啓発	69,988人	74,520人	78,200人	79,800人	80,900人
えどがわ筋力アップトレーニング出張講座	59回 539人	50回 600人	50回 600人	50回 600人	50回 600人
えどがわ筋力アップトレーニングの普及啓発	FH推進員・地域ミニデイ・健康講座・ホームページ等で普及	FH推進員・地域ミニデイ・健康講座・ホームページ等で普及	継続	継続	継続
健口体操の普及啓発	19,548人	20,000人	継続	継続	継続
栄養かぞえ歌普及	FM えどがわ、FH推進員、地域ミニデイで普及	FM えどがわ、FH推進員、地域ミニデイで普及	継続	継続	継続
低栄養予防普及啓発(元気においしく)	77か所 (ポスター)	3,000人 (リーフレット)	継続	継続	継続

後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施

- ・ 高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、後期高齢者医療広域連合から委託を受け、介護保険の地域支援事業と国民健康保険の保健事業を一体的に実施します。
- ・ 15 の日常生活圏域ごとにフレイル予防の普及や運動・栄養改善のプログラムを実施し、健康寿命の延伸を図ります。
- ・ 保健師や管理栄養士等の医療専門職が糖尿病や低栄養のハイリスク者への個別支援を行います。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
生き生きけんこう塾	1,303 人	1,400 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人
ハイリスク者への支援 (高血糖)	17 人	18 人	20 人	20 人	20 人
ハイリスク者への支援 (低栄養)	28 人	27 人	30 人	30 人	30 人

リハビリテーション・運動支援の実施

- ・高齢者の疾病予防やフレイル予防のために体力や筋肉量保持の必要性を周知するとともに、運動実践の支援を行います。また、身体機能の低下等がみられる区民の生活の質を向上させる取組や自立のリハビリテーションの取組を支援します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
リハビリ・運動 相談者数	1,024 人	700 人	700 人	700 人	700 人

リズム運動の推進

- ・リズム運動の実施を通して、高齢者の健康増進や仲間づくりを支援します。また、リズム運動参加者の拡大を図るため、PRの強化を図るとともに、経験のない方や男性のみを対象とした各種初心者教室や体験教室、経験者の方が気軽に参加できる地区リズム運動教室などを開催します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施会場数	178 か所	183 か所	189 か所	189 か所	189 か所
参加団体数	209 団体	213 団体	219 団体	219 団体	219 団体
参加者数	7,574 人	6,955 人	7,500 人	7,600 人	7,700 人

多様な健康運動・健康体操の推進

- ・地域共生社会構築の拠点「なごみの家」で行う「にこにこ運動教室」、指導員が出向き身近な場所で気楽に参加できる「にこにこ運動楽 R A K U 出前教室」、シルバー人材センター会員等が参加する「シルバー健康体操」など、高齢者の生活スタイルに合わせた運動や体操を推進し、健康で豊かな生きがいのある暮らしを支援します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
なごみの家 にこにこ運動教室	9 会場	9 会場	9 会場	9 会場	9 会場
にこにこ運動 楽 RAKU 出前教室	16 会場	18 会場	20 会場	22 会場	24 会場
シルバー健康体操	8 会場	8 会場	8 会場	8 会場	8 会場

ウォーキングの推進

- ・高齢者でも無理なく手軽に行え、健康増進効果が高いウォーキングを、地域における健康づくり運動として推進します。ウォーキングを通じて地域に自主的な健康づくりの輪が広がるよう、情報や活動の機会を提供し、生涯スポーツとしてのウォーキングの普及を図るための講座やウォーキングイベントを開催します。
- ・スポーツイベント「ウォーキングフェスタえどがわ」の開催、地域の自主的なウォーキングサークルへの支援等を通じ、生涯スポーツとしてのウォーキングの定着を目指します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ウォーキングイベント参加 者数	878 人	1,765 人	1,765 人	1,765 人	1,765 人
ウォーキングフェスタ えどがわ参加者数	0 人()	1,500 人	1,500 人	1,500 人	1,500 人

荒天により中止

健康長寿協力湯の推進

- ・ 60 歳以上の方に、高齢者の健康増進と地域の人々との交流促進のため、区内銭湯を通常の半額程度で利用できる入浴証の引換券を発送しています。
- ・ ふれあいづくり、健康づくりの視点から、公衆浴場の活用を進め、一層の利用の促進に努めます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
入浴証引換人数	2,634 人	2,746 人	2,920 人	2,960 人	2,760 人
利用回数(延)	988,956 回	960,000 回	960,000 回	960,000 回	960,000 回

三療サービスの実施

- ・ 75 歳以上の方には、はり・きゅう・マッサージの施術を 1 回 200 円で受けられる三療券を、65 歳以上の方には 1 回 2,200 円で受けられる三療割引券を希望により配付し、疲労回復と高齢者の健康増進を図ります。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
三療券申請者数 (75 歳以上)	7,092 人	7,540 人	9,000 人	9,000 人	9,000 人
三療券利用枚数	47,812 枚	48,300 枚	65,000 枚	65,000 枚	65,000 枚
三療割引券申請者数 (65 ~ 74 歳)	1,238 人	1,270 人	2,000 人	2,000 人	2,000 人

介護予防教室の充実

- ・ 認知症の啓発や予防に着目した内容を盛り込んだ教室を身近な地域で開催します。認知症予防を含む介護予防に対する知識の向上と意識づくりを進めることにより、高齢者の体力低下や閉じこもりを防ぎます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
開催回数	112 回	108 回	108 回	108 回	108 回
参加者数	1,201 人	1,200 人	1,900 人	1,900 人	1,900 人

地域ミニデイサービス実施への支援

- ・ 虚弱な高齢者の閉じこもり予防と、地域住民との交流を通じた仲間づくりを支援するため、身近な町会会館などを利用して会食や趣味活動、健康づくりなどを行う地域ミニデイサービスの実施を支援します。
- ・ 地域ミニデイサービスボランティア交流研究会を開催し、ボランティア同士の情報交換や相談し合える場を通して、地域ミニデイサービス活動を発展・充実させます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域ミニデイサービス か所数	33 か所	29 か所	29 か所	29 か所	29 か所
地域ミニデイサービス ボランティア交流研究会 の開催回数	1 回	1 回	1 回	1 回	1 回

認知症の専門相談

- ・ 地域の高齢者等を対象に、認知症の早期発見・早期治療のため、専門医による相談を行うとともに、予防法や本人・家族に対する必要な支援・助言を行います。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
もの忘れ相談人数	25 人	30 人	30 人	30 人	30 人

介護予防を必要とする区民の把握と啓発の推進

- ・ 要介護状態になることを予防するため、生活機能の低下が心配される高齢者を早期に発見し、介護予防事業等への参加につなげていきます。
- ・ 65歳以上の方に対して、区が実施する国保健診・長寿健診等の際に、「フレイル質問票」により虚弱（フレイル）、認知症などの疑いがある方を把握する調査を実施し、早い段階でフレイル予防や介護予防事業等への参加を促すなど、熟年相談室と連携し、適切なサービスや地域での活動などにつなげていきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防把握事業実施者数	69,987人	72,000人	71,600人	71,300人	71,700人

介護予防ケアマネジメントへの取組

- ・ 住み慣れた地域で安心して生活できるよう、介護予防・生活支援サービスを利用する方（介護予防・日常支援総合事業対象者）や要支援1～2の方を対象に、熟年相談室等において介護予防ケアマネジメントを実施し、要介護状態にならないよう生活機能の維持・向上を目指します。個々の生活や心身の状態にあわせたプランを作成し、いきいきとした生活を送れるよう支援します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防ケアマネジメント 件数	33,193件	34,200件	35,100件	35,800件	36,500件

3 安心と信頼のサービスづくり

介護保険事業

生活支援

介護を必要とする方が安心して介護サービスが利用できるように、介護保険事業における各サービスの量と質の確保を図るとともに、サービス利用支援や基盤整備を進めていきます。

また、高齢者が在宅で安心して生活できるよう、介護保険外サービスを展開するとともに、情報提供や消費生活相談の充実を進めていきます。併せて、介護者が交流する場などを設けることにより、介護による負担や悩みの軽減を図るとともに、介護離職の防止にも努めていきます。

【第2章 介護保険事業計画部分に相当】

- 1 介護保険サービス量等の見込み（110～132ページに掲載）
- 2 介護保険財政の実績と見込み（133～135ページに掲載）
- 3 保険給付費等及び保険料の見込み額（136～140ページに掲載）
- 4 介護保険事業を円滑に推進するための施策（141～148ページに掲載）
- 5 権利擁護事業の充実（149～150ページに掲載）
- 6 介護保険事業の推進（151～153ページに掲載）

配食サービスの実施

- ・ 65 歳以上で食事づくりが困難な方に対して、区内仕出し弁当組合による一般食の配食サービスを行い、食生活の支援を行います。また、身体的理由により栄養や調理法に配慮が必要な高齢者に対して、低カロリー食や減塩食など利用者の個別ニーズに対応した特別食の配食サービスを、社会福祉法人に委託し実施します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
一般食 ・配食利用者数 ・配食数(延)	510 人/月 137,208 食	520 人/月 142,160 食	530 人/月 147,847 食	535 人/月 152,283 食	540 人/月 156,852 食
特別食 ・配食利用者数 ・配食数(延)	189 人/月 49,066 食	155 人/月 40,155 食	155 人/月 40,155 食	150 人/月 38,148 食	145 人/月 36,241 食

紙おむつ等介護用品の支給・おむつ使用料の助成

- ・ 60 歳以上で失禁がある方に対して、紙おむつ等を支給することにより、清潔な生活の保持と経済的負担・介護負担の軽減を図ります。また、入院等により区が支給する紙おむつが使用できない場合は、おむつ使用料の助成を行います。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
紙おむつ支給者数(延)	76,906 人	81,993 人	85,273 人	88,684 人	92,231 人
おむつ使用料助成件数(延)	5,185 件	5,278 件	5,384 件	5,492 件	5,602 件

徘徊探索サービスの実施

- ・ 認知症等により、徘徊行動のある高齢者が行方不明となったとき、GPSを使って現在位置を家族に知らせる探索サービスの利用料を助成し、早期発見、早期保護につなげるとともに、家族の不安感を解消します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(延)	756人	801人	876人	940人	1,000人

ケア機器等の給付・助成の実施

- ・ 65歳以上で住民税非課税の方に対して、自立生活の継続や外出の支援を目的として、歩行車の給付を行います。
- ・ 65歳以上で住民税非課税の難聴者に、補聴器購入費用の一部を助成します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ケア機器(歩行車)給付件数	673件	779件	922件	1,088件	1,284件
補聴器購入費助成件数	339件	390件	390件	390件	390件

寝具乾燥消毒等サービスの実施

- ・ 60歳以上の要介護4又は5の在宅の方に対して、寝具の乾燥消毒と水洗いクリーニングのサービスを行い、清潔な生活の保持と経済的負担・介護負担の軽減を図ります。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
寝具乾燥消毒 利用者数(延)	778人	702人	750人	740人	730人
水洗いクリーニング 利用者数(延)	190人	190人	200人	190人	180人

福祉理美容サービスの実施

- ・ 60 歳以上の要介護 4 又は 5 の在宅の方に対して理美容券を交付し、理美容師による出張理美容サービスを実施し、清潔な生活の保持と経済的負担の軽減を図ります。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数(延)	1,535 人	1,600 人	1,650 人	1,700 人	1,750 人

民間緊急通報システム「マモルくん」の拡大

- ・ 65 歳以上の高齢者のいる世帯を対象に、緊急通報に 24 時間体制で警備員が駆けつけるとともに、生活反応確認機能を備えた民間緊急通報システムを区が契約した利用料で提供します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
年度末設置台数	4,067 台	4,431 台	4,755 台	5,079 台	5,403 台

介護者交流会の開催

- ・ 介護者同士の情報交換、講師による介護者負担軽減につながる情報の提供、認知症サポート医による相談など、介護者を支援していく介護者交流会を開催します。区ホームページ等により開催の周知を行い、より多くの介護者の参加を進め、さらなる介護者支援を行います。
- ・ 各熟年相談室で年 6 回開催することにより、介護者の精神的負担を軽減していくとともに、虐待防止の啓発や介護離職の防止にも努めていきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
開催回数	111 回	108 回	108 回	108 回	108 回
参加者数	648 人	1,080 人	1,400 人	1,400 人	1,400 人

仕事と介護の両立支援事業

- ・ 仕事と介護の両立を支援することで、介護離職の抑制を図ります。介護休業法などの両立支援制度の普及啓発・周知活動を区民や事業者に対して行いつつ、熟年相談室や区役所で介護者からの相談を受けた際は、両立支援制度や、適切な相談窓口をご案内します。

消費生活相談と情報提供の充実

- ・ 消費者センターは高齢者をはじめ区民の消費者トラブルについて、相談を受け、解決のお手伝いをします。
- ・ 高齢者を狙った悪質な詐欺的商法など、複雑・巧妙化した取引による消費者被害から救済するため、熟年相談室などの関係機関と連携して、迅速かつ適切な解決を図ります。
- ・ 消費者被害に遭わないための知識や、商品・サービスの選択及び使用・利用上の注意点など、主体的・合理的な消費生活を送る上で役立つ情報を、消費生活情報紙の発行、ホームページ、メールニュースによる発信、地域の団体・グループへの講師派遣などにより提供していきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
消費者相談件数	4,170 件	4,100 件	4,200 件	4,250 件	4,300 件
高齢者被害未然防止のための団体への講師派遣回数	16 回	20 回	30 回	30 回	30 回
リズム運動会場での啓発実施回数	44 回	40 回	45 回	45 回	45 回

戸別訪問収集の実施

- ・ 65 歳以上のひとり暮らし世帯、世帯全員が 65 歳以上の世帯、障害者のみの世帯で、ごみ・資源を集積所まで運ぶことが困難な方に対して、一定の条件のもと戸別にごみ・資源の収集を行い、負担の軽減をします。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
実施世帯数	1,354 世帯	1,346 世帯	1,341 世帯	1,355 世帯	1,369 世帯

生活福祉資金の貸付（社会福祉協議会）

- ・ 低所得世帯、障害者や介護を要する高齢者のいる世帯に対し、資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、世帯の生活の安定と経済的自立を図ることを目的とする社会福祉制度です。利用目的別に貸付の条件・基準が定められています。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
貸付件数	122 件	85 件	85 件	85 件	85 件

不動産担保型生活資金の貸付（社会福祉協議会）

- ・ 現に居住している自己所有の不動産（土地・建物）に将来にわたって住み続けることを希望する 65 歳以上の高齢者世帯に対し、その不動産を担保に不足する生活費を貸付け、必要な相談支援を行い世帯の自立を支援します。貸付契約の終了時に貸付元利金を一括して償還していただきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
貸付件数	7 件	8 件	8 件	8 件	8 件

4 みんなにやさしいまちづくり

バリアフリー

防 災

住まい

高齢者や障害者を含めたすべての方が安全、安心、快適に暮らし、訪れることができるまちづくりを進めるため、ユニバーサルデザインの考え方に立って、利用しやすいまちづくりを推進します。

また、交通安全対策の充実を図るとともに、地震などの災害に備えるため、区民との協働による防災体制の強化を進めます。

さらに、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、住まいの整備や支援を行います。

福祉のまちづくりの推進

- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）、東京都福祉のまちづくり条例、江戸川区住宅等整備事業における基準等に関する条例等に基づき、多くの方が利用する病院や大規模店舗だけでなく、共同住宅や戸建て開発などの新築・増改築に際しても、民間事業者や区民との連携をとりながら、高齢者をはじめ誰にでもやさしい建築物を整備し、福祉のまちづくりを進めます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
東京都福祉のまちづくり 条例に基づく届出件数	26 件	25 件	25 件	25 件	25 件
江戸川区住宅等整備基準 条例に基づく協議件数	239 件	250 件	250 件	250 件	250 件

だれもが快適に移動できるユニバーサルデザインの推進

- ・ 誰にでもやさしいユニバーサルデザインのまちづくりを推進するため、区内のバリアフリー施設を紹介するマップを配布するとともに、マップをホームページに掲載し、高齢者や子ども、障害者など、誰もが快適に移動でき、外出しやすいまちを目指します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
バリアフリーマップ 掲載施設数	341 か所	345 か所	350 か所	355 か所	360 か所

公共施設のバリアフリー化の推進

- ・ 高齢者や障害者などの社会参加が促進されるよう、公共施設の改修事業にあわせてエレベーター設置を行い、バリアフリー化を推進します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
整備か所数	1 か所 (松島 コミュニティ会館)	1 か所 (児童文学館)	1 か所 (塩沢 江戸川荘)	0 か所	0 か所

駅施設のバリアフリー化の推進

- ・ 駅施設の利便性及び安全性向上の促進を図り、更なるバリアフリー化を推進します。
- ・ 交通機関の要となる鉄道を、誰もが安全で快適に利用できるよう、円滑な移動環境が整ったバリアフリールートを整備してきました。
- ・ 今後は、駅の特性に応じ、複数ルートの整備に向け、駅施設のエレベーター設置を鉄道事業者に要請していきます。

人にやさしい道づくりの推進

- ・ 高齢者をはじめ、区民が道路を安全で快適に利用できるように、歩道巻込み部の段差解消やバス停の環境整備等を行います。
- ・ 歩行者を交通事故から守るため、ブルーレーンや自転車ナビマーク等を設置する自転車走行環境を整備するとともに、ドライバーの視認性を高めるため、交差点の特殊舗装や路肩のカラー舗装等の安全対策を進めます。
- ・ 区民の健康づくりに役立つように、河川の土手、親水公園や親水緑道、緑道に健康サインや距離の表示等の整備を行います。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
歩道巻込み部の段差解消	72 か所	39 か所	道路改修工事 及び専用工事に 併せて改修	道路改修工事 及び専用工事に 併せて改修	道路改修工事 及び専用工事に 併せて改修
自転車走行環境整備	7,800m	7,400m	5,000m	8,800m	計画中
路肩のカラー舗装	125 m ²	50 m ²	50 m ²	50 m ²	50 m ²

区民生活の利便性を高めるバス交通の充実

- ・ 利用者の実態を踏まえ、交通事業者等と連携を取りながら駅及び地域拠点を中心としたバスネットワークの維持・充実を図ります。

だれにもやさしい公園づくりの推進

- ・ユニバーサルデザインを念頭に、誰もが利用しやすい公園づくりを目指し、出入口等の段差解消、手すりの取り付け等の改修、健康器具の整備、ベンチ等休養施設の整備などを行います。また、地域の方が参加した公園づくりワークショップの成果を活かし、地域により身近で親しまれる公園の整備と効率的な維持管理に努めます。
- ・公園での清掃、花の植え付け、水やり等の活動を行う「公園ボランティア」を支援し、社会参加による生きがいづくりを進めます。そのために、より気軽に区民が行動できるよう、各種講座や区ホームページなどを通じて、分かりやすい情報発信を進めます。
- ・江戸川区の豊富な河川を活かし、四季の変化が楽しめ、やすらぎの空間となるよう、国や東京都との協力のもと、緑道の整備や親水護岸の整備、河川緑地を活用したスポーツ・レクリエーションの場の整備を進めます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
公園整備 ・新設か所数 ・手洗所の改修棟数 (うち新設棟数)	4 か所 0 棟	2 か所 3 棟	5 か所 7 棟 (1 棟)	2 か所 8 棟 (2 棟)	2 か所 3 棟
公園ボランティア ・団体数 ・人数	265 団体 4,938 人	270 団体 4,960 人	推進	推進	推進
水と緑のネットワーク づくり	水と緑の アダプト活動等	水と緑の アダプト活動等	水と緑の アダプト活動等	水と緑の アダプト活動等	水と緑の アダプト活動等

区民との協働による防災体制の強化

- ・災害による被害を最小限に抑えるためには、一人ひとりが、普段からできる準備と発災時に取るべき適切な行動を理解して、それを実践することが大切です。これらを効果的に実践できるよう、地域防災訓練や防災講習会等を通じて、防災に対する意識啓発及び地域特性に関する知識の向上を図り、地域の防災力を高めていきます。
- ・町会や自治会などの自主防災組織との協働により、各小中学校に避難所運営協議会を設立して、地域の高齢者や障害者など、災害時に支援を必要とする方を地域で支える体制づくりを推進します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域防災訓練 ・実施回数 ・参加者数	38回 6,228人	45回 9,000人	50回 10,000人	50回 10,000人	50回 10,000人
防災講習会等 ・実施回数 ・参加者数	46回 2,828人	46回 2,500人	50回 3,000人	50回 3,000人	50回 3,000人
避難所運営協議会 ・設立数 ・前年度末までの既設数	75校 72校	78校 75校	80校 78校	86校 80校	92校 86校

避難行動要支援者への支援強化

- ・災害時に直接避難ができる福祉避難所として、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、有料老人ホーム等と災害時協力協定を締結していきます。
- ・今後は、地域の共助の力をお借りしながら災害時の協力団体を広く募り、避難行動要支援者や福祉避難所を拡充していきます。そして、実効性の高い個別避難計画を作成することで、避難行動要支援者への支援を充実していきます。

交通安全対策への取組

- 交通安全の基本は、「相手への思いやりと交通ルールの遵守、正しい交通マナー」の日々の実践です。高齢者をはじめとする区民を交通事故から守るため、各種団体との連携をとりつつ、交通安全運動や地域のイベント、安全教室などを通して交通安全意識を啓発します。また、交通事故が多いとされる夕暮れ時や夜間の歩行者確認に有効な、反射材を使ったステッカーなどの配布と着用を進めます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
広報えどがわ ・定期掲載回数 緊急時は適時対応	10回	12回	12回	12回	12回
「交通安全区民の集い」 ・参加者数	中止	500人	500人	500人	500人
区行事等の参加者への 交通安全啓発 ・開催回数 ・参加者数	89回 11,372人	83回 12,000人	90回 12,000人	90回 12,000人	90回 12,000人
高齢者向けの交通安全教室 ・開催回数 ・参加者数	2回 65人	5回 150人	5回 150人	5回 150人	5回 150人
反射材の配布・貼付活動 ・実施回数 ・参加者数	3回 400人	18回 3,600人	18回 3,600人	18回 3,600人	18回 3,600人
交通安全チラシ等による啓発 ・実施回数 ・参加者数	6回 43,121人	5回 25,000人	5回 25,000人	5回 25,000人	5回 25,000人

居住支援協議会の取組

- ・ 居住支援協議会は、住宅確保要配慮者（高齢者・障害者・低額所得者・子どもを養育している者・震災者など住宅の確保に特に配慮が必要な方々）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、区、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施する組織です。
- ・ 居住支援に関する情報を関係者間で共有し、密接な連携の上で、必要な支援策について協議し、行政だけでは解決できなかった課題を地域の団体との取組で解決できるよう協議しています。
- ・ 住宅に係る情報提供を適切に行うとともに、民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する連携関係を構築し、相談窓口の設置、住宅情報の提供、空き家の利活用や入居支援と生活支援を一体化した居住支援の取組などを通じ、高齢者の住まいの安定化を図っていきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
開催回数	2回	2回	2回	2回	2回
住み替え相談会	8回	8回	8回	8回	8回
熟年者に親切な不動産店 支援件数	153件	155件	165件	180件	200件

有料老人ホームの整備指導

- ・ 介護など生活に必要な支援を受けられる有料老人ホームについては、良好な居住環境の確保を目的に「江戸川区有料老人ホーム設置指導要綱」を設け、整備・運営事業者に対し一定の水準を保つよう指導しています。
- ・ 今後も、多様な住まいの選択肢のひとつとして、良好な居住環境の確保に向けた指導を継続するとともに、適正な施設の配置や需要と供給のバランスを見据えた指導をしていきます。
- ・ 令和5年10月現在、江戸川区内には、介護付有料老人ホームが46施設（定員2,997人）、住宅型有料老人ホームが11施設（定員311人）設置されています。

特別養護老人ホーム待機者への支援

- ・ 自宅での介護が困難な方などが、早い段階で施設におけるサービスを受けられるよう介護付有料老人ホームの空床を活用した特別養護老人ホーム待機者解消対策事業を実施します。特別養護老人ホームへの入所を長期間お待ちの方で、介護付有料老人ホームに入居して特別養護老人ホームへの入所を待機する方に、介護付有料老人ホームの居住費の一部を補助します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
補助受給者数	11人	10人	10人	10人	10人

高齢者向け賃貸住宅の供給促進

- ・ 平成24年度から高齢者が安全で安心できる住まいの供給を進めてきました。今後「サービス付き高齢者向け住宅」の供給にあたっては、ニーズを見極めながら、地域的に均等に供給が行われるように進めていきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
累積整備戸数	409戸	409戸	409戸	470戸	470戸

都市型軽費老人ホームの整備支援

- ・ 身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに不安があり、家族の援助を受けることが困難な60歳以上の低所得の方に対し、所得に応じた負担で入居が可能な「都市型軽費老人ホーム」の整備を支援していきます。
- ・ 整備にあたっては、事業者の参入意向を見極めつつ、国交付金等を活用しながら、適正に運営できる事業者の確保を図ります。
- ・ 令和5年10月現在、江戸川区内には、6施設(定員80人)が設置されています。

住まいの改造助成

- ・ 高齢者が介助を要する状態になっても、住み慣れた住宅に住み続けられるよう、住まいを改造する際の費用を助成し、暮らしやすい生活が送れるよう支援します。
- ・ 介護保険の居宅住宅改修等に該当する場合は、介護保険支給額を超える分を助成し、在宅生活を支援します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
助成件数	117 件	165 件	140 件	140 件	140 件

民間賃貸住宅家賃等の助成

- ・ 民間賃貸住宅に住み、取り壊し等のために転居を求められた高齢者が、住み慣れた地域で引き続き安心して暮らしていけるよう、転居前後の家賃の差額や転居一時金等を助成し、住宅の確保を支援します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
助成件数	122 件	120 件	120 件	120 件	120 件

住まい関連ボランティアへの支援

- ・ 高齢者の暮らしやすい住まいづくりのために、住まいの簡単な補修など、高齢者の住まいに関するボランティア活動を行っている熟年者住まいのボランティア推進協議会（区内の建築組合で構成）の活動を支援します。
- ・ 65歳以上のひとり暮らし、または65歳以上の高齢者のみの世帯及び身体的事情などで自力では家具等の転倒防止器具の取り付けが困難な方の世帯を対象に、熟年者住まいのボランティア推進協議会が、家具等の転倒防止の施工（無料）を進めています。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
住まいのボランティア 件数	7件	7件	7件	7件	7件
家具転倒防止ボランティア 支援件数	15件	50件	50件	50件	50件

戸建住宅耐震改修工事助成

- ・ 昭和56年5月以前に建築した戸建住宅等や平成12年5月以前に建築した木造戸建住宅等を対象として、耐震改修設計等助成事業を利用して改修設計等を作成した世帯に、耐震改修工事費用の一部を助成します。
- ・ 特に、耐震化が進んでいない地域への戸別訪問や相談会等を実施することにより、戸建住宅の耐震化に関する高齢者への啓発と相談体制の強化を図ります。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
改修工事費用助成件数	24件	38件	40件	40件	40件

5 生活を支える体制づくり

認知症施策

権利擁護

ネットワークづくり

誰もが安心してサービスを利用できるよう、情報提供の充実や相談窓口機能を強化するとともに、苦情への対応や権利擁護事業を推進していきます。

また、地域における身近な相談機関である熟年相談室において、介護に関する相談やネットワークづくりを推進するとともに、保健・医療・福祉の連携をとりながら、サービスの円滑な提供・運営を進めます。

地域共生社会構築の拠点である「なごみの家」においても、地域力を活用しながら地域の課題を解決するために多機関を調整する役割を担っていきます。

情報提供の多様化と充実

- ・ 広報紙、チラシ、ホームページ、パンフレットなどのあらゆる情報媒体を活用し、区民が様々なサービスや制度の情報を容易に入手できるよう、情報提供の充実を図ります。また、ホームページ及びパンフレット「みんなのあんしん介護保険」については、誰もが自ら情報を得ることができるよう、アプリによる音声読み上げや多言語に対応しています。
- ・ 介護保険や高齢者の福祉サービス等の情報提供については、熟年相談室等の相談窓口を充実させ、一人ひとりの状況にあった情報提供を行います。

相談・助言に関する窓口機能強化

- ・ 熟年相談室の総合相談機能の拡充を図り、区全体の相談体制を強化します。
- ・ 必要に応じて調査・指導を実施するなどきめ細かに対応し、利用者等からの苦情をサービス改善のきっかけとして、サービスの質の維持・向上に有効に役立てていきます。
- ・ 介護保険に関するオンライン相談ができる環境の構築を進めていきます。
- ・ 24 時間 365 日、介護に関する相談に対応するため、区内 2 か所の熟年相談室にて「24 時間介護電話相談」を実施しています。
- ・ 介護や障害があっても安心して在宅生活を送れるよう、なごみの家で「なんでも相談」を実施しています。
- ・ なごみの家の休館日と夜間については、「在宅療養電話相談窓口」を設置し、夜間を含め 365 日、在宅療養に関する相談に対応しています。

		令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
熟年相談室設置数		27 か所 (内分室 9)	27 か所 (内分室 9)	27 か所 (内分室 9)	27 か所 (内分室 9)	27 か所 (内分室 9)
相談 人数	熟年相談室	69,600 人	71,000 人	72,400 人	73,800 人	75,200 人
	介護保険課	12,600 人	10,077 人	12,000 人	12,500 人	13,000 人
24 時間介護電話相談件数		156 件	170 件	185 件	200 件	215 件

認知症サポーターの養成

- ・ 認知症について正しく理解し、認知症の方やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」を多数養成し、認知症を発症しても安心して暮らせるまちづくりを目指します。
- ・ 区の養成目標を年間 3,000 人と定め、計画的に講座を開催します。
- ・ 認知症サポーター養成講座を受講した商店、事業者、学校、町会・自治会等について「えどがわオレンジ協力隊」として認定し、地域の取組を後押ししています。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
講座開催数	83 講座	100 講座	100 講座	100 講座	100 講座
サポーター養成数	1,747 人	3,000 人	3,000 人	3,000 人	3,000 人
えどがわオレンジ協力隊	187 団体	200 団体	210 団体	220 団体	230 団体

認知症地域ネットワーク活用事業

- ・ 江戸川区医師会との連携の下、医療と介護に関わる関係機関のネットワークづくりを進めます。介護サービス事業者に対しては、講演会を通じて認知症に関する正しい知識と理解を促進し、医療と介護の連携を強化していきます。
- ・ 地域の方へ講演会を通じた認知症に関する正しい知識と理解の普及啓発や、認知症の方を介護している方に向けた専門的な電話相談窓口(ホットライン)の設置、さらには熟年相談室での介護者交流会において認知症サポート医へ相談する機会を設定するなど、認知症の方の早期発見・早期対応にも努めていきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
ホットライン相談件数	513 件	520 件	530 件	540 件	550 件
事業者向け講演会参加者数 (令和4年度は動画視聴回数)	476 回	80 人	80 人	80 人	80 人
区民向け講演会参加者数	62 人	80 人	80 人	80 人	80 人
介護者交流会における 認知症サポート医による 相談回数	19 回	18 回	18 回	18 回	18 回

認知症早期発見・早期対応への取組

- ・ 認知症初期集中支援チームを配置し、認知症が疑われる方やその家族に対して個別の訪問を行い、早期発見・早期対応に向けた支援を行います。認知症初期集中支援チームは、認知症支援コーディネーター（「西瑞江熟年相談室江戸川区医師会一之江」に設置）が中心となり、江戸川区医師会（認知症サポート医等）、熟年相談室（認知症地域支援推進員）、認知症疾患医療センター（専門医等）等と連携し、初期のアセスメントや訪問などの支援を集中的・包括的に行い、認知症が疑われる場合は、診断を受けるための医療機関の受診を促し、診断後は適切な医療・介護サービスの導入を図ります。
- ・ 地域において認知症の方への支援を行う関係者が課題を検討し、情報交換を行うための会議の開催、認知症のケアや医療・介護の連携等に係る研修を実施して、認知症の方とその家族の支援に携わる関係者の認知症対応力の向上を図ります。
- ・ 国保健診、長寿健診等の際に実施する「フレイル質問票」における認知機能の調査において、認知症の疑いがある対象者に対して、改訂長谷川式簡易知能評価スケールによる「認知症あんしん検診」を実施し、必要な医療や福祉サービスにつなげる取組を行います。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
相談延人数	302人	305人	310人	315人	320人
チーム対応件数	4人	7人	10人	10人	10人
認知症あんしん検診 受診者数	1,537人	2,490人	2,500人	2,500人	2,500人

熟年者緊急短期入所実施事業

- ・ おおむね 65 歳以上で、認知症その他の理由により一時的に介護を要する高齢者であって、身元が不明又は居宅での生活が困難な方に対し、短期入所を実施します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
短期入所利用日数	2日	7日	7日	7日	7日

認知症徘徊等緊急一時保護実施事業

- ・ 警察署で保護されたおおむね 65 歳以上で、認知症その他の理由により一時的に介護を要する高齢者であって、一定時間を過ぎても帰来先が判明しない方に対し、施設で一時保護を実施します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
一時保護利用人数	9人	20人	14人	14人	14人

権利擁護の推進

- ・区は、成年後見制度利用促進のため、申立人が不在の場合に区長が家庭裁判所へ申立を行う区長申立に関する事務や、所得が少なく後見人等への報酬費用を負担することが困難な方へ費用を助成する報酬助成事業を実施します。また、地域連携ネットワークの推進や調整、権利擁護支援、成年後見制度の利用促進のほか、福祉サービスへの苦情などについては、江戸川区社会福祉協議会に委託して実施しています。
- ・以下で記載する施策や支援体制の内容等については、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく、江戸川区の「成年後見制度利用促進計画」と位置づけ、判断能力に不安のある高齢者等が、本人の意思決定が尊重され、地域で安心した生活が送れる体制づくりを推進していきます。

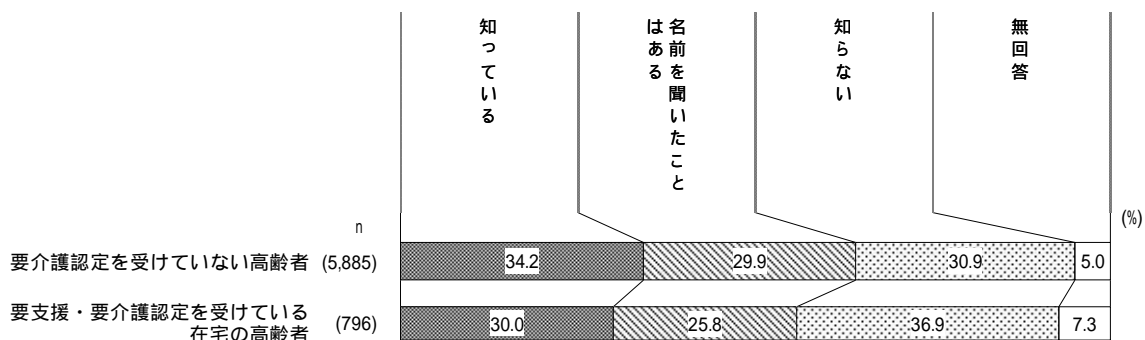
成年後見制度利用促進計画

〔1〕 成年後見制度の現状

令和4年度に実施した基礎調査において、要介護状態となる前的高齢者に対する成年後見制度の認知度は、「知っている」「名前を聞いたことはある」と合わせて64.1%であり、前回調査と比較して2.3ポイント増加しました。

一方で、要介護認定を受けている高齢者に対する認知度は、55.8%となっており、要介護状態となる前的高齢者と比較して8.3ポイント少ない状況にあります。

〔 成年後見制度の認知度 〕



「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画改定のための基礎調査報告書」(令和5年4月)より

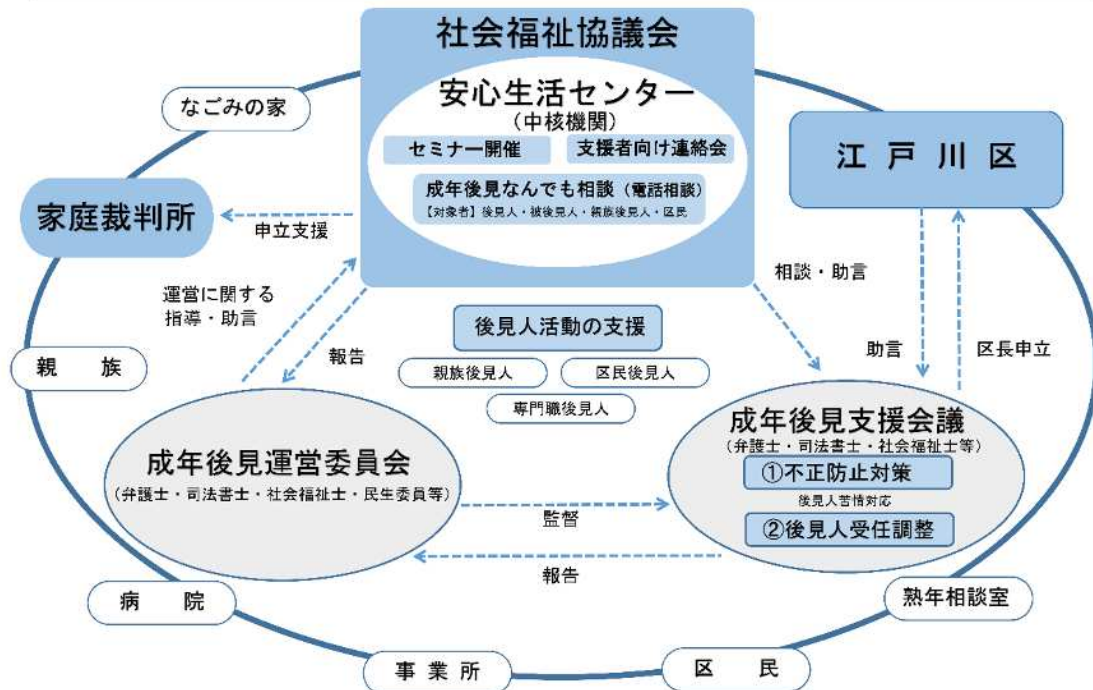
	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
成年後見制度区長申立 件数	61件	64件	67件	70件	73件
社会福祉協議会による 法人後見受任件数	22件	24件	26件	28件	30件
社会福祉協議会による 後見監督人受任件数	30件	32件	34件	36件	38件
社会貢献型後見による 後見人受任件数	25件	27件	29件	31件	33件
成年後見制度利用支援事 業(報酬助成)利用件数	92件	94件	96件	98件	100件
成年後見制度 親族・本人申立相談件数	1,202件	1,232件	1,262件	1,292件	1,322件

利用状況には障害者等、高齢者以外も含む

【2】 権利擁護支援の体制(地域連携ネットワーク)

地域に暮らす全ての人々が、尊厳のある本人らしい暮らしを継続し、地域社会へ参加できるよう、地域や福祉、行政など多様な分野が連携し、支援・見守りを行うためのネットワークを構築しています。

江戸川区の中核機関における権利擁護支援の地域連携ネットワーク



中核機関とは

「地域連携ネットワークの中核となる機関」であり、地域連携ネットワークが、地域の権利擁護(広報、相談、制度の利用促進、担い手の育成・活動の促進、後見人支援)を果たすように主導する役割をもつ。また、専門職による専門的助言等の支援体制を確保する。

中核機関

江戸川区では、江戸川区社会福祉協議会に設置した安心生活センターを中核機関と定め、地域連携ネットワークの推進や調整、権利擁護支援、成年後見制度の利用促進のほか、福祉サービスへの苦情などについては、江戸川区社会福祉協議会に委託して実施しています。

安心生活センター

権利擁護支援の中心的な機関として、江戸川区社会福祉協議会内に設置、区が委託しています。

成年後見支援会議

個別の案件について、本人の状況や意思を踏まえて、弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職、安心生活センター職員、区職員等が、支援方針や区長申立案件、親族申立案件についての助言や後見人等候補者推薦についての調整等を行います。

成年後見運営委員会

医師、弁護士、社会福祉士、民生・児童委員、社会福祉法人職員、区職員等が、成年後見業務についての指導や助言等を行います。

【3】中核機関による支援・事業

中核機関である安心生活センターでは、判断能力が十分でない方でも、地域で安心して暮らせるように次のような支援をします。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
(1)成年後見制度利用相談 相談件数	435 件	435 件	435 件	435 件	435 件
(2)安心生活サポート事業 契約件数	109 件	130 件	151 件	172 件	193 件
(3)福祉サービスの利用相談 手続き支援件数	637 件	836 件	1,035 件	1,234 件	1,433 件
(4)おひとり様支援事業 新規契約件数	29 件	42 件	55 件	68 件	81 件
(5)入院時サポート事業 新規契約件数	4 件	6 件	8 件	10 件	12 件

利用状況には障害者等、高齢者以外も含む

(1) 成年後見なんでも相談（成年後見制度利用相談）

- ・成年後見制度利用（任意後見制度）を考えている方からの相談をお受けします。
- ・申立書作成については、専門職へお任せします。

(2) 安心生活サポート事業（日常生活自立支援事業）

- ・福祉サービスの利用に関する相談や助言、利用手続き、利用料の支払い手続き等の援助をします。
- ・日常的な金銭管理のお手伝い、通帳や権利書などの大切な書類のお預かりをします。

(3) 福祉サービスへの苦情相談事業

- ・利用している福祉サービスへの苦情に対する「苦情解決委員制度」を設けています。福祉サービスに対しての苦情不満等を公正中立な立場で対応します。

(4) おひとり様支援事業

・ひとり暮らしの方で、支援可能な親族がない高齢者の方が、住み慣れた地域で安心した生活を送れるように、緊急連絡先となって見守りを行います。

・入院時には契約手続きに同席するなど、入院中のお困りごとのお手伝いをします。

(5) 入院時サポート事業

・入院中に必要な行政手続きや、入院生活に必要な支払い手続きのお手伝いをします。

(6) 権利擁護に関する区民向け講演会や相談会などの実施

・成年後見制度に関するセミナーや相談会の実施、町会や団体が開催する成年後見制度等説明会に講師を派遣しています。

(7) 後見人等候補者の検討及びマッチング支援

・円滑な後見活動を支援するため、成年後見支援会議等で後見人活動の課題整理を行い、後見人等候補者のマッチング支援を実施しています。

【4】権利擁護支援の推進に向けて

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画では、成年後見制度の利用促進は、制度の利用を必要とする人にとって、尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備して、本人の地域社会への参加の実現を目指すものとしています。

区では、基礎調査の結果により要介護認定を受けている方が、受けていない方と比べて、成年後見制度の認知度が低い現状であることを踏まえ、熟年相談室等とも連携し適切に成年後見制度が利用されるよう体制を整備することや、より一層の普及啓発活動に取り組んでいきます。また、区民が尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにするため、地域連携ネットワークの強化を進め、権利擁護支援が必要な方を早期に適切な支援につなげられるよう取り組んでいきます。

(1) 社会福祉協議会との連携

それぞれの役割を果たすとともに、区民及び関係機関・団体への普及啓発活動の強化、アウトリーチによる相談支援に努め、「地域共生社会の実現」に向けて区民がより安心してサービスを利用できる体制づくりを協働して進めていきます。また、社会福祉協議会が後見人となる法人後見事業、後見監督人となる事業を実施しています。

(2) 担い手確保・育成等の推進

権利擁護支援の担い手として、安心生活センターでは社会貢献型後見人を区や専門職団体などと連携して養成・育成しています。また、後見人等の活動支援の充実を図るため、必要に応じて専門職団体、ネットワーク関係者等を活用した協議会を設置していきます。

社会福祉士等卒後連携事業

- 区内の専門学校と連携し、社会福祉士等の養成課程の卒業生であって、区での活躍を期待することができる者を、区が最長3年間、福祉・介護支援員（会計年度任用職員）として雇用し、福祉及び介護分野における多様な問題に対応する区の福祉向上に寄与する人材として育成します。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
新規採用人数	5人	2人	5人	5人	5人
雇用人数	11人	9人	5人	10人	15人

熟年相談室（地域包括支援センター）の機能強化

- ・ 総合相談窓口の役割を果たす熟年相談室の運営が、安定的・継続的に行われることを目的とし、PDCA サイクルに基づく事業評価の実施などにより、更なる機能強化に努め、地域共生社会の実現に向けた取組の推進を図ります。
- ・ 介護、介護予防、医療、住まい、生活支援サービスを切れ目なく提供していくため、様々な主体との連携強化や取組を図ります。地域の社会資源を活用した継続的・包括的なケア体制を整備し、地域ケア会議・地域連携会議の拡充を通して介護サービス事業者や医療機関、民生・児童委員、町会・自治会、地域のボランティア等のネットワークづくりを強化し推進していきます。
- ・ 高齢者虐待については、熟年相談室と区の協働のもと、適切に対応しています。通報受理件数が年々増加を続けていることから、的確かつ迅速な対応を可能とするため、高齢者虐待対応のマニュアルやガイド機能を備えた「高齢者虐待対応システム」を活用し、緊急性が高いものや対応困難なケースについては、個別に専門家を交えたケア会議等を実施することで効率的・効果的な対応を図ります。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域ケア会議実施回数 (地域連携・介護予防のための地域ケア会議を含む)	74 回	70 回	70 回	70 回	70 回
高齢者虐待対応のための ケア会議実施回数	18 回	12 回	12 回	12 回	12 回

地域リハビリテーション活動支援について

本区では、地域リハビリテーション支援センターやリハビリテーション専門職の連絡会などと連携し、地域リハビリテーションの推進を図っています。取組のひとつとして「介護予防のための地域ケア会議」を開催し、地域のリハビリテーション専門職などに参画を依頼し、インフォーマルサービスの活用やリハビリテーションの提供などについて協議しています。

保健・医療・介護の連携強化

- ・ 医療・介護の関係機関間の情報・意見交換、課題検討の場づくりを推進し、相互の顔の見える関係づくり、ネットワーク構築を進めます。
- ・ 医療と介護の連携体制強化に向け、在宅医療・介護連携の推進を目的とした取組を実施します。主に、医療従事者や介護サービス事業者等と在宅医療・介護連携推進事業会議や意見交換会を開催し、課題抽出や対応策を検討するとともに、多職種連携研修と在宅医療・介護連携研修を開催し、連携推進を図っていきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
会議の開催回数	6回	6回	6回	6回	6回
研修の開催回数	9回	9回	9回	9回	9回

社会福祉協議会との連携強化

- ・ 地域福祉の中核である社会福祉協議会との連携・情報共有を進め、安心生活サポート事業や成年後見制度利用支援事業など権利擁護機能がさらに充実するよう積極的に支援していきます。
- ・ 社会福祉協議会へは福祉サービスの苦情相談事業を委託しており、苦情処理に対する区民・事業者・区との調整のため、今後もさらに連携を強化していきます。

なごみの家による地域づくりの推進

- ・ 複雑化・複合化する地域住民の課題に対し、町会・自治会や民生・児童委員等の地域の関係者、保健・医療・福祉等の関係者、関係機関と協働のもと、継続的な伴走支援を行う重層的な支援体制を強化し推進していきます。

		令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
なんでも相談	相談件数	8,949 件	6,700 件	7,650 件	7,650 件	7,650 件
	うち、多機関が関わる相談の件数	2,128 件	3,000 件	3,443 件	3,443 件	3,443 件
地域や関係機関との連携	地域支援会議開催数	8 回	14 回	27 回	27 回	27 回
	多機関協働による個別支援のケース会議開催数	32 回	32 回	108 件	108 件	108 件
	なごみの家でのボランティア延人数	3,207 人	4,200 人	4,500 人	4,500 人	4,500 人
	見守り支援訪問活動の実施件数	9,972 件	10,914 件	11,700 件	11,700 件	11,700 件

民生・児童委員との連携強化

- ・ 民生・児童委員の資質向上のために各種研修や研究活動を行い、地域における社会福祉の推進役として力を発揮できるよう、連携を強化していきます。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
委員数	444 人	444 人	444 人	一斉改選	
相談・支援件数	2,392 件	2,400 件	継続	継続	継続

高齢者を見守るネットワークの強化

- ・ 地域支援ネットワークでは、子どもから高齢者まで障害の有無に関わらず全ての人々が安心して住み続けることができる「地域共生社会」を実現するため、地域の見守り・支えあいのネットワークを構築し、区、なごみの家、熟年相談室、民生・児童委員や協力団体・事業所が連携をとり、区民の方々の通報に迅速に対応します。
- ・ 関係機関の連携の強化や、協力団体を増やしていくことなどにより、ネットワークを一層充実・強化していきます。

第2章 介護保険事業計画

1 介護保険サービス量等の見込み

(1) 居宅サービス

訪問介護

- ・訪問介護員（ホームヘルパー）等が要介護者の居宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問介護	(人)	5,603	5,804	5,842	6,064	6,194	6,328
	(回)	140,421	147,572	149,481	155,438	158,041	161,026

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護

- ・ 要支援・要介護者の居宅を訪問し、浴槽を提供して入浴の介護を行います。

単位:人/月、回/月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問入浴介護	(人)	592	586	585	614	624	634
	(回)	2,989	2,824	2,794	2,824	2,869	2,915
介護予防 訪問入浴介護	(人)	3	2	3	3	3	3
	(回)	8	6	7	10	10	10
合計	(人)	595	588	588	617	627	637
	(回)	2,997	2,830	2,801	2,834	2,879	2,925

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績

令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

訪問入浴介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

介護予防訪問入浴介護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

訪問看護・介護予防訪問看護

- ・ 病状が安定期にあり、主治医が必要と認めた要支援・要介護者に対し、看護師、保健師、准看護師、理学療法士(P T)、作業療法士(O T)又は言語聴覚士(S T)が居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

単位:人/月、回/月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問看護	(人)	3,083	3,363	3,508	3,827	4,174	4,553
	(回)	36,380	38,733	41,049	43,704	46,531	49,540
介護予防訪問看護	(人)	279	269	292	293	297	301
	(回)	2,239	2,084	2,324	2,234	2,264	2,296
合計	(人)	3,362	3,632	3,800	4,120	4,471	4,854
	(回)	38,619	40,817	43,373	45,938	48,795	51,836

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績

令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

訪問看護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

介護予防訪問看護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション

- ・病状が安定期にあり、主治医がリハビリテーションを必要と認めた要支援・要介護者に対し、理学療法士（PT） 作業療法士（OT）又は言語聴覚士（ST）が居宅を訪問し、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行います。

単位:人/月、回/月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問リハビリテーション	(人)	148	162	171	188	193	197
	(回)	1,797	1,982	2,147	2,320	2,378	2,423
介護予防 訪問リハビリテーション	(人)	20	20	18	20	20	20
	(回)	203	200	185	178	178	178
合計	(人)	168	182	189	208	213	217
	(回)	2,000	2,182	2,332	2,498	2,556	2,601

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
 令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み
 訪問リハビリテーション（介護給付）の対象は要介護1～5の人
 介護予防訪問リハビリテーション（予防給付）の対象は要支援1～2の人

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導

- ・病院等の医師、歯科医師、薬剤師等が要支援・要介護者の居宅を訪問し、療養上の健康管理や保健指導を行います。

単位:人/月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅療養管理指導		6,551	7,079	7,409	8,006	8,651	9,349
介護予防居宅療養管理指導		395	429	439	442	448	454
合計		6,946	7,508	7,848	8,448	9,099	9,803

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
 令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み
 居宅療養管理指導（介護給付）の対象は要介護1～5の人
 介護予防居宅療養管理指導（予防給付）の対象は要支援1～2の人

通所介護

- ・ 要介護者に対し、デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を日帰りで行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
通所介護	(人)	5,244	5,556	5,653	6,016	6,156	6,295
	(回)	52,095	54,521	56,621	60,297	61,644	62,998

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション

- ・ 病状が安定期にあり、主治医がリハビリテーションを必要と認めた居宅の要支援・要介護者に対し、介護老人保健施設、介護医療院、病院、診療所等において、心身機能の維持回復を目的として理学療法、作業療法その他のリハビリテーションを日帰りで行います。

単位：人／月、回／月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
通所リハビリテーション	(人)	831	759	792	824	840	860
	(回)	6,353	5,789	6,014	6,257	6,378	6,530
介護予防 通所リハビリテーション	(人)	156	136	139	137	139	141
合計	(人)	987	895	931	961	979	1,001
	(回)	6,353	5,789	6,014	6,257	6,378	6,530

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み
通所リハビリテーション（介護給付）の対象は要介護1～5の人
介護予防通所リハビリテーション（予防給付）の対象は要支援1～2の人
介護予防通所リハビリテーションは、月あたり包括報酬のため回数は設定できない

短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護

- ・要支援・要介護者に対し、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等への短期間の入所により、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び機能訓練を行います。

単位：人／月、日／月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
短期入所生活介護	(人)	839	866	883	966	980	1,000
	(日)	7,700	7,795	7,687	8,390	8,505	8,674
介護予防 短期入所生活介護	(人)	9	9	9	14	14	14
	(日)	45	36	47	64	64	64
合計	(人)	848	875	892	980	994	1,014
	(日)	7,745	7,831	8,579	8,454	8,569	8,738

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績

令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

短期入所生活介護（介護給付）の対象は要介護1～5の人

介護予防短期入所生活介護（予防給付）の対象は要支援1～2の人

短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護

- ・病状が安定期にある要支援・要介護者に対し、介護老人保健施設、介護医療院等への短期間の入所により、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話・支援を行います。

単位：人／月、日／月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
短期入所療養介護	(人)	68	58	61	64	64	64
	(日)	582	490	544	604	604	604
介護予防 短期入所療養介護	(人)	0	1	0	0	0	0
	(日)	0	14	0	0	0	0
合計	(人)	68	59	61	64	64	64
	(日)	582	504	544	604	604	604

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績

令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

短期入所療養介護（介護給付）の対象は要介護1～5の人

介護予防短期入所療養介護（予防給付）の対象は要支援1～2の人

福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与

- 心身の機能の低下により日常生活を営むのに支障がある要支援・要介護者に対し、日常生活上の便宜を図るための用具及び機能訓練のために必要な福祉用具を貸与します。

単位:人/月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
福祉用具貸与	8,891	9,210	9,409	9,806	10,016	10,228
介護予防福祉用具貸与	1,505	1,490	1,512	1,535	1,557	1,576
合計	10,396	10,700	10,921	11,341	11,573	11,804

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
 令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み
 福祉用具貸与(介護給付)の対象は要介護1～5の人
 介護予防福祉用具貸与(予防給付)の対象は要支援1～2の人

特定福祉用具購入・特定介護予防福祉用具購入

- 入浴又は排せつの用に供するような衛生上貸与に適さない福祉用具を購入した要支援・要介護者に対して、購入費を支給します。

単位:件/月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定福祉用具購入	162	150	151	154	160	163
特定介護予防福祉用具 購入	33	32	32	32	32	32
合計	195	182	183	186	192	195

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
 令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み
 特定福祉用具購入(介護給付)の対象は要介護1～5の人
 特定介護予防福祉用具購入(予防給付)の対象は要支援1～2の人

居宅介護住宅改修・介護予防住宅改修

- ・手すりの取付け、段差解消などの住宅改修を行った要支援・要介護者に対して、改修費を支給します。

単位:件/月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護住宅改修	94	93	86	87	90	91
介護予防住宅改修	40	44	39	43	43	43
合計	134	137	125	130	133	134

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績

令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

居宅介護住宅改修(介護給付)の対象は要介護1～5の人

介護予防住宅改修(予防給付)の対象は要支援1～2の人

居宅介護支援・介護予防支援

- ・要支援・要介護者からの依頼を受け、日常生活を営むために必要な介護サービス又は介護予防サービスを適切に利用することを目的に、心身の状況、おかれている環境、本人及び家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類、内容、担当者等を定めた計画を作成します。
- ・サービスの提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整などを行います。
- ・居宅介護支援は、居宅介護支援事業者、介護予防支援は熟年相談室などが行います。

単位:人/月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
居宅介護支援	12,620	13,028	13,200	13,842	14,155	14,471
介護予防支援	1,821	1,789	1,817	1,845	1,871	1,894
合計	14,441	14,817	15,017	15,687	16,026	16,365

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績

令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

居宅介護支援(介護給付)の対象は要介護1～5の人

介護予防支援(予防給付)の対象は要支援1～2の人

(2) 居住系サービス

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護

- ・ 有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要支援・要介護者等に対し、当該施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援、機能訓練、療養上の世話を行います。

単位:人/月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
特定施設入居者生活介護	1,654	1,711	1,727	1,764	1,780	1,797
介護予防 特定施設入居者生活介護	169	165	163	166	166	166
合計	1,823	1,876	1,890	1,930	1,946	1,963

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
 令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み
 特定施設入居者生活介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人
 介護予防特定施設入居者生活介護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

(3) 施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

- ・ 介護老人福祉施設に入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護老人福祉施設	1,819	1,920	1,997	2,104	2,217	2,336

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

中長期的な視点に立った特別養護老人ホームの整備について

高齢化の進行による高齢単身世帯の増加、85歳以上人口の増加、家族の介護離職を防止する観点から、特別養護老人ホーム等の整備が求められています。

一方で、現役世代が減少していく中、財政負担や人材確保などの介護保険制度の持続可能性が課題となっています。

本区では、人口推計や高齢者の住まいのニーズ、保険料負担や施設の運営状況など、多角的で中長期的な視野に立ち、施設整備を検討していきます。

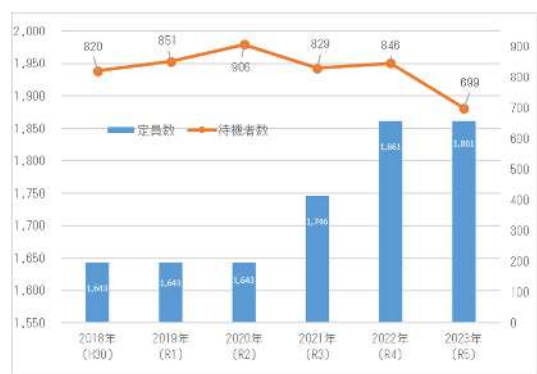
【1】施設整備における課題

特別養護老人ホームの整備には次の課題があります。

- (1) 物価高騰による建設・維持に係る多額の財政負担と介護保険料への影響
- (2) 慢性的な介護人材の不足
- (3) 高齢者が減少した際の供給過多
- (4) 既存施設の老朽化による改築の可能性
- (5) 建設用地として広い土地が必要

【2】施設数と待機者数の推移

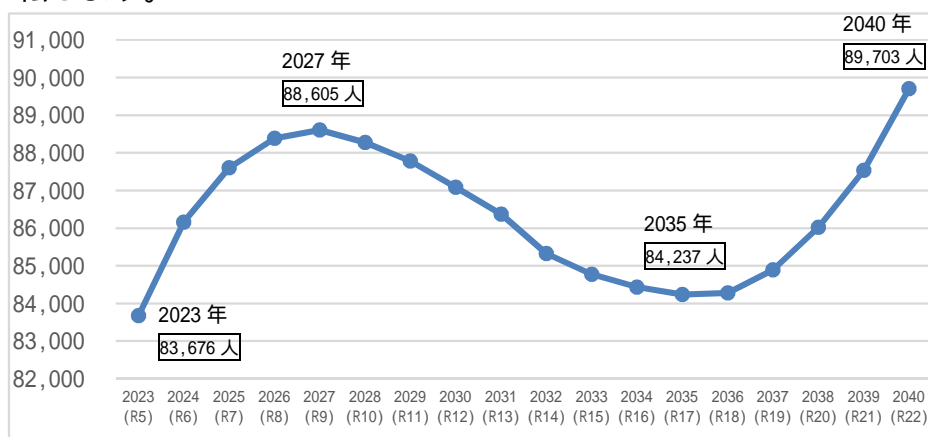
第8期の3年間では、新規施設の定員増加分以上に待機者が減少しています。



各年度10月1日現在、地域密着型特養を含む

【3】75歳以上の第1号被保険者数の推計

介護が必要な状態になりやすい75歳以上の被保険者数は、令和9年度(2027年)の1回目のピークを経て、令和17年度(2035年)まで減少し続け、その後は再び増加に転じます。



コーホート要因法による推計値

【4】第9期計画期間中の整備スケジュール(予定)

第8期の整備計画に基づき公募を行い、下表のとおり、目標とする330床の新規整備をほぼ達成する目途が立ちました。

施設名	選定日	開設予定日	床数	併設施設
(仮称)タムス さくらの杜一之江	令和3年9月16日	令和6年7月1日	121床	短期入所生活介護 認可保育園(R6.4.1 開設予定)
(仮称)鹿骨四丁目 特別養護老人ホーム	令和4年6月3日	令和7年4月1日	104床	短期入所生活介護 生活介護、就労継続支援B型
(仮称)はるえの里	令和5年9月12日	令和8年6月1日	100床	短期入所生活介護 (障害)短期入所
合計			325床	

【5】施設整備の中長期的な考え方

- (1) 後期高齢者である75歳以上の被保険者数の推計から、令和9年度(2027年)のピーク後の減少局面を踏まえて検討していく必要があります。
- (2) 同推計では、令和5年度(2023年)と令和17年度(2035年)の75歳以上の被保険者数がいずれも約8万4千人とほぼ同数であり、施設需要は現在の水準がひとつの目安と考えられます。
- (3) 新たな施設整備は、介護保険財政や被保険者の保険料負担増につながるほか、既存施設の介護人材の確保にも影響を与える可能性があります。待機者数の推移や実態、在宅サービスの整備状況も踏まえ、慎重に検討する必要があります。

【6】必要整備数の推計

【4】のとおり、特別養護老人ホームは、第9期中に3施設(325床)が増設され、下表のとおり、第8期計画で特養需要数と定義した定員数を、令和8年度(2026年度)にほぼ充たす見込です。

また、各施設で空床が生じた際に待機者に連絡をしても、結果として入所につながらないケースがあるという実態も見られました。

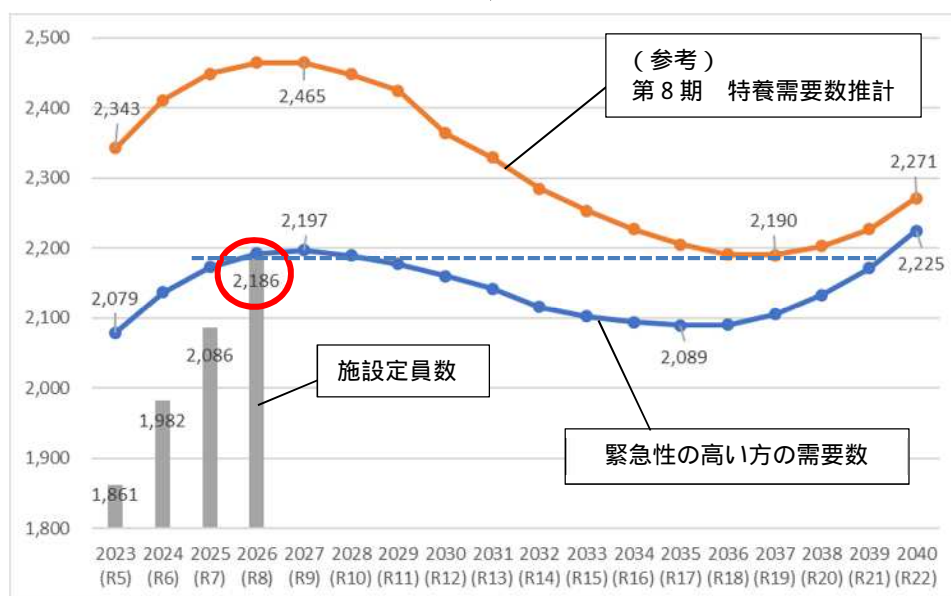
そこで、待機者数のうち、入所の緊急性が高い方を把握するため、区内の居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対し、担当する利用者に係る調査を行いました。

当該調査の結果を基に、以下のとおり第9期期間の必要整備数を推計しました。

区内ケアマネジャーの数：465人(令和5年10月1日時点)
 ・利用者に特養入所が適切な人が「いる」ケアマネジャーの割合：61.0%
 ・そのうち、1人あたりが受け持つ「特養入所に緊急性が高い人」：0.77人
 特別養護老人ホーム待機者のうち、入所の緊急性が高い人
 = 465人 × 61.0% × 0.77人 = 218人
 (同日時点の入所申込者699人の31.2%)

入所の緊急性が高い218人に加え、特養定員数1,861人(令和5年10月1日時点)を加えた2,079人を、同日時点の必要整備数とする。

2,079人は、75歳以上の被保険者数83,676人(令和5年10月1日時点)の2.48%であるため、令和6年度(2024年度)以降においては75歳以上の被保険者推計の2.48%を特別養護老人ホームの必要数と想定する。



【7】中長期的な視点に立った第9期の整備方針

【6】のとおり、令和8年度（2026年度）の特別養護老人ホームの定員数2,186床は、第8期の目標値であった2,190床にほぼ達しています。また、介護人材の状況や待機者の実態など多角的な視点を踏まえ、中長期的に緊急性の高い方の需要数に対応できると推察されます。

第9期期間中における新たな整備は、当初計画として目標を設定せず、期中の様々な動向を見極め対応することとします。

なお、上記の施設定員数は、既存施設の存続が前提であるため、既存施設の長寿命化を図る大規模改修を中心に支援していきます。

介護老人保健施設

- ・介護老人保健施設に入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護老人保健施設	1,006	948	924	924	924	924

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

介護医療院

- ・長期にわたり療養が必要な要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護医療院	94	79	85	87	87	87

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

(4) 地域密着型サービス

- ・地域密着型サービスは、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域での生活を継続できるように提供されるサービスです。
- ・利用者は原則、江戸川区の被保険者に限定され、区が事業者の指定や監督を行います。
- ・地域密着型サービスには、下記 から のサービスがあります。
- ・なお、下記 には必要利用定員総数を設定します。必要利用定員総数を超えるような状態が生じた場合、区は事業者の指定を拒否することができるため、日常生活圏域ごとの過不足を見据え、事業者指定を行っていきます。

地域密着型サービスの類型

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

夜間対応型訪問介護

地域密着型通所介護

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護（認知症デイサービス）

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

（認知症高齢者グループホーム）

地域密着型特定施設入居者生活介護（小規模介護専用型有料老人ホーム等）

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（小規模特別養護老人ホーム）

看護小規模多機能型居宅介護

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

- ・一日を通じて、定期的な巡回又は随時通報により、訪問介護員(ホームヘルパー)又は看護師等が要介護者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の日常生活上の世話及び療養上の世話又は必要な診療の補助を行います。

単位:人/月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	49	61	68	82	84	84

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

整備の方向性

- ・在宅介護を支えるサービスの1つとして、事業者の参入意向と利用者のニーズを見極めつつ、区内にバランスよく整備することを目標とします。
- ・整備にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用していきます。

夜間対応型訪問介護

- ・夜間において、定期的な巡回又は随時通報により、訪問介護員(ホームヘルパー)等が要介護者の居宅を訪問し、排せつの介護、日常生活上の緊急時の対応等を行います。

単位:人/月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
夜間対応型訪問介護	12	15	18	16	17	17

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

整備の方向性

- ・在宅介護を支えるサービスの1つとして、事業者の参入意向と利用者のニーズを見極めつつ、適正に運営できる事業者の確保を図ります。

地域密着型通所介護

- ・要介護者に対し、定員 18 人以下のデイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を日帰りで行います。

単位:人/月、回/月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域密着型通所介護	(人)	1,815	1,859	2,135	2,187	2,240	2,294
	(回)	16,452	16,611	17,457	17,655	18,081	18,520

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績

令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

整備の方向性

- ・近年、通所介護事業者が多く参入している状況から、事業者の実態把握を行いつつ利用者のニーズを見極めながら、質の向上に資するよう、適正な事業者指定に努めていきます。

認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

(認知症デイサービス)

- ・認知症の要支援・要介護者に対し、デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び機能訓練を日帰りで行います。

単位:人/月、回/月

		実績			計画		
		令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症対応型通所 介護	(人)	260	227	218	224	229	235
	(回)	2,701	2,331	2,252	2,310	2,342	2,395
介護予防認知症対応 型通所介護	(人)	1	0	0	0	0	0
	(回)	3	0	0	0	0	0
合計	(人)	261	227	218	224	229	235
	(回)	2,704	2,331	2,252	2,310	2,342	2,395

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績

令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

認知症対応型通所介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

介護予防認知症対応型通所介護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

整備の方向性

- ・事業者の参入意向を踏まえながら、利用者のニーズを見極めつつ、適正な事業所整備を検討していきます。
- ・整備にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用します。

小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

- ・ 要支援・要介護者に対し、通い、訪問又は泊まりのサービスを提供し、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び機能訓練を行います。

単位:人/月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
小規模多機能型居宅介護	255	264	267	293	325	360
介護予防 小規模多機能型居宅介護	25	23	16	18	19	19
合計	280	287	283	311	344	350

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
 令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み
 小規模多機能型居宅介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人
 介護予防小規模多機能型居宅介護(予防給付)の対象は要支援1～2の人

整備の方向性

- ・ 在宅生活を継続するために必要なサービスと位置づけ、日常生活圏域ごとに整備することを目標とします。
- ・ 整備誘導にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用し、空白圏域については、区独自の支援策を実施していきます。
- ・ 単独での整備が難しい場合には、認知症高齢者グループホームなどとの併設型も視野に含めて検討していきます。

認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

(認知症高齢者グループホーム)

- ・認知症の要支援・要介護者に対し、認知症高齢者グループホームにおいて、家庭的な環境と地域住民との交流の下で入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話・支援及び機能訓練を行います。

単位:人/月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
認知症対応型共同生活介護	651	679	675	707	736	756
介護予防 認知症対応型共同生活介護	8	4	3	3	3	3
合計	659	683	678	710	739	759

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績

令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

認知症対応型共同生活介護(介護給付)の対象は要介護1～5の人

介護予防認知症対応型共同生活介護(予防給付)の対象は要支援2の人

整備の方向性

- ・今後も増加が見込まれる認知症の方に対する居住系サービスの主流として位置付けていきます。
- ・日常生活圏域ごとの整備状況に偏在が見られることから、各圏域の利用者のニーズに対して必要なサービスが整備されるよう誘導を図っていきます。
- ・整備にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用していきます。

地域密着型特定施設入居者生活介護

(小規模介護専用型有料老人ホーム等)

- ・定員が 29 人以下の介護専用型有料老人ホーム、ケアハウス等に入居している要介護者に対し、地域密着型特定施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行います。

単位:人/月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域密着型特定施設入居者生活介護	17	17	17	20	20	20

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

整備の方向性

- ・事業者の参入意向を踏まえながら、新たな整備については利用者のニーズを見極めつつ判断していきます。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(小規模特別養護老人ホーム)

- ・定員が29人以下の介護老人福祉施設(特別養護老人ホーム)に入所している要介護者に対し、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行います。

単位:人/月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域密着型介護老人福祉 施設入所者生活介護	22	19	17	17	17	17

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績

令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は供給量見込み

整備の方向性

- ・事業者の参入意向を踏まえながら、新たな整備については利用者のニーズを見極めつつ判断していきます。

看護小規模多機能型居宅介護

- ・医療ニーズの高い要介護者に対し、小規模多機能型居宅介護のサービスに加え、必要に応じて看護師等が居宅を訪問し、療養上の世話又は必要な診療の補助（訪問看護）を行います。

単位：人／月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
看護小規模多機能型居宅介護	9	8	28	48	59	74

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
令和6年度（2024年度）～8年度（2026年度）は供給量見込み

整備の方向性

- ・在宅生活を継続するために必要なサービスとして位置付け、区内にバランスよく整備することを目標とします。
- ・整備誘導にあたっては、必要に応じて国の交付金等を活用し、空白圏域については、区独自の支援策を実施していきます。

(5) 介護予防・生活支援サービス

訪問型サービス・通所型サービス

- ・要支援1～2及び基本チェックリストの実施による介護予防・日常生活支援総合事業対象者に対し、区が指定する介護サービス事業者等、多様な担い手が日常生活の手助けとなる訪問型、通所型などの生活機能維持向上のためのサービスを提供します。

単位:人/月

	実績			計画		
	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
訪問型サービス	1,466人	1,374人	1,348人	1,532	1,562	1,588
通所型サービス	2,744人	2,751人	2,841人	2,992	3,051	3,103
合計	4,210人	4,125人	4,189人	4,524	4,613	4,691

令和3・4年度は年度平均実績、令和5年度は4月～9月審査分平均実績
令和6年度(2024年度)～8年度(2026年度)は利用見込み

整備の方向性

- ・介護予防を目的とし、自立した日常生活の支援を実施することにより、一人ひとりの生きがいや自己実現のための取組を支援し、活動的で生きがいのある生活や人生を送ることができるよう実施します。
- ・介護事業者に加えNPO法人など、多様な主体による多様なサービスが創設されるなど順調に推移しています。今後も、多様な主体による多様なサービスの導入を推進していくことにより、介護予防・日常生活に係る効果的な支援を実施します。

(6) 地域支援事業の主要事業と事業量の見込み

以下は、江戸川区における地域支援事業の主要事業と事業量の見込みです。

[地域支援事業の主要事業と事業量の見込み]

事業の分類	主要事業名		事業量見込み		
			令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
介護予防・日常生活支援総合事業	サービス訪問型	国基準と同等又は緩和型サービス	21,000 件	21,400 件	21,800 件
	サービス通所型	国基準と同等又は緩和型サービス	35,600 件	36,300 件	36,700 件
	介護予防ケアマネジメント		35,100 件	35,800 件	36,500 件
	介護予防教室		1,900 人	1,900 人	1,900 人
	熟年介護サポーター		350 人	410 人	470 人
	介護予防把握事業		71,600 人	71,300 人	71,700 人
包括的支援事業	総合相談・支援		実施	実施	実施
	高齢者の権利擁護		実施	実施	実施
	包括的・継続的ケアマネジメント支援		実施	実施	実施
	生活支援体制整備		実施	実施	実施
	医療・介護連携		実施	実施	実施
	認知症施策の推進		実施	実施	実施
事業任意	介護者交流会等		1,400 人	1,400 人	1,400 人

2 介護保険財政の実績と見込み

(1) 介護保険財政の3年間のまとめ

保険給付費等決算額

(保険給付費等決算額)

	令和3年度		令和4年度		令和5年度(予算)	
	給付費(千円)	構成比	給付費(千円)	構成比	給付費(千円)	構成比
居宅サービス給付費	24,661,697	58.28%	25,756,836	59.13%	27,707,622	58.89%
施設サービス給付費	10,404,441	24.59%	10,533,162	24.18%	11,062,775	23.51%
地域密着型サービス給付費	5,101,203	12.05%	5,226,607	12.00%	6,089,538	12.94%
高額介護サービス費	1,198,861	2.83%	1,174,364	2.71%	1,268,202	2.70%
高額医療合算介護サービス費	157,862	0.37%	161,039	0.37%	173,712	0.37%
特定入所者介護サービス費	748,497	1.77%	655,012	1.50%	694,952	1.48%
審査支払手数料	47,371	0.11%	49,772	0.11%	54,520	0.11%
保険給付費計	42,319,932	100.00%	43,556,792	100.00%	47,051,321	100.00%
地域支援事業費	1,847,351		1,825,129		2,115,647	
合計	44,167,283		45,381,921		49,166,968	

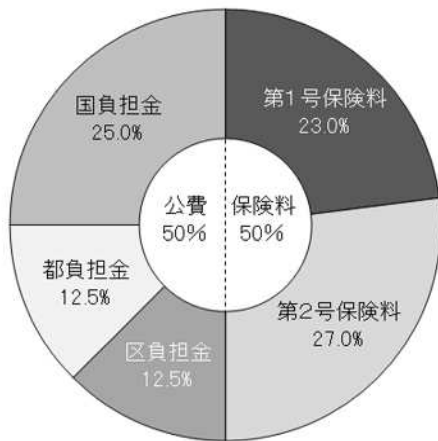
各費目には、介護予防分を含む

各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある

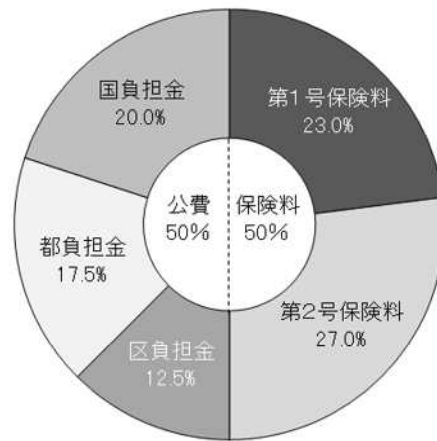
(2) 保険給付費財源の財源構成及び内訳

(第8期介護保険給付費の財源構成)

居宅サービス給付費

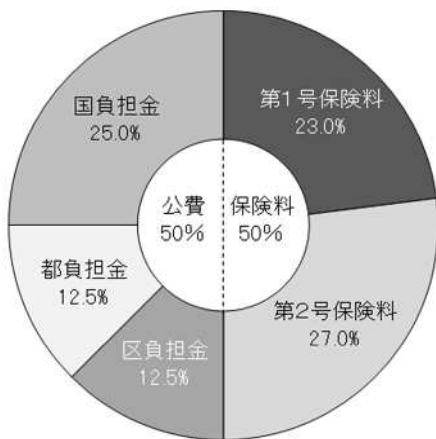


施設サービス等給付費

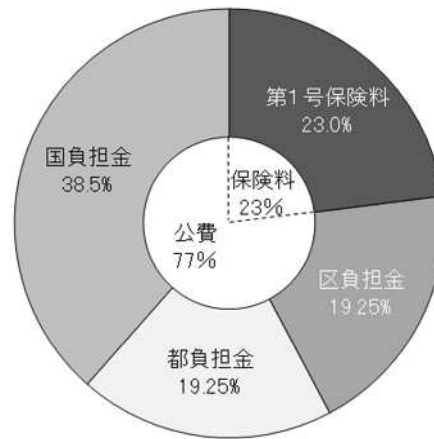


(第8期地域支援事業費の財源構成)

介護予防・日常生活支援総合事業費



包括的支援事業費、任意事業費



(3) 保険料の収納状況及び使途

(第1号被保険者の保険料収納状況及び使途)

			令和3年度		令和4年度		令和5年度(予算)	
			収納額 (千円)	収納率	収納額 (千円)	収納率	収納額 (千円)	収納率
保険料収納額			10,240,025	96.98%	10,257,409	97.00%	10,062,096	96.74%
内 訳	現年分	特別徴収	8,771,601	100%	8,759,944	100%	8,635,958	100%
		普通徴収	1,415,002	91.56%	1,448,452	91.49%	1,379,016	89.78%
	滞納繰越分		53,422	22.04%	49,013	21.18%	47,122	20.57%

		支出額 (千円)	構成比	支出額 (千円)	構成比	支出額 (千円)	構成比
		使 途 内 訳	保険給付費	9,526,695	93.03%	9,617,503	93.76%
地域支援事業費	419,569		4.10%	406,158	3.96%	432,813	4.30%
介護給付費準備基金積立金	290,429		2.84%	230,312	2.25%	65	0.00%
その他(還付金等)	3,332		0.03%	3,436	0.03%	3,599	0.04%

各計数は表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しない場合がある

(4) 介護給付費準備基金

- ・令和5年度末の基金残高見込み額は約48億8,000万円となっています。

3 保険給付費等及び保険料の見込み額

(1) 保険給付費を推計する上での主な留意点

- ・新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけが、令和5年5月8日より「5類感染症」へ移行となり、徐々に日常の生活に戻ってきています。しかしながら、長引く新型コロナウイルス感染症の流行下における自粛・行動抑制等が、高齢者の心身の状況に影響を与えている可能性があります。
- ・3年ごとに行われる介護報酬の見直しについては、令和6年度の介護報酬の各介護サービス等のあり方や具体的な方向性について、議論が進められています。

(2) 計画期間における保険給付費等見込み額

- ・上記の留意点に加え、高齢化の進展による介護需要の自然増を考慮した上で、必要なサービス見込み量を推計した結果、第9期（令和6年度～令和8年度）の3年間に必要な保険給付費等は、合計で1,500億円程度と見込まれます。

(3) 介護給付費準備基金の活用

- ・江戸川区では、第8期計画期間においても安定した介護保険財政の運営が進められており、令和5年度末の介護給付費準備基金残高は約48億8,000万円になると見込まれています。この基金の一部を取り崩すことにより、第9期保険料の上昇抑制に充てることが可能です。
- ・一方で介護保険給付費準備基金には、給付費の想定外など不測の事態に備える役割もあります。

(4) 第 9 期介護保険事業計画における介護保険料 保険料基準額

- ・ (1) ~ (3) までの諸条件等をもとに、第 9 期 (令和 6 年度 ~ 令和 8 年度) の保険給付費等をまかなうための第 1 号被保険者の保険料を試算すると、以下の通りとなります。

(保険料の算出方法は、139 ~ 140 ページを参照)

[第 9 期 (令和 6 年度 ~ 令和 8 年度) の保険料基準額]

月額 6,800 円程度 (現時点での見込み額)

- ・ 保険料基準額の算定に必要な係数や報酬単価などは、試算段階では明確になっていないため、今後の要介護認定者数及びサービス利用状況等を踏まえつつ、国から示される係数等の確定後に再度試算を行い、最終的な第 1 号被保険者の保険料基準額を算出します。

(5) 第 1 号被保険者の所得段階別保険料

- ・ 国においては、第 9 期の標準の所得段階設定を 13 段階とする見込みです。
- ・ 江戸川区においては、より所得に見合った保険料を設定するため、国の標準段階にならぬ、所得区分及び料率の見直しや更なる多段階化を行い、適正な料率の設定をします。また、第 1 ~ 3 段階には公費を投入して、基準額に対する料率を引き下げ、低所得者に配慮した保険料とします。

[江戸川区における保険料段階の対応]

	第 1 期 H12 ~ 14年度	第 2 期 H15 ~ 17年度	第 3 期 H18 ~ 20年度	第 4 期 H21 ~ 23年度	第 5 期 H24 ~ 26年度	第 6 期 H27 ~ 29年度	第 7 期 H30 ~ R2年度	第 8 期 R3 ~ R5年度	第 9 期 R6 ~ R8年度
江戸川区における 保険料段階	5段階	6段階	7段階	8段階 9区分	12段階 14区分	15段階	15段階	16段階	未定
介護保険法 による 保険料段階	5段階以上	5段階以上	6段階以上	6段階以上	6段階以上	9段階以上	9段階以上	9段階以上	13段階以上 (見込み)

[参考 : 第8期(令和3年度~令和5年度)における所得段階別保険料]

保険料基準額:年額 70,800 円(月額 5,900 円)

所得段階	対象者		基準額に対する料率	保険料(月額)
第1段階	生活保護を受けている方		基準額 × 0.5	2,950 円
	住民 税 全 非 課 税	老齢福祉年金の受給者 前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	× 0.3 (公費投入 0.2)	1,770 円
第2段階		前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円を超えて 120 万円以下の方		基準額 × 0.75
			× 0.5 (公費投入 0.25)	2,950 円
第3段階	前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 120 万円を超える方		基準額 × 0.75	4,425 円
			× 0.7 (公費投入 0.05)	4,130 円
第4段階	住民 税 課 税 者 が 在 る 世 帯	本人が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円以下の方	基準額 × 0.90	5,310 円
第5段階		本人が住民税非課税で、前年の公的年金等収入額及び合計所得金額の合計額が 80 万円を超える方	基準額	5,900 円
第6段階	本 人 が 住 民 税 課 税 者 が 在 る 世 帯	合計所得金額が 120 万円未満の方	基準額 × 1.20	7,080 円
第7段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	基準額 × 1.30	7,670 円
第8段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	基準額 × 1.50	8,850 円
第9段階		合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満の方	基準額 × 1.70	10,030 円
第10段階		合計所得金額が 400 万円以上 500 万円未満の方	基準額 × 1.95	11,505 円
第11段階		合計所得金額が 500 万円以上 700 万円未満の方	基準額 × 2.20	12,980 円
第12段階		合計所得金額が 700 万円以上 900 万円未満の方	基準額 × 2.45	14,455 円
第13段階		合計所得金額が 900 万円以上 1,200 万円未満の方	基準額 × 2.70	15,930 円
第14段階		合計所得金額が 1,200 万円以上 2,000 万円未満の方	基準額 × 3.00	17,700 円
第15段階		合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満の方	基準額 × 3.30	19,470 円
第16段階	合計所得金額が 3,000 万円以上	基準額 × 3.60	21,240 円	

[参考 : 保険給付費算定までのながれ]

人口及び 要介護認定者数 の推計 ↓	高齢者人口(第1号被保険者数)の推計 (令和6年度~令和8年度、以下同様)
	に、実績を踏まえ、要介護認定者数を自然体推計 ・要介護認定者数 = 被保険者数 × 要介護認定率
	に、介護予防等施策を反映して、要介護認定者数を推計
施設・居住系 サービス見込み量 の推計 ↓	から、近年の実績を踏まえ、利用者数を自然体推計 ・要介護認定者数 × 各サービス利用率
	に、今後のサービスの整備方針等を踏まえ、利用者数を設定して推計
居宅サービス 見込み量の推計 ↓	から の施設・居住系サービス利用者数を除いた居宅サービス対象者数から、近年の実績を踏まえ、利用者数を自然体推計 ・居宅サービス対象者数(要介護認定者数 - 施設・居住系サービス利用者数) × 各サービス利用率
	に、今後のサービスの充実方針等を反映して、利用者数を推計
	から、近年の実績を踏まえ、居宅サービス利用量を推計 ・居宅サービス利用者数 × 1人あたり利用回(日)数
保険給付費 の推計	施設・居住系サービス給付費 = 利用者数 × 1人あたりサービス給付費 居宅サービス給付費 = 利用量 × 1回(日)あたりサービス給付費 ・介護報酬改定率等の影響を反映する

上記の「施設サービス」には、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を含む

上記の「居住系サービス」は、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護を指す

上記の「居宅サービス」は、居宅サービス及び地域密着型サービス(施設・居住系サービスに該当するサービスを除く)を指す

[参考 : 介護保険料基準額算定までの流れ(第8期)]

保険給付等見込み額(令和3(2021年度)~令和5年度(2023年度))
1,492億8,975万円

× 第1号被保険者負担割合 23%

第1号被保険者負担分 相当額 343億3,664万円

+ 調整交付金相当額 73億6,326万円

- 調整交付金見込額 64億4,143万円

- 介護給付費準備基金取崩額 31億6,411万円

介護保険料収納必要額 320億9,436万円

÷ 予定介護保険料収納率 97.90%

÷ 所得段階別加入割合補正後第1号被保険者数 463,034人

保険料基準額(年) 70,800円

保険料基準額(年) ÷ 12カ月 = 5,900円(月)

4 介護保険事業を円滑に推進するための施策

(1) サービス利用等における低所得者への配慮

【現状】

- ・介護保険制度は、原則として利用料の一部を利用者が負担する仕組みとなっています。しかし、高額な利用料や住宅改修費の支払いが困難な人に対しては、円滑なサービス利用を進めるための助成制度等を設けています。

【方向】

- ・低所得者が必要なサービスを利用できるための支援策について、利用者が真に必要なサービスを見極めながら、時代に合った支援を引き続き展開していきます。

- 〔法定事項〕
- ・特定入所者介護サービス費
 - ・高額介護サービス費
 - ・高額医療合算介護サービス費

- 〔国・都の制度〕
- ・生計困難者等への利用者負担額軽減制度事業

- 〔江戸川区
独自制度〕
- ・江戸川区介護保険サービス利用者負担額助成事業
 - ・江戸川区高額介護サービス費等資金貸付事業

(2) 介護人材の確保に向けた各種事業の実施

【 現 状 】

- ・ 介護人材の新たな確保とともに、定着を図ることにより、中堅職員などを育成することが喫緊の課題となっています。

【 方 向 】

- ・ 資格の取得を目指す学生等に、区内介護事業所での就労を条件に経費を助成する「介護福祉士育成給付金」や「介護職員初任者研修等受講費用助成事業」により、人材の確保及び育成を図ります。
- ・ 就労やボランティア活動を希望する方、介護に関心がある方などを対象に、「介護の担い手研修」や「介護はじめてセミナー」を開催し、すそ野の拡大を図ります。
- ・ 区内介護保険サービス事業所を対象に、「介護人材採用力強化セミナー」を実施し、介護事業者が求める人材を適切に確保できるよう、職員採用や離職防止のノウハウの習得を支援します。
- ・ 福祉避難所の指定など区と防災協定を締結し、災害対応職員を配置する事業者に宿舍借り上げ経費を補助する「介護職員宿舍借り上げ支援事業」により、人材確保とともに災害対策の推進を図ります。
- ・ 3年以内に6割が離職する現状を踏まえ、一定年数事業所で働いた常勤職員に対し、奨励金を支給する「介護・福祉人材緊急確保・定着奨励金事業」により、職員の定着と中堅職員の育成、ひいてはサービスの質向上を図ります。
- ・ 中学生など若年層に向けた講座の開催や冊子等を作成し配布することにより、福祉教育の推進とともに介護の仕事が職業選択の候補のひとつとなるよう、周知・啓発を図ります。
- ・ 「人材の確保及び育成」「定着・離職防止」「事業者支援」「すそ野の拡大」「若年層への魅力発信」など、多角度から様々な事業展開を実施していきます。
- ・ 既存事業の見直しや拡充、情勢を鑑みた新規事業の創設など、現状にとらわれず実績や成果がより効率的かつ明確に得られるような施策の展開を図ります。

	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2023年度)	令和7年度 (2024年度)	令和8年度 (2025年度)
介護福祉士育成給付金	29 件	50 件	50 件	50 件	50 件
介護職員初任者研修等 受講費用助成事業	35 件	50 件	50 件	50 件	50 件
介護の担い手研修	123 人	130 人	130 人	130 人	130 人
介護はじめてセミナー	37 人	40 人	40 人	40 人	40 人
福祉のしごと相談会・面接 会	57 人	52 人	実施	実施	実施
介護人材採用力強化セミナー	27 人	50 人	50 人	50 人	50 人
介護職員宿舍借り上げ支 援事業	3 か所	4 か所	5 か所	5 か所	5 か所
介護・福祉人材緊急確保・ 定着奨励金事業	214 人	204 人	230 人	230 人	230 人

(3) サービスの質の向上のための方策

介護サービス従事者の資質向上

【現状】

- ・サービスの質の向上とともに、医療と介護の関係者による連携推進のため、「顔の見える関係づくり」の深化に取り組んでいます。具体的には、多職種連携を目的とした各種研修を行い、資質の向上や情報及び認識の共有などによる連携体制の強化に取り組んでいます。

【方向】

- ・医療と介護の連携など多職種連携の推進を目的とした会議や研修などを開催し、さらなる体制強化などを進めていきます。

	実績		計画		
	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2023年度)	令和7年度 (2024年度)	令和8年度 (2025年度)
多職種連携研修 (令和5年度) 高齢者や介護者等への自殺対策、障害者支援、家族介護者支援、高齢者虐待 など (令和4年度) 介護事業所におけるBCP策定について、ひきこもり、介護と仕事の両立(集合形式)、高齢者虐待、主任ケアマネジャーと熟年相談室	1,685回	Web視聴 1,000回 集合形式 出席者 250人	課題に応じてプログラムや実施方法を再編		
在宅医療・介護連携研修 (令和5年度) 日常の療養、入退院支援、看取りなど場面に応じた医療関係者からの講演 など (令和4年度) 高齢者のこころと薬、口腔ケアと介護予防、地域リハビリテーション、新型コロナウイルス感染症について	1,483回	Web視聴 1,500回 集合形式 出席者 50人			
	3,168回	Web視聴 2,500回 集合形式 出席者 300人			

動画視聴形式にて開催のため動画視聴回数。ただし、令和5年度は一部集合形式で実施する場合あり。

各種団体への支援

【 現 状 】

- ・「NPO法人江戸川区ケアマネジャー協会」や「江戸川区訪問介護事業者連絡会」、「江戸川区訪問看護ステーション連絡会」、「江戸川区地域密着型サービス事業者連絡会」などが組織されており、多職種による連携が深まりつつあります。
- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）や介護老人保健施設についても連絡会等が組織されており、緊密な情報交換が行われています。

【 方 向 】

- ・今後も各種団体の自主的な取組を支援し、質の向上に努めていきます。
- ・介護人材の確保や育成を支援するため、区内介護事業所に就職を希望する方や介護事業所を対象とした支援などを行っていきます。
- ・多職種連携を推進する支援事業を実施していきます。

		実績		計画		
		令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2023年度)	令和7年度 (2024年度)	令和8年度 (2025年度)
各種 連絡 会	ケアマネジャー等研修	3,168 回	Web 視聴 2,500 回 集合形式 300 人	継続	継続	継続
	江戸川区訪問介護 事業者連絡会	自主運営	自主運営	継続	継続	継続
	江戸川区地域密着型 サービス事業者連絡会	自主運営	自主運営	継続	継続	継続
	福祉のしごと相談・面接会 (地域密着型面接会)	10 月開催 57 人	9 月開催 52 人	実施	実施	実施
	介護はじめてセミナー	1 回 37 人	1 回 40 人	40 人	40 人	40 人
	介護の担い手研修	123 人	130 人	130 人	130 人	130 人
	介護人材採用力強化セミ ナー	27 人	50 人	50 人	50 人	50 人

動画視聴形式にて開催のため動画視聴回数

介護サービス情報の公表と第三者評価の推進

【 現 状 】

介護サービス情報

- ・利用者が各事業所の介護サービス情報を比較検討し、自分に合ったより良い事業者を選択することができるように、介護保険法に基づき、すべての事業者に対して介護サービスの内容や運営状況に関する情報を公表することが義務づけられています。

第三者評価

- ・介護保険サービスの質の評価は、第三者評価等により行うことが推進されています。
- ・外部評価の受審が義務づけられている認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスについて、第三者評価の受審費用に対する支援を行っています。

【 方 向 】

介護サービス情報

- ・利用者が安心してサービスを選択・決定できるよう、ホームページで公表されている「介護サービス情報」の周知を行い、利用を促進していきます。

第三者評価

- ・全ての介護サービス事業者について、サービスの質の向上に資するよう、第三者評価等の外部評価受審について意識啓発を図るとともに、併せて、利用者が事業者を選択する際の判断材料となるよう、評価結果を公表するよう指導していきます。
- ・外部評価の受審が義務付けられている認知症高齢者グループホーム等の地域密着型サービスについて、第三者評価受審費用に対する支援を引き続き実施し、介護サービスの質の向上に向けた事業者の取組を促進していきます。

相談及び苦情対応の強化

【 現 状 】

- ・区では、介護保険課と熟年相談室に身近な相談窓口を設置し、利用者、事業者双方の調整を行っています。
- ・相談窓口で受けた苦情は、区職員による電話や訪問、文書等で事業者に伝え、苦情対応状況の確認や事業者内でのサービス改善を促しています。

【 方 向 】

- ・熟年相談室の総合相談機能の整備を推進し、苦情対応の充実と強化を図ります。
- ・必要に応じて調査やサービスの改善に向けた助言を実施するなどきめ細かに対応し、利用者等からの苦情をきっかけとして、サービスの質の維持・向上に有効に役立てていきます。

		実績		計画		
		令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2023年度)	令和7年度 (2024年度)	令和8年度 (2025年度)
熟年相談室設置数		27 か所 (内分室 8)	27 か所 (内分室 8)	27 か所 (内分室 8)	27 か所 (内分室 8)	27 か所 (内分室 8)
相談 人数	熟年相談室	69,600 人	71,000 人	72,400 人	73,800 人	75,200 人
	介護保険課	12,600 人	10,077 人	12,000 人	12,500 人	13,000 人
健康サポートセンター		8 か所	8 か所	継続	継続	継続
苦情受付 (介護保険課・ 熟年相談室)		55 件	50 件	継続	継続	継続

介護給付適正化計画に基づく事業者指導等

【現 状】

- ・都の介護給付適正化計画に基づき、区は給付の適正化について、具体的な目標を定めています。

【方 向】

- ・介護給付適正化とは、受給者が真に必要とする過不足のないサービスを、事業者が適切に提供するように促すことであり、適切なサービスの確保とその結果としての費用の効率化を通じて介護保険制度への信頼を高め、持続可能な介護保険制度の構築に資するものです。
- ・今後、すべての団塊の世代が 75 歳以上となる 2025 年、さらにはすべての団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる 2040 年に向け、「要介護認定の適正化」、「ケアプラン等の点検」、「医療情報との突合・縦覧点検」を主要 3 事業とし、実施の効率化、充実化を図りつつ、介護給付の適正化を一層推進していきます。
- ・区内の介護事業者に対し、個別に実地等で行う運営指導、複数の介護事業者に対し集団で行う集団指導を引き続き実施し、適正な事業所運営を支援していきます。

〔事業者指導の計画〕

	実績		計画		
	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2023年度)	令和7年度 (2024年度)	令和8年度 (2025年度)
地域密着型サービス等 (運営指導)	49 件	70 件	70 件	70 件	70 件
地域密着型サービス等 (集団指導)	2 件	3 件	3 件	3 件	3 件

5 権利擁護事業の充実

(1) 判断能力が低下した人への支援

【 現 状 】

- ・日常生活上の判断能力に不安のある高齢者や障害者の相談・支援を行うため、社会福祉協議会に「安心生活センター」が設置されています。
- ・安心生活センターでは、日常の生活を支えるため、福祉サービスの利用相談や手続き支援、日常的な金銭管理、書類等の預かりを行う「安心生活サポート事業」や、成年後見制度の利用相談などを行っています。

【 方 向 】

- ・今後、利用者は増加していくと考えられ、安心生活サポート事業、成年後見制度といった権利擁護事業について、必要な人が活用できるように周知を図るとともに、社会福祉協議会へも必要な支援を行います。
- ・「成年後見制度の利用促進に関する法律」に基づき、利用促進につなげる様々な取組を進めます。そのため、安心生活センターを権利擁護支援の地域連携ネットワークの整備・運営の中核機関と位置づけ、熟年相談室やなごみの家とも連携しながら利用者支援に努めます。
- ・弁護士・司法書士等の職能後見人への報酬を負担できない人に対して法人後見や報酬助成を行うなど、成年後見制度の利用促進を図ります。

(2) 高齢者虐待への対応

【 現 状 】

- ・介護保険課、熟年相談室で高齢者虐待の相談・通報を受け付けています。相談・通報があった際には、区と熟年相談室が連携し、ケアマネジャーや関係機関等の協力による養護者のサポート、見守り、虐待被害者の保護等の対応を行っています。
- ・介護疲れや悩み等から高齢者虐待につながる恐れのあるケースについては、熟年相談室がケアマネジャーや民生・児童委員等と協力し、早期発見、早期対応に取り組んでいます。
- ・虐待の認識がない場合等、通報に至らないケースもあるため、高齢者虐待に関する情報の周知を図り、相談の敷居を下げることで潜在化を防ぐ取組を行っています。この結果、近年通報件数が増加しています。
- ・老人福祉法上の措置案件など深刻なケースも増加しており、緊急性が高いものや困難なケースへの対応、ケース記録の作成・管理に係る関係職員の負担増は喫緊の課題となっているため、虐待の対応・体制の強化を図っています。
- ・医師会、弁護士会、臨床心理士、警察、介護サービス事業者、民生・児童委員などの支援ネットワークを活用して対応しています。

【 方 向 】

- ・高齢者虐待対応のマニュアルやガイド機能を備え、確実な記録を可能とする「高齢者虐待対応システム」と、支援ネットワークを活用しながら専門家を交えたケア会議等の実施を推進することで、より効率的で効果的な対応をしていきます。
- ・熟年相談室の対応を強化するため、臨床心理士や弁護士などの専門家を交えた事例研修等を引き続き実施します。
- ・高齢者虐待の未然防止と早期発見のため、相談窓口を明確にするとともに、虐待の疑いを感じたらすぐに相談できるよう、区ホームページやSNS、ポスター等を活用し、露出度を上げることで啓発を図ります。
- ・高齢者虐待防止に関する研修や集団指導をさらに充実させ、虐待を早期発見できる環境づくりを進め、介護従事者による虐待防止を図ります。

6 介護保険事業の推進

(1) 公平・公正な要介護認定の実施

【現状】

- ・要介護認定審査及び判定を行う第三者機関として、医療・保健・福祉の各分野の専門家からなる介護認定審査会を設置し、公平・公正な要介護認定の実施に取り組んでいます。
- ・適切かつ公平な要介護認定を行うために、認定調査票の全件内容確認、認定調査員通信の発行、認定審査会委員・認定調査員の研修を行っています。
- ・新規申請者は、区職員が区が委託しているNPO法人江戸川区ケアマネジャー協会の調査員が、更新・変更申請者は、主に委託している居宅介護支援事業所の調査員が認定調査を担当・実施しています。

【方向】

- ・介護保険の要介護認定の公平性を保ち、介護保険サービスを安心して利用できるよう、引き続き全国一律の基準に基づいた要介護認定が適切かつ迅速に実施されるよう持続可能な審査会の運営に取り組めます。
- ・介護認定審査会委員及び専門調査員、認定調査員、主治医に対する研修を充実し、より公平な要介護認定を推進します。
- ・介護認定審査会のデジタル化を推進、ペーパーレス会議システムの導入及びオンライン審査会の実施など効率的な運営に取り組んでいきます。

	実績		計画		
	令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2023年度)	令和7年度 (2024年度)	令和8年度 (2025年度)
委員研修	5回	8回	継続	継続	継続
調査員研修	5回	4回	継続	継続	継続
認定調査員通信の発行	1回	1回	継続	継続	継続

(2) 各種介護保険事業の指定事務の実施

【 現 状 】

- ・地域密着型サービス事業者、介護予防・生活支援サービス事業者及び居宅介護支援事業者については、地域の実情に応じた多様なサービス提供体制を確保するため、区が指定を行っています。
- ・いずれの事業についても、指定基準の遵守状況等を定期的に確認するため、6年ごとに指定更新を行っています。

【 方 向 】

地域密着型サービス

- ・公平・公正の観点から、地域密着型サービスの適正な実施を図るため、「地域密着型サービス運営委員会」を設置し、サービス事業者の指定や指定拒否その他必要事項に関して、適宜意見聴取を行います。
- ・区では整備状況を踏まえつつ、十分かつ利用者の立場に立ったサービス提供が確保されるよう、公募により、健全で円滑な事業運営を見込める地域密着型サービスの指定候補事業者の選定を行います。

介護予防・生活支援サービス、居宅介護支援

- ・新規指定、指定更新等の事務について、区が適切に行います。

(3) 業務効率化に向けた取組

- ・各種介護保険事業において、提出書類の削減や電子申請ができる申請を増やすなど、業務の効率化を進めてきました。
- ・今後も国や都の動向を注視し、継続的な見直しを行いながら、適宜、簡素化、ICT等の活用について取り組んでいきます。
- ・介護保険システム標準化への対応は、目標時期である令和7年度(2025年度)中までに対応を進め、区民サービスの向上、業務効率化となるような環境を整備します。

(4) 介護保険事業計画の推進・評価

【 現 状 】

- ・区では、「江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討委員会」、「江戸川区地域密着型サービス運営委員会」、「江戸川区地域包括支援センター運営協議会」等において、計画の進捗状況の把握・点検等を行っています。

【 方 向 】

- ・介護保険の現状や動向を随時、点検・評価していくとともに、要介護認定やサービス利用の動向などの様々な課題について、区民、事業者、関係機関等の声を聞きながら分析・検討し、計画の進捗状況の管理や評価を行います。
- ・3年に1度、計画改定のための基礎調査等の結果をもとに、中間アウトカム指標（各柱の指標）及び総合指標（幸福度）の達成状況を確認・点検することで、重点施策の効果を測定していきます。

実績		計画		
令和4年度 実績	令和5年度 (見込み)	令和6年度 (2023年度)	令和7年度 (2024年度)	令和8年度 (2025年度)
計画の推進・評価	第9期計画に向けて の諸課題整理	計画の推進・評価	計画の推進・評価	中間アウトカム・幸福度 の達成状況確認 第10期計画に向けて の諸課題整理

資料

1

江戸川区熟年しあわせ計画及び介護保険事業計画検討
委員会委員名簿

区 分	氏 名	所属等
学識経験者	太 田 貞 司	公立大学法人長野大学 神奈川県立保健福祉大学
	澤 岡 詩 野	ダイヤ高齢社会研究財団
医 療 保 健 関 係 者	小 川 勝	江戸川区医師会
	浅 岡 善 雄	
	小 宮 徳 春	江戸川区歯科医師会
	大 林 武 史	江戸川区薬剤師会
	藤 井 かおる	東京都医療ソーシャルワーカー協会
	江 頭 勇	江戸川区訪問看護ステーション連絡会
社 会 福 祉 関 係 者	林 義 人	江戸川区熟年者福祉施設連絡会
	三 田 友 和	NPO法人江戸川区ケアマネジャー協会
	江 澤 岳 広	江戸川区訪問介護事業者連絡会
	梅 澤 宗一郎	江戸川区地域密着型サービス事業者連絡会
	佐 藤 豊 朗	熟年相談室（地域包括支援センター）
	寺 沢 トキヨ	江戸川区民生・児童委員協議会
	山 崎 実	江戸川区社会福祉協議会
	小 嶋 亮 平	なごみの家（江戸川区社会福祉協議会）
区 民 (被保険者)	阿 部 仁	公 募
	片 岡 英 枝	
	行 田 元	
	保木本 まり子	
	中 川 泰 一	江戸川区連合町会連絡協議会
	野 村 和 男	江戸川区くすのきクラブ連合会
	石 井 恵 子	江戸川区ファミリーヘルス推進員会協議会
区議会議員	所 隆 宏	江戸川区議会議員
	鹿 倉 勇	江戸川区議会議員
行政代表	船 崎 ま み	江戸川区副区長

は委員長、 は副委員長

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の概要

- ・令和5(2023)年5月に、全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律(令和5年法律第31号)が成立しました。この法律は、医療、介護、少子化対策など、社会保障全般に関係するものですが、その中で「医療・介護の連携機能及び提供体制等の基盤強化」として、介護保険関係の改正が盛り込まれています。

・介護情報基盤の整備

介護保険者が被保険者等に係る医療・介護情報の収集・提供等を行う事業を医療保険者と一体的に実施

・介護サービス事業者の財務状況等の見える化

介護サービス事業所等の詳細な財務状況等を把握して政策立案に活用するため、事業者の事務負担にも配慮しつつ、財務状況を分析できる体制を整備

・介護サービス事業所等における生産性の向上に資する取組に係る努力義務

介護現場における生産性の向上に関して、都道府県を中心に一層取組を推進

・看護小規模多機能型居宅介護のサービス内容の明確化

看多機について、サービス内容の明確化等を通じて、更なる普及を進める

・地域包括支援センターの体制整備等

地域の拠点である地域包括支援センターが地域住民への支援をより適切に行うための体制を整備

全国介護保険担当課長会議資料

本冊子の内容について、ご意見をお寄せください。

ご意見は、以下のいずれかの方法でご提出をお願いします。

その際の郵送料・通信料はご負担ください。

1 インターネット

区ホームページ [「福祉・介護に関するお知らせ」](#)に掲載



(URL)

https://www.city.edogawa.tokyo.jp/e039/kenko/fukushikaigo/info/jukunen_9kaigo_chukan.html

2 郵送(手紙・市販のはがき等)

(宛先) 〒132-8501 江戸川区中央1丁目4番1号
江戸川区 福祉部 福祉推進課 計画係

3 ファックス

(ファックス番号) 03-3652-9857

4 区役所への持ち込み

(窓口) 区役所本庁舎 2階3番 福祉部 福祉推進課 計画係
(受付時間) 平日 午前8時30分から午後5時15分まで

ご提出の締切年月日は以下の通りです。

令和5年12月15日(金)(当日の消印有効)

ご提出にあたっては、ご氏名(ふりがな) 電話番号 区内在住・在勤・在学・該当なしの区分 区内在住・在勤・在学以外の方がご提出いただく場合はその理由 ご意見を明記してください。

江戸川区
熟年しあわせ計画(老人福祉計画)及び第9期介護保険事業計画
中間のまとめ
令和5年12月

発行 江戸川区福祉部福祉推進課計画係
住所：〒132-8501 東京都江戸川区中央一丁目4番1号
電話：03(5662)1275